令和７年２月14日（金曜日）

〇出席議員（12名）

１番	木下智治 議員	７番	尾田良一 議員
２番	三浦克欣 議員	８番	土本 稔 議員
３番	合田 宏 議員	９番	笹川広美 議員
４番	角 久子 議員	10番	南 昭榮 議員
５番	澤 良一 議員	11番	甲部昭夫 議員
６番	古玉いづみ 議員	12番	坂井幸雄 議員

〇説明のため出席した者

町長	宮下為幸	長寿福祉課長	田畠洋子
教育長	林 大智	健康保険課長	山辺浩久
参事兼総務課長	横井正之	土木建設課長	笹谷 学
参事兼生活環境課長	田中 智	農林課長	藤岡桂一
企画情報課長	岩田 正	学校教育課長	清酒秀樹
会計管理者兼住民窓口課長	宮川清美	生涯学習課長	木幡嘉広
税務課長	土屋金蔵	企画情報課担当課長	辻口 要

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山　本　　貴	書	記	北　野　勝　之
議会事務局長補佐	神　保　悦　子			

○議事日程（第１号）

令和７年２月14日　　午前10時00分開議

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　発委第１号　中能登町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

日程第３　報告第11号　専決処分の報告について（令和６年度中能登町一般会計補正予算）

議案第53号　中能登町立学校教育振興基金条例の制定について

議案第54号　刑法等一部改正法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

議案第55号　中能登町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第56号　中能登町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第57号　中能登町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第58号　中能登町立保育園条例の一部を改正する条例について

議案第59号　中能登町体育施設条例の一部を改正する条例について

議案第60号　中能登町老人福祉センター条例の一部を改正する条例について

議案第61号　中能登町営住宅条例の一部を改正する条例について

議案第62号　中能登町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第63号　中能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に要する費用徴収条例の一部を改正する条例について

議案第64号　中能登町学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について

議案第65号　令和６年度中能登町一般会計補正予算

議案第66号　令和６年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第67号　令和６年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第68号　令和６年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第69号　令和６年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算

議案第70号　令和６年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第71号　令和６年度中能登町水道事業会計補正予算

議案第72号　令和６年度中能登町下水道事業会計補正予算

議案第73号　令和７年度中能登町一般会計予算

議案第74号　令和７年度中能登町後期高齢者医療特別会計予算

議案第75号　令和７年度中能登町介護保険特別会計予算

議案第76号　令和７年度中能登町国民健康保険特別会計予算

議案第77号　令和７年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算

議案第78号　令和７年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算

議案第79号　令和７年度中能登町水道事業会計予算

議案第80号　令和７年度中能登町下水道事業会計予算

日程第４　常任委員会付託

午前10時00分　開議

◎開　　議

○議長（笹川広美議員）　おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより令和６年度中能登町議会３月定例会議を再開します。

なお、本定例会議の会議期間は、会議日程のとおり本日から２月28日までの15日間とします。

また、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

次に、諸般の報告をします。

地方自治法第121条の規定による本会議に出席する者を別紙の説明員職氏名一覧表としてお手元に配付しましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（笹川広美議員）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、３番　合田　宏議員、４番　角　久子議員を指名します。

◎議案の上程

○議長（笹川広美議員）　日程第２

発委第１号　中能登町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案書は、その１の３ページ及び４ページとなります。

発委第１号について、提出者の坂井幸雄議会運営委員長から趣旨説明を求めます。

〔12番（坂井幸雄議員）登壇〕

○12番（坂井幸雄議員）　ただいま議題となりました議会運営委員会発委第１号　中能登町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提出者として説明を申し上げます。

この条例改正は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

刑法等の改正内容は、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設するもので、この改正に伴い、条例中の「懲役」の字句を「拘禁刑」に改めるものであります。

この条例の施行期日は、令和７年４月１日からであります。

以上で説明を終わります。

◎質　　疑

○議長（笹川広美議員）　説明が終わりました。

これより、発委第１号について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ないようであります。

これで質疑を終結します。

◎討論、採決

○議長（笹川広美議員）　次に、発委第１号について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ないようであります。

以上で討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。

発委第１号　中能登町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員）　起立全員であります。

よって、発委第１号は、原案のとおり可決されました。

◎議案の一括上程

○議長（笹川広美議員）　日程第３

報告第11号　専決処分の報告について

議案第53号　中能登町立学校教育振興基金条例の制定について

議案第54号　刑法等一部改正法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

議案第55号　中能登町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第56号　中能登町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第57号　中能登町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第58号　中能登町立保育園条例の一部を改正する条例について

議案第59号　中能登町体育施設条例の一部を改正する条例について

議案第60号　中能登町老人福祉センター条例の一部を改正する条例について

議案第61号　中能登町営住宅条例の一部を改正する条例について

議案第62号　中能登町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第63号　中能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に要する費用徴収条例の一部を改正する条例について

議案第64号　中能登町学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について

議案第65号　令和６年度中能登町一般会計補正予算

議案第66号　令和６年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第67号　令和６年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第68号　令和６年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第69号　令和６年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算

議案第70号　令和６年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第71号　令和６年度中能登町水道事業会計補正予算

議案第72号　令和６年度中能登町下水道事業会計補正予算

議案第73号　令和７年度中能登町一般会計予算

議案第74号　令和７年度中能登町後期高齢者医療特別会計予算

議案第75号　令和７年度中能登町介護保険特別会計予算

議案第76号　令和７年度中能登町国民健康保険特別会計予算

議案第77号　令和７年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算

議案第78号　令和７年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算

議案第79号　令和７年度中能登町水道事業会計予算

議案第80号　令和７年度中能登町下水道事業会計予算

以上の報告１件、議案28件を一括して議題といたします。

◎提案理由説明

○議長（笹川広美議員）　町長から提案理由の説明を求めます。

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長　本日ここに、令和６年度中能登町議会３月定例会議の開会に当たり、町の近況について申し述べるとともに、提案いたしました各議案についてご説明をいたします。

まず初めに、２月に入り、４日から10日にかけて今季最強・最長の大寒波が日本列島に襲来し、日本海側を中心に各地で記録的な大雪となり、車両の事故や立ち往生、交通機関の乱れなど多くの被害をもたらしました。

北海道内で比較的積雪が少ない帯広市では12時間で120センチメートルを超える降雪量を記録し、国内の観測史上最大となりました。このほか、６時間の降雪量が新潟市では44センチメートル、七尾市でも25センチメートルと、一時、顕著な大雪に関する気象情報も発表されました。

当町におきましても、４日からの降雪により、11日までに３度の町内一斉除雪と一部除雪を行うなど大雪の対応に追われました。現在、大雪のピークは過ぎましたが、震災の被害を受けた家屋などの倒壊や屋根からの落雪、路面凍結によるスリップ、水道管の凍結による漏水などに十分注意していただきたいと思います。

それでは、本定例会議に提案いたしました議案の主な内容につきまして、順次ご説明をいたします。

初めに、報告第11号　令和６年度中能登町一般会計補正予算の専決処分につきましては、令和７年２月４日からの大雪に伴い、町内一斉除雪を実施したことにより、今後の除雪に係る経費が不足することから、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ191億9,720万7,000円とし、令和７年２月５日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第２項の規定により議会に報告するものであります。

次に、議案第53号　中能登町立学校教育振興基金条例の制定についてであります。

この条例は、中能登町立小学校、中学校の教育の振興を図るため、中能登町立学校教育振興基金を制定するものであります。

次に、議案第54号　刑法等一部改正法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。

この条例は、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律が公布され、一部の規定を除き、刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令により令和７年６月１日から施行されることとなったため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第55号　中能登町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、職員が仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備や、夏季における心身の健康の維持及び増進または家庭生活の充実などを図るため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第56号　中能登町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第57号　中能登町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、人事院の国家公務員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員の給与の改定等を行うため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第58号　中能登町立保育園条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、町立保育園の認定こども園へ

の移行に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第59号　中能登町体育施設条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、鳥屋武道館を体操競技用施設として明確化するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第60号　中能登町老人福祉センター条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、中能登町老人福祉センターの入浴事業を取りやめ、高齢者の集いの場として機能転換を図るため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第61号　中能登町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、芹川住宅及び久江住宅の用途を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第62号　中能登町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、栄養士法の改正による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第63号　中能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に要する費用徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、町立保育園の認定こども園への移行に伴い、教育認定の一時預かり保育に係る費用徴収額を定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第64号　中能登町学校給食費徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、保護者の経済的負担の軽減と子育て支援拡充の観点から、学校給食費を完全無償化するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第65号　令和６年度中能登町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ331万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ192億52万4,000円とするものであります。

また、第２表の繰越明許費の補正につきましては、戸籍住民基本台帳費のほか24の事業について、年度内の事業完了が見込めないため繰越明許費の設定を行うものであります。

第３表の地方債の補正につきましては、農業農村整備事業のほか９つの事業について、事業費の決算見込みなどにより起債の限度額7,440万円を追加するものであります。

まず、補正予算の歳入の増額の主なものは、第14款国庫支出金の民生費、国庫負担金として1,875万6,000円、第15款県支出金の農林水産業費県補助金として8,272万2,000円、第17款寄附金のふるさと応援寄附金として6,940万円、第18款繰入金の基金繰入金として１億8,424万6,000円、第20款諸収入の雑入として8,804万3,000円であります。

また、歳入の減額の主なものは、第１款町税の町民税個人現年課税分として7,000万円、第14款国庫支出金の災害復旧費国庫負担金として２億2,926万8,000円、土木費国庫補助金として2,272万9,000円、第15款県支出金の総務費県補助金として１億9,747万6,000円、土木費県補助金1,538万8,000円であります。

次に、補正予算の歳出で増額の主なものは、第２款総務費の一般管理事業費として１億7,657万6,000円、企画総務費として1,465万5,000円、第３款民生費の保育園運営費として1,173万5,000円、第６款農林水産業費の地域農政推進対策事業費として１億334万8,000円、地籍調査事業費として1,363万円、第８款土木費の土木総務費として２億1,769

万2,000円であります。

また、歳出の減額の主なものは、第２款総務費の災害対策費として4,082万円、第３款民生費の老人福祉事務事業として2,122万円、災害救助費として１億476万5,000円、第８款土木費の被災宅地等復旧支援事業として１億1,813万9,000円、私道復旧事業として1,000万円、土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援事業として3,000万円、住宅・建築物耐震改修等促進事業として8,243万3,000円、第11款災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業費として7,901万1,000円、公立学校施設災害復旧事業費として2,000万円、公共施設災害復旧事業費として3,435万円であります。

次に、議案第66号　令和６年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ804万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億1,301万9,000円とするものであります。

補正予算の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものであります。

次に、議案第67号　令和６年度中能登町介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億2,988万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億4,323万3,000円とするものであります。

補正予算の主なものは、介護サービス及び支援サービス等の負担金を減額するものであります。

次に、議案第68号　令和６年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,759万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億1,859万7,000円とするものであります。

補正予算の主なものは、一般被保険者高額療養費の負担金及び国県等への返還金を増額するものであります。

次に、議案第69号　令和６年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ193万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,470万8,000円とするもので、決算見込みによるものであります。

次に、議案第70号　令和６年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,171万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億6,456万1,000円とするもので、当初予定していたケーブルの支障移設工事が実施されなかったことによるものであります。

次に、議案第71号　令和６年度中能登町水道事業会計補正予算につきましては、資本的収入で9,510万円、資本的支出で１億1,310万円をそれぞれ増額するものであります。

また、企業債の補正につきましては、災害復旧事業について限度額3,820万円を追加するものであります。

補正予算の主なものは、水道の災害復旧に係る委託料及び工事請負費を増額するものであります。

次に、議案第72号　令和６年度中能登町下水道事業会計補正予算につきましては、収益的収入で4,344万8,000円、収益的支出で2,788万1,000円をそれぞれ増額し、資本的収入及び支出で5,100万円をそれぞれ減額するものであります。

また、企業債の補正につきましては、特定環境保全公共下水道事業及び災害復旧事業について、限度額１億9,833万3,000円を減額するものであります。

債務負担行為の補正につきましては、中能登町下水道処理施設維持管理業務委託について、限度額を５億8,102万円から６億622万9,000円に変更するものであります。

補正予算の主なものは、下水道施設に係る

維持管理費や災害復旧工事、更新工事の決算見込みによるものであります。

次に、議案第73号から議案第80号までの令和７年度の当初予算につきましては、骨格予算を基本としつつ、能登半島地震からの一日も早い復旧・復興事業に係る経費をはじめ、既存施設の維持管理費用や廃止施設の解体等に必要な経費、デジタル化への対応や脱炭素社会に向けたカーボンニュートラルへの取組に必要な経費を計上しております。

政策的な事業につきましては、令和７年６月定例会議以降の補正予算において対応することとしておりますので、ご理解のほどお願いをいたします。

まず、議案第73号　令和７年度中能登町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143億3,900万円とするものであります。

第２表の地方債では、各事業の地方債限度額を総額で14億5,710万円とするものであります。

令和７年度の新たな事業としましては、第２款総務費の情報管理事業で、国が進める基幹業務システムの標準化や端末の更新に係る経費、財産管理事業で、旧庁舎解体に係る経費、石川県復興基金を活用した地域コミュニティ施設などの再建支援に係る経費、システムの標準化に伴う戸籍総合システム改修等に係る経費、第４款衛生費の環境衛生事業費で、カーボンニュートラル推進に係る経費、第９款消防費の防災対策費で、地域防災計画修正業務及び防災行政無線実施設計業務に係る委託料を計上しました。

次に、議案第74号　令和７年度中能登町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、後期高齢者医療広域連合への納付金などの予算を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億3,679万円とするものであります。

次に、議案第75号　令和７年度中能登町介護保険特別会計予算につきましては、介護サービス及び支援サービス等に係る経費を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億7,321万7,000円とするものであります。

次に、議案第76号　令和７年度中能登町国民健康保険特別会計予算につきましては、一般被保険者への療養給付費や国保事業費納付金などを計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億4,900万円とするものであります。

次に、議案第77号　令和７年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算につきましては、春木地内の分譲宅地販売に係る経費を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,019万7,000円とするものであります。

次に、議案第78号　令和７年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算につきましては、ケーブルテレビの加入促進を図り、放送サービスの運営費や音声告知端末サービスの管理に係る経費を計上したほか、放送センター設備関連機器の更新に係る経費を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億4,660万6,000円とするものであります。

次に、議案第79号　令和７年度中能登町水道事業会計予算につきましては、収益的収入を４億9,582万円、収益的支出を４億8,117万円とし、資本的収入を３億5,901万5,000円、資本的支出を５億9,598万円とするものであります。

主な事業としましては、水道事業の運営費や水道管の老朽管更新事業、下水道災害復旧事業に伴う水道管の支障移設工事を行うものであります。

次に、議案第80号　令和７年度中能登町下水道事業会計予算につきましては、収益的収入及び支出を10億9,157万3,000円、資本的収入を20億244万2,000円、資本的支出を22億9,148万4,000円とするものであります。

主な事業としましては、下水道事業の運営費や下水道施設の改築更新事業、災害復旧事

業などを行うものであります。

以上、本日提出いたしました議案各件につきまして、その大要をご説明申し上げました。議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただき、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（笹川広美議員）　町長の提案理由の説明が終わりました。

◎議 案 説 明

○議長（笹川広美議員）　これより、本定例会議に上程されました報告１件、議案28件について一括して議案の説明及び質疑を行いますが、執行部におかれましては、説明は簡潔、明瞭で、答弁は的確なものとされるよう求めておきます。

なお、予算関係の議案第65号から議案第80号までの議案については、予算決算常任委員会に付託の予定でありますが、議案第65号から議案第72号までの補正予算についての質疑は、18日の予算決算常任委員会で行いますので、ここでの質疑は省略します。

また、議案第73号から議案第80号までの当初予算については、説明及び質疑ともに予算決算常任委員会で行いますので、ここでの説明及び質疑は省略します。

それでは、報告第11号　専決処分の報告について（令和６年度中能登町一般会計補正予算）について説明を求めます。

議案書は、その２の４ページから12ページとなります。

この報告は、地方自治法第180条の規定による報告事項であり、承認、議決を要するものではないことを申し添えておきます。

横井参事兼総務課長

〔横井正之参事兼総務課長登壇〕

○横井正之参事兼総務課長　それでは、議案書４ページを御覧ください。議案書その２であります。

報告第11号　専決処分の報告について。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、令和６年度中能登町一般会計補正予算を次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告するものであります。

続いて、６ページを御覧ください。

令和６年度中能登町の一般会計補正予算は、次に定めるところによるものであります。

今回の専決補正では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ191億9,720万7,000円とするもので、令和７年２月５日、専決としたものであります。

次に、11ページを御覧ください。

歳入になります。

第18款繰入金の基金繰入金、財政調整基金繰入金4,500万円は、財源調整のため基金から繰入れを行ったものであります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　笹谷土木建設課長

〔笹谷　学土木建設課長登壇〕

○笹谷　学土木建設課長　それでは、議案書12ページをお願いいたします。

歳出になります。

８款土木費、２項４目１細目除雪費で、12委託料について4,500万円の増額補正であります。

これは、令和７年２月４日から５日にかけて非常に強い寒気の流入により５日に町内全域の一斉除雪を実施しました。今後も強い寒気の流入が予想されることから、除雪作業にかかる委託料が不足となるため、一斉除雪1,000万円を３回分、一部除雪500万円を３回分、合計4,500万円の増額であります。

説明は以上であります。

○議長（笹川広美議員）　説明が終わりました。報告第11号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ないようであります。

以上で報告を終結します。

次に、議案第53号　中能登町立学校教育振興基金条例の制定について説明を求めます。

議案書は、13ページ及び14ページとなります。

清酒学校教育課長

〔清酒秀樹学校教育課長登壇〕

○清酒秀樹学校教育課長　それでは、議案書の13ページをお願いいたします。

議案第53号　中能登町立学校教育振興基金条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり提出するものであります。

議案書は14ページですが、説明資料の３ページで説明させていただきます。

制定の理由でありますが、中能登町立小学校及び中学校の教育の振興を図るため、中能登町立学校教育振興基金を制定するものであります。

制定の概要でありますが、基金の設置、管理、運用益金の処理と繰替え、基金の処分について明文化するものであります。

この条例の施行期日は公布の日であります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　説明が終わりました。議案第53号について質疑はありませんか。

７番　尾田良一議員

○７番（尾田良一議員）　議案第53号　教育振興基金の制定ということについて、私、途中というか補欠選挙で入ったものですから、こういう基金の制定に関するプロセスは詳しく存じておりませんので、重複になるかもしれませんけれども、よろしくお願いします。

まず素朴な質問なんですけれども、教育振興基金を制定するという、それに関してその動機となったこと、何か具体的なものはあったのでしょうか。

例えば、この町はほかの町に比べて絶対にこういうこと、学業というかな、そういったものについてはほかの町には追随を許さない、そういうようなことをやりたいんだということなのか、あるいはもっと具体的に、今よくはやっています何々オリンピック、例で言えば数学オリンピックとかそういったものに向けた対策をやろうというのか。そういったところがちょっと分からないので、何か具体的な施策がおありでしたらお知らせください。

さらにそれに続いて、そういったことをやる以上、教育振興基金というものを制定する場合には金額、お金の面でもいろいろと問題になると思いますので、その点についても、もしお分かりになるのであればその範囲でお知らせください。

また、いつから適用されるものなのか。これは具体的なことをしないと、いつからあれするのかというのは分かりにくいかと思いますので、その３点についてご質問します。

○議長（笹川広美議員）　清酒学校教育課長

○清酒秀樹学校教育課長　それでは、尾田議員の質問にお答えします。

まず１点目の動機のようなものはあるのかということになりますが、これは委員会のほうでも説明はさせていただいておりますが、まず、基本的には学校における教育の環境の充実というものが一番大きな動機というか目的になります。

通常の予算では購入できないそういったものが多々ありますが、そういったものを、例えばでいいますと高額な備品、それから図書、そういったものからあとは教育に活動として必要となる資金というような感じで現在考えております。

続いて２点目の金額に関することなんですが、基金についてはこれから積立てしていく感じになりますが、主にふるさと応援寄附

金、そういったものをまず一番金額的に積み立てられる額として大きなものとしてはそういうふるさと応援寄附金、それから一般の寄附もちょこちょことあるんですが、そういったことと、廃棄するような備品をメルカリに販売しておりまして、これはあまり期待できるものではありませんが、そういった感じで特定の教育に関して必要となる基金を積み立てていきたいということで、額については、目標額は今のところありませんが、それなりに積立てをして充実に向けた、そういった基金でいろいろなことができればいいかなと考えております。

あと３点目のいつからということで、今日この条例を制定させていただく形で、施行期日は公布の日ということで、議会が承認いただいた日からこの基金制定という形になりますので、議会終了後という形になりまして、今後大いに使わせていただく基金として積み立てていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　尾田議員

○７番（尾田良一議員）　質問の２番目と３番目、例えば、ふるさと応援基金を使うことによる資金をつくるということ、あるいは額はまだ分からん。それは確かに分からんで結構です。

だけど一番大切なのは、１番目の課長はおっしゃっていました環境の充実、あるいはそれには具体的には備品を十分にする、あるいは活動資金をどこかから取ってくる。そういうことは分かるんですけれども、教育というのは、本来周りがあって、あるいは外部環境が整ったから教員ができるというものではないと思うんですよ。教育というのは、もっとハードではなくてソフトな面で、子供たちが教育に対してのモチベーションをもっと高められるような状況をつくるということですから、結局は今欠けている、全国的に、私のこれは個人的な意見で恐縮なんですけれども、全国的に欠けているというふうに私は感じているのは道徳的な面。戦後の道徳というのは非常に具体的な要素に欠けるものであるということはよく言われていますけれども、そういった面で、道徳面をもっと改善することが本当の意味での学力向上にもつながっていくんじゃないかというふうに私個人的には考えているんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（笹川広美議員）　清酒学校教育課長

○清酒秀樹学校教育課長　尾田議員さんの再質問ということになりますが、道徳の改善というか、ソフト面をしっかり充実させるということは、当然、学校教育課、教育委員会としてもしっかりここは捉えて、学校現場、先生方にもしっかりこの辺はお伝えなりしていっていますし、教育委員会としてもこの辺は力を入れていきたい感じで、まず中身の充実というのは大変重要だと思っていますので、今後またそれに向けて取り組んでいきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（笹川広美議員）　尾田議員

○７番（尾田良一議員）　前向きに考えていらっしゃることはよく理解いたしました。

ただ一つ、道徳というものを考える場合に、僕は一般質問とかにしたかったんですけど、僕は途中入りなのでできませんので、今ここで軽くお伺いしたいと思うんですけれども。

戦後、修身というものはなくなりましたよね。あの修身というものは、頭からあかんもんや、いけないものだというふうに考えることは、僕は間違いだと思っているんです。確かに軍国主義とかそういうよくない面も確かにあるんですけれども、専門の道徳の教えよりも物すごく具体性に富んでいるということは、私、修身を何回も読んで思っているんですけれども、そういったことに関しては、課長はいかが考えていらっしゃいますか。お伺いします。

○議長（笹川広美議員）　清酒学校教育課長

○清酒秀樹学校教育課長　尾田議員さんの再々質問になるんですが、私も現場にはあまり詳しくないということで、教育長の答弁でもよろしいでしょうか。

すみません。では、お願いいたします。

○議長（笹川広美議員）　林教育長

〔林　大智教育長登壇〕

○林　大智教育長　尾田議員の再々質問にお答えいたします。

修身という形で、日本の道徳というものは確かに意義のあるものだろうと思っています。

これからの子供たちは、自分たちの生きる道は自分たちで切り開いていく時代であります。そうすると自分たちのことを自分たちで解決していく力が必要であり、そういった道徳の力がこれからも必要であると思っています。

ならんものはならん、これはもちろんそうです。しかし、その中で自分たちで解決していけること、例えば校則であったり自分たちが生きていきやすいようなものを自分たちで考える、そういった時間をこれからつくっていくことがこれからの道徳の中では必要ではないか、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　尾田議員

○７番（尾田良一議員）　教育長の答弁、非常によく分かるんですけれども、私が意図したことは、要するに具体性があるということと、具体性があると子供らは、いじめにしろ、いじめばかりでもないんですけれども家庭環境を正しく理解するとかというような面で、やっぱりそういう道徳の教科書よりも修身のいい面を利用すれば、もっと具体的なことが書かれているので、子供たちの一挙手一投足に非常にそれを行動していく上で、教育長がおっしゃったように自分たちで全てを解決していく上で非常に手助けになるんじゃないかということを思ったものですから、修身というものは再考する余地があるんじゃないかというふうに思ったわけです。

以上です。ありがとうございました。

これは答えていただく必要はありません。

○議長（笹川広美議員）　今ほど尾田議員のほうから様々質疑がございました。この議案に対する質疑は、ご自身の様々な思いを語るというそういう場ではありませんので、そういうものはまた一般質問等で行っていただきたいと思いますので、議員の皆さん、今後の質疑に関してご注意願います。

それでは、ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ないようであります。

次に、議案第54号　刑法等一部改正法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について説明を求めます。

議案書は、15ページから17ページとなります。

横井参事兼総務課長

○横井正之参事兼総務課長　それでは、議案書の15ページを御覧ください。

議案第54号　刑法等一部改正法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提出するものであります。

議案書は15ページから17ページまでですが、説明資料のその２、４ページで説明をいたします。

まず、今回の改正の理由ですが、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律が令和４年６月17日に公布され、一部の規定を除き、令和５年11月10日に公布された刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令により令和７年６月１日から施行されることになったため、所要の改正を行うものであります。

改正の概要ですが、刑法等の一部改正により、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることに伴い、現在、町の各条例中に規定されている「懲役」及び「禁錮」の文言を「拘禁刑」に改めるものであります。

この条例の施行期日は、令和７年６月１日であります。

なお、説明資料の５ページから７ページまでは新旧対照表であります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　説明が終わりました。議案第54号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ないようであります。

次に、議案第55号　中能登町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、18ページから20ページとなります。

横井参事兼総務課長

○横井正之参事兼総務課長　それでは、議案書の18ページを御覧ください。

議案第55号　中能登町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提出するものであります。

議案書は18ページから20ページまでですが、説明資料の８ページで説明をいたします。

まず、改正の理由ですが、令和６年８月８日の人事院の行った公務員人事管理に関する報告において、仕事と生活両方支援の拡充が明確化され、仕事と介護の両方支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を行うもの及び職員の夏季における心身の健康の維持及び増進または家庭生活の充実を図るために所要の改正を行うほか、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の概要ですが、３点あります。

１つ目は、仕事と介護の両方支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を行うもので、職員の家族が介護を要する状況になった場合、制度を周知するとともに、職員の意向を確認するための面談、その他の措置を講ずることとしております。

２つ目は、夏季休暇について、現行の年３日以内を２日増やし５日以内とするものであります。

３つ目は、子の看護休暇について、名称を「子の看護等休暇」に改め、対象となる子の範囲を現行の「小学校就学の始期に達するまで」を「小学校３年生修了まで」とし、また取得できる事由について、現行の「病気・けが等」に「感染症に伴う学校閉鎖等、入園（入学）、卒園式等」を追加するものであります。

この条例の施行期日は、令和７年４月１日であります。

なお、説明資料の９ページから13ページまでは新旧対照表であります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　説明が終わりました。議案第55号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ないようであります。

ここで11時10分まで休憩いたします。

午前11時01分　休憩

午前11時10分　再開

○議長（笹川広美議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第56号　中能登町職員の育児休

業等に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、21ページ及び22ページとなります。

横井参事兼総務課長

○横井正之参事兼総務課長　それでは、議案書の21ページを御覧ください。

議案第56号　中能登町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提出するものであります。

議案書は21ページから22ページまでですが、説明資料の14ページのほうで説明をいたします。

まず、改正の理由ですが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の概要ですが、これまでと内容は変わりませんが、法第61条の２第20項が新設されたことに伴い、条文の規定の一部を改正するものであります。

この条例の施行期日は、令和７年４月１日であります。

なお、説明資料の15ページは新旧対照表であります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　説明が終わりました。議案第56号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ないようであります。

次に、議案第57号　中能登町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、23ページから34ページとなります。

横井参事兼総務課長

○横井正之参事兼総務課長　それでは、議案書の23ページを御覧ください。

議案第57号　中能登町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提出するものであります。

議案書は23ページから34ページまでですが、説明資料の16ページで説明をいたします。

まず、改正の理由ですが、人事院の令和６年８月８日付の国家公務員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員の給与の改定等を行うものであります。

改正の概要ですが、３点あります。

１つ目は、給与について、令和７年４月から改定するものであります。これは各号俸の初号の額を引き上げるものであり、最大では３万5,000円の引上げとなるものであります。

２つ目は、扶養手当を見直すものであります。これは、配偶者に係る手当を段階的に引き下げて廃止するとともに、子供に係る手当を段階的に引き上げるものであります。

具体的には、配偶者については現行の6,500円を令和７年度には3,000円、令和８年度には廃止とし、子供については現行の１人当たり１万円を令和７年度には１万1,500円、令和８年度には１万3,000円とするものであります。

３つ目は、管理職員特別勤務手当を見直すものであります。現行は平日の午前零時から午前５時までが支給対象の時間帯ですが、これを見直し午後10時から午前５時までとし、支給対象の時間帯を拡大するものであります。

この条例の施行期日は、一部の規定を除き令和７年４月１日であります。

なお、説明資料の17ページから21ページまでは新旧対照表であります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　説明が終わりました。議案第57号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ないようであります。

次に、議案第58号　中能登町立保育園条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、35ページ及び36ページとなります。

山辺健康保険課長

〔山辺浩久健康保険課長登壇〕

○山辺浩久健康保険課長　それでは、議案書の35ページを御覧ください。

議案第58号　中能登町立保育園条例の一部を改正する条例についてです。

説明資料の22ページで説明をさせていただきます。

まず改正理由は、町立保育園の認定こども園への移行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の概要ですが、現行の認可保育所に幼稚園の機能を追加した保育所型認定こども園とするものでございます。

現在の町立保育園は、児童福祉法に基づき設置された認可保育所で、保護者の就労など家庭で保育できない事由のある子供が対象であり、零歳から就学前の子供が利用可能な施設となっております。

認定こども園へ移行することで、保育所の対象となる子供に加え、満３歳以上であれば保護者に就労などの事由がない場合も利用可能となり、教育、保育の受皿の拡充が図られるものでございます。

この条例の施行期日は、令和７年４月１日です。

23ページのほうは新旧対照表となっております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（笹川広美議員）　説明が終わりました。議案第58号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ないようであります。

次に、議案第59号　中能登町体育施設条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、37ページから39ページとなります。

木幡生涯学習課長

〔木幡嘉広生涯学習課長登壇〕

○木幡嘉広生涯学習課長　それでは、議案書37ページをお願いいたします。

議案第59号　中能登町体育施設条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提出するものであります。

議案書は38ページ、説明資料は24ページになります。説明資料にてご説明いたします。

改正理由につきましては、鳥屋武道館を中能登町の体操競技用施設として明確化するため、中能登町体育施設条例の一部を改正するものであります。

改正概要としましては、「鳥屋武道館」を「中能登町体操競技場」に改め、それに伴う別表の名称変更、部屋名変更を行うものであります。

施行期日は、令和７年４月１日であります。

また、説明資料の25ページから27ページにかけましては新旧対照表を添付してあります。

説明は以上となります。

○議長（笹川広美議員）　説明が終わりました。議案第59号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ないようであります。

次に、議案第60号　中能登町老人福祉センター条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、40ページ及び41ページとなります。

田畠長寿福祉課長

〔田畠洋子長寿福祉課長登壇〕

○田畠洋子長寿福祉課長　それでは、議案書の40ページを御覧ください。

議案第60号　中能登町老人福祉センター条例の一部を改正する条例について。

上記議案を別紙のとおり提出するものであります。

議案書は41ページですが、説明資料の28ページで説明をさせていただきます。

初めに、改正理由です。中能登町老人福祉センター、これは、ゆうゆうになりますが、入浴事業を取りやめ、高齢者の集いの場として機能転換を図るため、関係規定について所要の改正を行うものであります。

次に、改正の概要ですが、１つ目は、第５条の利用の承認等のただし書を削るです。現行のただし書には、「入浴を目的とする場合については、使用料の支払いをもって許可を受けたものとみなす」とありますが、これを削るものであります。

２つ目は、第７条、使用料で、使用料規定を改正するものであります。センターの使用料は無料とし、ただし、町内に住所を有しない個人または団体及び営利の目的で利用する場合の使用料は別表のとおりとするものであります。

また、施設の現状に合わせ、部屋の区分の見直し及び時間の区分や使用料についても、ほかの高齢者施設との整合性を図るために見直しを行いました。

この条例の施行期日は、令和７年４月１日であります。

なお、説明資料の29ページから30ページは新旧対照表であります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　説明が終わりました。議案第60号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ないようであります。

次に、議案第61号　中能登町営住宅条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、42ページ及び43ページとなります。

笹谷土木建設課長

○笹谷　学土木建設課長　それでは、議案書42ページをお願いいたします。

議案第61号　中能登町営住宅条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提出するものであります。

改め文は43ページになります。

それでは、提出議案説明資料で説明をいたします。

31ページをお願いいたします。

初めに、１、改正理由ですが、現在新しくたきお住宅が建設され、芹川住宅及び久江住宅の取壊しを行っており、この芹川住宅及び久江住宅の用途を廃止するため、条例の改正を行うものであります。

次に、２、改正概要ですが、町営住宅の削除で、条例第３条中の芹川住宅及び久江住宅の名称と位置を条例から削除するものであります。

次に、３、施行期日は、令和７年４月１日であります。

なお、新旧対照表は32ページになります。

説明は以上であります。

○議長（笹川広美議員）　説明が終わりました。議案第61号について質疑はありません

か。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ないようであります。

次に、議案第62号　中能登町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、44ページ及び45ページとなります。

山辺健康保険課長

○山辺浩久健康保険課長　それでは、議案書44ページを御覧ください。

議案第62号　中能登町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてです。

説明のほうは説明資料の33ページのほうで説明をさせていただきます。

改正理由は、栄養士法の改正による国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の概要ですが、栄養士法の改正により、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士になることが可能となることを受けまして、条文中の「栄養士」の表記を「栄養士及び管理栄養士」に改めるものでございます。

なお、現在、町内には本条例に該当する事業所、事業はございません。

施行期日は、令和７年４月１日です。

34ページは新旧対照表となっております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（笹川広美議員）　説明が終わりました。議案第62号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ないようであります。

次に、議案第63号　中能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に要する費用徴収条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、46ページ及び47ページとなります。

山辺健康保険課長

○山辺浩久健康保険課長　それでは、議案書46ページをお願いします。

議案第63号　中能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に要する費用徴収条例の一部を改正する条例についてです。

説明のほうは、こちらも説明資料の35ページで説明をさせていただきます。

改正理由は、町立保育園の認定こども園への移行に伴い、教育認定の一時預かり保育に係る費用徴収額を新たに定めるため、所要の改正を行うものでございます。

改正概要ですが、町立保育園で教育標準時間の前後における一時預かり保育に係る費用徴収額を平日の午前７時から午前９時及び午後１時から午後６時までは30分につき50円、午後６時から午後７時までは30分につき100円とするものでございます。

施行期日は、令和７年４月１日です。

36ページのほうは新旧対照表となっております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（笹川広美議員）　説明が終わりました。議案第63号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ないようであります。

次に、議案第64号　中能登町学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、48ページ及び49ページとなります。

清酒学校教育課長

○清酒秀樹学校教育課長　それでは、議案書の48ページをお願いいたします。

議案第64号　中能登町学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提出するものであります。

議案書は49ページですが、説明資料の37ページで説明をさせていただきます。

改正の理由でありますが、保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援拡充のため、学校給食費を徴収しないことで、学校給食費を完全無償化とするものであります。

改正の概要でありますが、町内に住所を有する児童または生徒の保護者から学校給食費を徴収しない規定を追加するものであります。

この条例の施行期日は、令和７年４月１日であります。

なお、38ページは新旧対照表となります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　説明が終わりました。議案第64号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ないようであります。

次に、議案第65号　令和６年度中能登町一般会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、その３となります。

まずは歳入全般について説明を求めます。

議案書は、４ページから18ページとなります。

横井参事兼総務課長

○横井正之参事兼総務課長　それでは、議案書その３の４ページを御覧ください。

議案第65号　令和６年度中能登町一般会計補正予算について。

次に定めるところによるものであります。

今回の補正予算では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ331万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ192億52万4,000円とするものであります。

繰越明許費の補正は、第２表繰越明許費によるものとします。

また、地方債の補正は、第３表地方債補正によるものとします。

次に、９ページ及び10ページを御覧ください。

第２表繰越明許費であります。

９ページ上段の総務費、戸籍住民基本台帳費から10ページ下段の災害復旧費、公共施設災害復旧事業費までの25事業について、年度内に事業の完了が見込めないことなどにより令和６年度から令和７年度に事業の繰越しをするものであります。

主なものですが、９ページの３行目、４款衛生費、災害廃棄物等処理事業で14億4,750万7,000円、その下の６款農林水産業費、地域農政推進対策事業費で２億5,842万7,000円、下から２行目の８款土木費、土木総務費で１億6,920万円。

10ページを御覧ください。

10ページの上から７行目、11款災害復旧費、農業用施設災害復旧事業費で１億3,908万1,000円、下から４行目の11款災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業費で２億5,885万7,000円などを７年度に繰越しするものであります。

次に、11ページを御覧ください。

第３表地方債補正であります。

まず、農業農村整備事業債について、補正前の限度額3,490万円を70万円減額し3,420万円とするものであります。

以下、各種事業費の見込みに基づきまして地方債の発行限度額の増額または減額を行うものであり、補正前の合計額34億3,991万8,000円を7,440万円追加し35億1,431万8,000円とするものであります。

次に、14ページを御覧ください。

ここからは、歳入になりますが、主なものを説明いたします。

まず、第１款町税では、町民税が7,000万円の減額、次の固定資産税が800万円の減額ですが、これは決算見込みによるものであります。

次に、中段の第13款使用料及び手数料については、実績見込みによる増額または減額であります。

次に、14ページから16ページまでの第14款国庫支出金及び第15款県支出金については、各事業の確定見込みなどにより増額または減額を行うものであります。

次に、16ページの中段を御覧ください。

第17款寄附金の一般寄附金では385万円の増額、その下のふるさと応援寄附金では6,940万円の増額であります。

ここで、ご寄附をいただきました皆様に改めて厚くお礼を申し上げます。

次に、第18款繰入金の基金繰入金では、財源調整のため財政調整基金から6,423万6,000円を繰入れするものであります。

また、災害対策基金繰入金１億2,043万6,000円ですが、これは能登半島地震の災害対応に必要な経費として充当するために基金から繰り入れるものであります。

次に、17ページを御覧ください。

第20款諸収入の雑入については、各課における事業の実績見込みによる増額または減額ですが、総務課雑入の災害支援金・見舞金2,410万円は、能登半島地震に対して多くの方からいただいた支援金や見舞金を受け入れるものであり、その下の企画課雑入の能登半島地震被災地支援（宝くじ市町交付金）5,657万6,000円は、公益財団法人石川県市町村振興協会から能登半島地震の被災地支援としての交付金であり、土木建設課雑入、いしかわまちづくり技術センターの解散による自治体への分配金643万7,000円は、この団体が解散するに当たり分配金を受け入れるものであります。

最後に、第21款町債は、先ほど第３表地方債補正で説明をいたしましたので、ここでは省略をさせていただきます。

歳入の説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　続いて、同じく、議案第65号　令和６年度中能登町一般会計補正予算についての歳出について説明を求めます。

議案書は、19ページから30ページとなります。

横井参事兼総務課長

○横井正之参事兼総務課長　それでは、19ページを御覧ください。

第２款総務費、一般管理費で１億7,657万6,000円の増額をお願いするものであります。

積立金、中能登町災害対策基金１億2,657万6,000円は、能登半島地震に対して中能登町にいただきました支援金や寄附金、見舞金などを積み立てるものであります。

また、ふるさと応援基金5,000万円は、中能登町に対していただきましたふるさと応援寄附金を積み立てるものであります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　岩田企画情報課長

〔岩田　正企画情報課長登壇〕

○岩田　正企画情報課長　続きまして、19ページ２段目をお願いいたします。

広報広聴事業では137万7,000円の減額補正をお願いするものです。内容といたしましては、ケーブルテレビ事業特別会計への繰出金の減額でありますので、詳細につきましてはケーブルテレビ事業特別会計のほうでご説明させていただきます。

続きまして、その下の段、企画総務費では1,465万5,000円の増額補正をお願いするもので、内訳としましては、歳入のふるさと応援寄附金6,940万円を増額したことにより、７節の３報償品で寄附者への返礼品として915

万円、11節の１通信運搬費で返礼品及び受領証明書等の送料として146万円、12節委託料で委託業者へのシステム使用分などで404万5,000円をそれぞれ増額するものであります。

続きまして、コミュニティ施設費では10万円の減額補正をお願いするもので、内訳としましては、18節の２補助金のコミュニティ助成事業で、事業費確定により１地区で10万円の減額がありましたので、その10万円を減額するものであります。

続きまして、広報・調査等交付金事業では44万3,000円の減額補正をお願いするもので、内訳としましては、能登半島地震で被災した能登原子力センターの修繕費用を捻出するため、12節委託料の業務委託で原子力広報誌「あともす」の発行回数が６回から３回に半減となったことで14万7,000円の減額、13節使用料及び賃借料で原子力広報車両の納車が10月となったことで29万1,000円、18節の１負担金で原子力研修講座の参加予定がなくなったことで5,000円、それぞれ事業費が確定したことによる減額であります。

続きまして、その下の段、公共交通事業では251万5,000円の増額補正をお願いするもので、内訳としましては、18節の２補助金で生活バス路線維持対策として、羽七東線と後山線の運行補助金が確定したことによる増額であります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　横井参事兼総務課長

○横井正之参事兼総務課長　19ページの下段を御覧ください。

８目石川県復興基金事業費の地域コミュニティ施設等再建支援事業で、予算の増減はありませんが財源の変更を行うものであります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　土屋税務課長

〔土屋金蔵税務課長登壇〕

○土屋金蔵税務課長　続きまして、議案書は20ページとなります。

上から２段目、２項２目賦課徴収費の課税徴収事務事業の18－１負担金におきまして16万円の減額をお願いするものです。減額の理由は、中能登地区地方税滞納整理機構が震災の影響により休止となったことによるものです。

説明は以上となります。

○議長（笹川広美議員）　宮川住民窓口課長

〔宮川清美会計管理者兼住民窓口課長登壇〕

○宮川清美会計管理者兼住民窓口課長　同じく、議案書20ページ中段をお願いします。

２款３項１目戸籍住民基本台帳費428万5,000円の増額をお願いするものであります。

これは、令和７年５月26日に改正戸籍法が施行されることに伴い、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加されることから、本籍地の市区町村長は戸籍に記載される予定の振り仮名を施行日から３か月以内に速やかに遅滞なく国民に通知することとされております。そこで、仮の振り仮名を記載した通知書を作成するための業務委託料として277万8,000円、通知書を郵送する郵便料、通信運搬費150万7,000円の増額補正をお願いするものであります。

財源内訳は、国庫補助金348万3,000円、一般財源80万2,000円であります。

説明は以上であります。

○議長（笹川広美議員）　岩田企画情報課長

○岩田　正企画情報課長　続きまして、20ページ中段をお願いいたします。

国勢調査調査区設定費では、補正額はありませんが、歳入の市町交付金で3,000円が減額となったことによる財源内訳の組替えを行うものであります。

続きまして、その下の段で、農林業センサ

ス費です。こちらも補正額はございませんが、歳入の市町交付金で10万5,000円が減額となったことによる財源内訳の組替えを行うものであります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　横井参事兼総務課長

○横井正之参事兼総務課長　それでは、同じく20ページの下段を御覧ください。

災害対策費で4,082万円を減額するものであります。

ここでは、能登半島地震において被災した家屋のうち公費解体が必要と思われる所有者不明の物件について、制度に基づき、町が裁判所に申立てを行い、選任された管理人による公費解体を行うための手続に要する経費を計上しております。

続いて、21ページを御覧ください。

上段の災害支援経費210万円は、能登半島地震の災害業務において、紀宝町から職員を派遣していただいた経費について負担金として計上しました。

次の還付金及び還付加算金5,000万円の減額ですが、これは能登半島地震の影響で令和５年度の町民税及び固定資産税の未到来分の減免分について予算の計上をしましたが、実績見込みで不要となる額を減額とするものであります。

その下の２目復興対策費については、予算の増減はありませんが、財源の変更を行うものであります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　田畠長寿福祉課長

○田畠洋子長寿福祉課長　それでは、同じく21ページの下段を御覧ください。

３款１項３目２細目老人福祉事務事業で2,122万円の減額です。これは、介護保険特別会計における介護サービス給付費の決算見込みにより介護保険特別会計への繰出金が減額したためであります。

次に、３細目在宅福祉対策事業で61万円の増額をお願いするものであります。これは、18－２補助金の在宅支援型住宅リフォーム推進事業で、１件当たりの補助金額が当初予算に比べて大きい案件が多かったため不足する額を計上するものであります。

次に、６細目老人福祉施設費で、予算額の増減はありませんが、指定管理の介護サービス事業所の工事請負費について、契約金額の確定により財源の内訳の変更を行うものであります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　山辺健康保険課長

○山辺浩久健康保険課長　それでは、議案書22ページを御覧ください。

３款２項１目、事業名２児童福祉事務事業で、ここでは財源の組替えを行うものです。

次に、保育園運営費で1,173万5,000円の増額をお願いするもので、右端の説明欄で、18－１管外委託児童850万円の増は町外園への負担金で、また、18－２施設型給付費381万2,000円の増は町内私立園への補助金で、ともに実績見込みによる必要経費を計上いたしました。

次に、児童館運営費で57万7,000円の増額につきましては、児童館における屋外遊具設置工事に係る不足見込額について、保育園運営費から同額を移管し執行したいというものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（笹川広美議員）　笹谷土木建設課長

○笹谷　学土木建設課長　それでは、22ページ下段をお願いいたします。

３項１目１細目災害救助費で１億476万5,000円の減額であります。

内容は、14工事請負費で、これは能登半島地震での住宅の応急修理の制度であります。半壊以上は70万6,000円、準半壊は34万3,000円それぞれ補助するもので、決算見込みによる減額であります。

説明は以上であります。

○議長（笹川広美議員）　宮川住民窓口課長

○宮川清美会計管理者兼住民窓口課長　同じく議案書22ページ、その下になります。

事業名、被災者生活再建支援事業であります。

ここでは、被災者生活再建支援金の支給事業に係る経費を計上しております。補正予算の増減はありませんが、財源内訳の組替えを行っており、一般財源8,687万1,000円減額し、災害対策基金の繰入金として8,524万6,000円、諸収入162万5,000円とするものであります。

説明は以上であります。

○議長（笹川広美議員）　田畠長寿福祉課長

○田畠洋子長寿福祉課長　同じく22ページの３目被災者応急救援費で524万1,000円の減額です。

委託料の業務委託については、災害ボランティアセンターの運営業務を中能登町社会福祉協議会に委託しており、決算見込みによる減額であります。

災害ボランティアセンターは、能登半島地震を受けて令和５年１月15日に設置され、被災者支援のために活動を行ってきましたが、令和６年度の直近までの対応件数がおよそ20件で、５年度の対応実績719件より大幅に減少しており、状況の変化に合わせニーズも減少したものと思われます。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　山辺健康保険課長

○山辺浩久健康保険課長　それでは、議案書23ページ上段を御覧ください。

４款１項１目、事業名２保健衛生事業で240万3,000円の増額につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金。また、その下の後期高齢者医療事業で358万5,000円の増額につきましては、後期高齢者医療特別会計への繰出金であり、いずれも実績見込みによる必要経費を計上いたしました。

説明は以上でございます。

○議長（笹川広美議員）　田中参事兼生活環境課長

〔田中　智参事兼生活環境課長登壇〕

○田中　智参事兼生活環境課長　それでは、23ページ２段目になります。

２項環境衛生事業費となります。18節負担金で378万9,000円の減額補正となります。

まず、バイオマスメタン発酵施設は、電気使用量の増加によりまして負担金として285万8,000円の増額となります。

また、七尾市へのごみ処理負担金は年度末決算見込みにより664万7,000円の減額となったものです。

説明は以上でございます。

○議長（笹川広美議員）　岩田企画情報課長

○岩田　正企画情報課長　続きまして、同じく23ページ中段をお願いいたします。

第５款労働費です。

こちら補正額はございませんが、企業版ふるさと納税の50万円をシルバー人材センター補助金へ充当したことによる財源内訳の組替えを行うものであります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　ここで、説明の途中でございますが、昼食のため午後１時30分まで休憩いたします。

午後０時00分　休憩

午後１時30分　再開

○議長（笹川広美議員）　午後からの会議を再開します。

藤岡農林課長

〔藤岡桂一農林課長登壇〕

○藤岡桂一農林課長　それでは、議案書23ページ下段をお願いします。

６款１項２目１細目地域農政推進対策事業費では１億334万8,000円の増額補正をお願いするものであります。

18－２補助金で、農業機械再取得等支援事

業費補助金として１億364万8,000円を増額するもので、これは震災復旧支援事業費補助金として12月補正で増額をいたしましたが、今後も引き続き申請数が増える見込みのため追加でお願いするものであります。

この農業機械再取得等支援事業は、地震により被災した農業者の早期の営農再開を図るために、農産物の生産、加工に必要な施設、機械の再建等の支援を実施するものであります。

その下、農業経営発展等支援事業では、今年度、農業者より申請がなかったため30万円の減額になります。

次に、３目１細目給与費では、今後、時間外勤務手当の不足が見込まれるため30万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、２細目農業総務費では600万円の増額補正をお願いするものであります。これは、農業集落排水施設に係る下水道事業会計への補助金になります。

24ページをお願いします。

４目２細目日本型直接支払制度事業では340万2,000円の減額補正になります。

18－２補助金で340万8,000円を減額するもので、これは多面的機能支払交付金事業で、資源向上支払事業において制度の改正に伴い町の補助制度が不要となったため減額するものであります。

また、22節の５国県等返還金では6,000円を新たに計上するものであります。これは、中山間地域等直接支払交付金事業で、春木集落協定において令和２年度から５年度の間に一部の協定農用地において生産性向上加算の要件に見合う取組ができなかったため、国、県へ返還をするものであります。

次に、７目４細目町単土地改良事業費及び８細目団体営土地改良事業費では、予算の増減はありませんが、財源の更正を行うものであります。

その下、８目１細目地籍調査事業費では1,363万円を新たに計上するものであります。

７節の１報償金で24万円、10節の１消耗品費で30万円、12節の委託料で1,309万円をそれぞれ計上するもので、これは、地籍調査事業において国、県からの割当て内示により新たに計上するものであります。なお、対象地区は井田地区になります。

次に、２細目社会資本整備円滑化地籍整備事業では222万4,000円の増額補正をお願いするものであります。

12節の委託料で222万3,000円、13節使用料及び賃借料で1,000円をそれぞれ増額するもので、これは社会資本整備円滑化地籍整備事業の事業費の確定により増額するものであります。

25ページをお願いします。

６款２項１目１細目林業総務費では４万円の増額補正をお願いするものであります。

18節の１負担金で４万円を増額するもので、これは、石川県山林協会の森林土木特別会費として、今年度における対象事業費から算定した会費について負担するものであります。

次に、２目１細目林業振興費では67万3,000円の増額補正をお願いするものであります。

24節積立金で67万3,000円を増額するもので、これは森林環境贈与税事業の事業費の確定により基金へ積み立てるものであります。

説明は以上になります。

○議長（笹川広美議員）　岩田企画情報課長

○岩田　正企画情報課長　続きまして、25ページ中段をお願いいたします。

第７款商工振興事業費では、補正額はございませんが、歳入の商工使用料で３万1,000円の増額があったことによる財源内訳の組替えを行うものです。

また、その下の段、緊急経済対策費も補正額はございませんが、災害対策基金の繰入金

300万円の充当があったことによる財源内訳の組替えを行うものであります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　笹谷土木建設課長

○笹谷　学土木建設課長　それでは、25ページ下段をお願いいたします。

８款土木費、１項１目２細目土木総務費で２億1,769万2,000円の増額であります。

内容は、18－１下水道事業会計への負担金で１億6,920万円の増額。

次にその下、18－２下水道事業会計への補助金で3,023万3,000円の増額で、下水道事業会計の収支均衡を図るものであります。

次に、26ページをお願いいたします。

分譲宅地造成事業特別会計への繰出金で1,825万9,000円の増額であります。詳細については、分譲宅地造成事業特別会計で説明をいたします。

次に、２目石川県復興基金事業費、これは能登半島地震による復興基金事業になりますが、まず１細目被災宅地等復旧支援事業で１億1,813万9,000円の減額であります。内容は18－２補助金で、これは宅地被害の復旧工事に対して補助をするもので、決算見込みによる減額であります。

次に、２細目応急仮設住宅維持管理費用支援事業で111万9,000円の増額であります。内容は18－２使用料及び賃借料で、これは応急仮設住宅の二宮あおば台、能登部下、良川の団地に配備している小型除雪機３台分の機械借上料であります。

次に、４細目住まい再建・賃貸入居支援事業で100万円の減額であります。内容は18－２補助金で、これは応急的な住まいから恒久的な住まいとして県内の住宅を賃貸する際に１世帯当たり一律20万円を助成するもので、決算見込みによる減額であります。

次に、５細目住まい再建・公営住宅入居支援事業で50万円の減額であります。内容は18－２補助金で、これは応急的な住まいから恒久的な住まいとして県内の公営住宅に入居する際に１世帯当たり一律10万円を助成するもので、決算見込みによる減額であります。

次に、６細目住まい再建・転居費用支援事業で150万円の減額であります。内容は18－２補助金で、これは応急的な住まいから恒久的な住まい等に住み替える場合の転居費用として１世帯当たり一律10万円を助成するもので、決算見込みによる減額であります。

次に、７細目私道復旧事業で1,000万円の減額であります。内容は18－２補助金で、これは地震により被災した私道の復旧に係る経費の一部を支援するもので、事前協議はありますが令和６年度は実施しないことから減額するものであります。

次に、８細目土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援事業で3,000万円の減額であります。内容は18－２補助金で、これは土砂災害特別警戒区域内レッドゾーンにおいて地震による住宅被害で再建移転や建替えが必要になった被災者に対して費用の一部を支援するもので、令和６年度は申請がないことから減額をするものであります。

次に、２項３目２細目道路新設改良費で、増減はありませんが財源内訳を変更するものであります。

次に、27ページをお願いいたします。

３細目社会資本整備総合交付金事業で、増減はありませんが財源内訳を変更するものであります。

次に、４項１目１細目町営住宅管理費で、増減はありませんが財源内訳を変更するものであります。

次に、２目１細目住宅・建築物耐震改修等促進事業で8,243万3,000円の減額であります。内容は18－２補助金で、まず住宅耐震化事業補助で4,228万円の減額、その下、木造既存建築物耐震改修工事費等補助で3,782万1,000円の減額、いずれも住宅の耐震改修関係等の補助であり、地震発災後、町民の住宅

耐震化の意識が高まっておりますが、業者不足の状況であり想定した申請件数がなかったため減額するものであります。

次に、その下、危険ブロック塀撤去補助で28万4,000円の増額は決算見込みによるものであります。

次にその下、がけ地防災工事で250万7,000円の減額。その下、がけ地応急復旧工事で10万9,000円の減額。いずれも事業確定によるものであります。

説明は以上であります。

○議長（笹川広美議員）　横井参事兼総務課長

○横井正之参事兼総務課長　続いて、27ページの下段を御覧ください。

９款消防費、２目消防施設費及び３目防災対策費については、予算の増減はありませんが財源の変更を行うものであります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　清酒学校教育課長

○清酒秀樹学校教育課長　続いて、27ページ下段をお願いいたします。

10款教育費、１項２目２細目の学校教育事務局費で、補正の増減はありませんが財源内訳の組替えを行うものであります。

これは、能登半島地震の影響でやむを得ず町外から学校に通学することになった生徒の通学費に対して国庫補助が適用となったことから、国庫支出金に２万2,000円を増額し一般財源を減額するものであります。

続いて、その下、３細目の旧学校施設管理費で、補正の増減はありませんが財源内訳の組替えを行うものであります。

これは、旧久江小学校の消防用設備修繕工事費の確定に伴い、地方債の一般単独施設改修事業債を10万円減額し、一般財源を増額するものであります。

続いて、28ページ上段をお願いいたします。

３項１目１細目の中学校管理費で、補正の増減はありませんが財源内訳の組替えを行うものであります。

これは、中能登中学校入学祝金の交付に伴い、財源の一部に企業版ふるさと応援寄附金100万円を充当し、一般財源を減額するものであります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　木幡生涯学習課長

○木幡嘉広生涯学習課長　それでは、28ページ中ほどをお願いいたします。

10款４項１目２細目社会教育活動推進事業費で、補正額の増減はありませんが財源内訳の組替えを行うものであり、部活動地域移行に係る事業に運動部活動地域移行推進事業委託金を充当し、一般財源を減額するものであります。

次に、４目４細目カルチャーセンター等費で40万円の減額ですが、これは施設の休館に伴い、使用料収入が見込めないことから、歳入で減額した分について12節委託料を減額しております。

次に、５目３細目文化財管理運営費で、補正額の増減はありませんが財源内訳の組替えを行うものであります。

能登半島地震による影響で、雨の宮能登王墓の館と石動山資料館の入館者数の減に伴い、使用料を減額し、一般財源を増額するものであります。

次に、５項１目２細目体育施設維持管理費で、補正額の増減はありませんが財源内訳の組替えを行うものであります。

古墳公園とりやのユニバーサルデザイン遊具更新工事につきまして、宝くじのコミュニティ助成事業助成金を財源としておりますが、この助成金の要件として、地方債を充当していないものとあることから、地方債を減額し、一般財源を増額するものであります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　藤岡農林課長

○藤岡桂一農林課長　それでは、28ページ下

段をお願いします。

11款１項１目１細目農業用施設災害復旧事業費及び２目１細目林道災害復旧事業費では、予算の増減はありませんが、それぞれ財源の更正を行うものであります。

説明は以上になります。

○議長（笹川広美議員）　笹谷土木建設課長

○笹谷　学土木建設課長　それでは、29ページ上段をお願いいたします。

２項１目１細目公共土木施設災害復旧事業で7,901万1,000円の減額であります。

内容は、３－７時間外勤務手当で274万7,000円、10－１消耗品で196万4,000円、14工事請負費で7,430万円、それぞれ決算見込みによる減額であります。

なお、補助災害は全て災害査定を終了しており、全部で35か所、そのうち令和６年度は13か所を発注、令和７年度は10か所、令和８年度以降は12か所の発注予定であります。

説明は以上であります。

○議長（笹川広美議員）　田畠長寿福祉課長

○田畠洋子長寿福祉課長　それでは、３項１目１細目民生施設災害復旧事業費で、予算額の増減はありませんが財源内訳の組替えを行うものであります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　清酒学校教育課長

○清酒秀樹学校教育課長　同じく29ページ中段をお願いいたします。

４項１目１細目の公立学校施設災害復旧事業費で2,000万円の減額をお願いするものであります。

14節工事請負費で、中能登中学校及び各小学校の復旧工事内容を精査した関係により減額するものであります。

また、財源内訳では、国庫補助金を減額するとともに、国庫補助対象外の工事分の財源として地方債の単独災害復旧事業債を増額するものであります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　木幡生涯学習課長

○木幡嘉広生涯学習課長　同じく29ページ中ほどをお願いいたします。

11款４項２目１細目社会教育施設災害復旧事業費で、補正額の増減はありませんが財源内訳の組替えを行うものであります。

能登半島地震に伴う社会教育施設の災害復旧工事につきましては、旧鳥屋中学校グラウンドを除き、ほぼ完了していますが、激甚災害の補助金交付額の確定が令和７年度にずれ込むことから、一旦、国庫支出金及び地方債を減額し、一般財源を増額することで対応するものであります。

なお、補助金につきましては令和７年度に交付予定で、地方債につきましても令和７年度の協議となります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　笹谷土木建設課長

○笹谷　学土木建設課長　それでは、29ページ下段をお願いいたします。

５項１目１細目公共施設災害復旧事業費で3,435万円の減額であります。

内容は、12委託料で535万円、14工事請負費で2,900万円、それぞれ減額するもので、これは地震により傾斜した金丸住宅の修復工事について、入居者との調整で令和７年度に実施することになったため減額をするものであります。

説明は以上であります。

○議長（笹川広美議員）　横井参事兼総務課長

○横井正之参事兼総務課長　それでは、29ページの一番下、下段を御覧ください。

２目１事業の公用施設災害復旧事業費については、予算の増減はありませんが財源の変更を行うものであります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　説明が終わりました。

次に、議案第66号　令和６年度中能登町後

期高齢者医療特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、31ページから37ページとなります。

山辺健康保険課長

○山辺浩久健康保険課長　それでは引き続き、議案書の31ページを御覧ください。

議案第66号　令和６年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算であります。

今回の補正では、第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ804万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億1,301万9,000円とするものであります。

36ページを御覧ください。

歳入になります。

上段の後期高齢者医療保険料は、地震減免などによる実績見合いで1,230万3,000円の減額。繰入金は、一般会計からの法定繰入金で358万5,000円の増額。繰越金は、前年度決算の実質収支額分として67万7,000円をそれぞれ見積もったものでございます。

37ページを御覧ください。

歳出です。

２款１項１目後期高齢者医療広域連合納付金で804万1,000円の減額をお願いするものです。

これは、後期高齢者医療加入者の保険料及び保険料の軽減相当分を支援する保険基盤安定負担金などを広域連合へ納付する負担金でありますが、能登半島地震における保険料減免に伴う負担金の減額及び保険基盤安定負担金等の実績見込みによる増額を合わせまして必要経費を計上いたしました。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（笹川広美議員）　説明が終わりました。

次に、議案第67号　令和６年度中能登町介護保険特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、38ページから47ページとなります。

田畠長寿福祉課長

○田畠洋子長寿福祉課長　それでは、議案書の38ページを御覧ください。

議案第67号　令和６年度中能登町介護保険特別会計補正予算であります。

今回の補正予算では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１億2,988万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億4,323万3,000円とするものであります。

続いて、43ページを御覧ください。

歳入になります。

初めに、１款１項１目第１号被保険者保険料で1,596万2,000円の減額です。

これは、現年度分の特別徴収保険料、現年度分の普通徴収保険料、滞納繰越分の普通徴収保険料について、徴収の実績を踏まえつつ、能登半島地震による減免措置も考慮した上で、それぞれ増額または減額をするものであります。

次に、２款の国庫支出金から44ページの６款繰入金までは、介護給付費の実績と能登半島地震による介護サービス利用料の免除措置も考慮した上で、それぞれ増額または減額をするものであります。

続いて、45ページを御覧ください。

８款１目の第１号被保険者延滞金と、その下、２目の返納金につきましては、決算見込みによるものであります。

続いて、46ページを御覧ください。

歳出になります。

初めに、１款１項１目１細目一般管理費で44万円の増額は、電算システム負担金で、介護報酬の改定に伴うシステム改修に係る費用であります。

次に、２項２目１細目認定調査等費で100万円の減額につきましては、主治医意見書作

成料について実績見込みによるものであります。

次に、２款１項１目１細目介護サービス及び支援サービス等諸費で１億2,034万9,000円の減額については、給付実績に基づき過不足する額を見込み、それぞれ所要額を計上するものであります。

次に、２細目特例給付償還費で800万円の減額につきましては、能登半島地震により被災した方の介護サービス利用料の免除に係る償還払いで、決算見込みによるものであります。

次に、３款１項１目１細目介護予防・生活支援サービス事業費で100万円の減額につきましては、業務委託で短期集中予防事業などの事業実績に基づき減額をするものであります。

次に、その下、２細目総合事業特例給付償還費及び２項１目包括的支援事業費につきましては、補正額はありませんが、歳入予算の補正に伴い財源内訳の変更を行うものであります。

最後に、４款１項１目１細目介護給付費準備基金積立金で２万5,000円の増額については、決算見込みによるものであります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　説明が終わりました。

次に、議案第68号　令和６年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、48ページから56ページとなります。

山辺健康保険課長

○山辺浩久健康保険課長　それでは、議案書48ページを御覧ください。

議案第68号　令和６年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算であります。

今回の補正では、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,759万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億1,859万7,000円とするものであります。

53ページを御覧ください。

歳入です。

上段の国民健康保険税は、地震減免などによる実績見合いで1,542万3,000円の減額。国庫支出金では、こちらも地震対応分として、災害臨時特例補助金などで1,135万7,000円の増額。県支出金では、こちらも地震による財政負担増などにより保険給付費等交付金6,289万2,000円の増額と見積もったものでございます。

下段の繰入金では、一般会計繰入金で239万9,000円の増額。基金繰入金では、収支の調整を取ったものでございます。

54ページを御覧ください。

諸収入につきましては、実績見合いでそれぞれ増額を見積もったものでございます。

55ページをお願いします。

歳出です。

右端の説明欄に記載のない項目につきましては、それぞれ財源の組替えを行うものでございます。

２款２項１目一般被保険者高額療養費では1,269万7,000円の増額をお願いするもので、実績見合いにより必要額を計上いたしました。

下段の７款基金積立金で1,425万5,000円の増額につきましては、歳入超過分について国保財調基金に積み立てるものでございます。

56ページを御覧ください。

８款償還金で2,064万5,000円の増額につきましては、前年度事業の精算措置として国及び県への返還に必要な経費を計上いたしました。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いします。

○議長（笹川広美議員）　説明が終わりました。

次に、議案第69号　令和６年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、57ページから63ページとなります。

笹谷土木建設課長

○笹谷　学土木建設課長　それでは、57ページをお願いいたします。

議案第69号　令和６年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算。

令和６年度中能登町の分譲宅地造成事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の補正でありますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ193万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,470万8,000円とするものであります。

62ページをお願いいたします。

歳入です。

１款１項１目１節不動産売払収入で2,019万6,000円の減額であります。

当初、分譲宅地春木の販売を年度内で見込んでおりましたが、工事に係る材料不足や悪天候の影響で工事が年度末までかかることから販売開始を令和７年度に先送りしました。このことから土地売払代を減額するものであります。

次に、２款１項１目１節一般会計繰入金で1,825万9,000円の増額であります。これは、先ほど説明をしましたが、土地売払代がなくなったことから一般会計から財源を繰入れするものであります。

次に、３款１項１目１節の繰越金で1,000円の減額で、決算見込みによるものであります。

次に、63ページをお願いいたします。

歳出です。

１款１項１目１細目一般管理費で76万3,000円の減額であります。内容は、10－１消耗品で10万円、11－２広告料で22万円、12委託料、買戻し特約設定の業務委託で12万5,000円、販売を令和７年度に先送りしたことから、それぞれ減額をするものであります。

次に、その下、18－１負担金、水道加入分担金で６万8,000円、下水道加入分担金で25万円、決算見込みによりそれぞれ減額をするものであります。

次に、２款１項１目１細目分譲宅地造成費で117万5,000円の減額であります。内容では、12委託料で、これは測量、詳細設計、確定測量等の業務委託で、決算見込みによるものであります。

説明は以上であります。

○議長（笹川広美議員）　説明が終わりました。

次に、議案第70号　令和６年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、64ページから70ページとなります。

辻口企画情報課担当課長

〔辻口　要企画情報課担当課長登壇〕

○辻口　要企画情報課担当課長　それでは、議案書64ページをお願いいたします。

議案第70号　令和６年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算になります。

令和６年度のケーブルテレビ事業特別会計補正予算は、次に定めるところによるものです。

第１条、歳入歳出予算の補正では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,171万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億6,456万1,000円とするものです。

次に、69ページをお願いいたします。

歳入になります。

１款２項１目ケーブルテレビ事業負担金の１節工事負担金で2,175万9,000円を減額する

ものです。

その内訳は、新規工事負担金で、町光ケーブルの引込みを希望する事業所等が増加したため23万円を増額。また、支障移設等工事負担金では、個人宅及び事業等における支障移設工事の実施がなかったため2,198万9,000円を減額するものです。

また、同じくケーブルテレビ事業負担金の３節通信事業負担金では、金沢ケーブル株式会社が中能登町の光ケーブルを利用してインターネット事業を行っているため、その貸付使用料として負担金を徴収するもので、インターネット加入者の増加により42万1,000円を増額するものです。

続いて、２款１項１目１節放送サービス利用料では、なかのとチャンネル等の放送サービス加入者の増加により100万円を増額するものです。

続いて、３款１項１目１節一般会計繰入金では、ケーブルテレビ事業の実績見込みにより一般会計からの繰入金137万7,000円を減額するものです。

続いて、５款２項１目１節消費税還付金では、令和５年度事業分の消費税及び地方消費税の確定申告により還付金が生じたため1,000円を増額するものです。

次に、70ページをお願いいたします。

歳出になります。

１款１項１目一般管理費では、歳入の補正に伴い財源充当の補正のみとなります。

続いて、１款１項２目施設整備費では、歳入の補正に伴い財源充当を補正するほか、14節工事請負費で2,171万4,000円を減額するものです。

これは、風力発電建設事業に係る支障移設工事が計画されていた輸送ルートの変更により中能登町を経由しないこととなったため、工事を実施しなかったことから減額するものです。

説明は以上になります。

○議長（笹川広美議員）　説明が終わりました。

次に、議案第71号　令和６年度中能登町水道事業会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、71ページから74ページとなります。

田中参事兼生活環境課長

○田中　智参事兼生活環境課長　それでは、議案書71ページをお願いいたします。

議案第71号　令和６年度中能登町水道事業会計補正予算であります。

今回の補正では、第２条、予算書第４条資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入の第１款では9,510万円の増額、支出では１億1,310万円の増額補正をするものです。

続いて、72ページをお願いいたします。

企業債です。

第３条、予算書第５条企業債の限度額を次のとおり改めるものでございます。

災害復旧事業債の補正前の限度額の計上がなく、補正後の限度額を3,820万円を追加するものでございます。

続いて、74ページをお願いいたします。

資本的収入でございます。

１項３目災害復旧費他会計負担金は、下水道会計から水道管移設補償費として受けるもので1,100万円を追加するものです。

続いて、２項３目災害復旧費国庫補助金4,590万円は、水道災害復旧に係る国庫補助金で、補助率は配水施設関連及び応急復旧に係るものについては３分の２、給水装置関連については２分の１の補助となっております。

続いて、３項２目災害復旧債、これは3,820万円の計上となっております。国庫補助金の裏財源として残りの３分の１を充当したものでございます。

次に、支出でございます。

１項建設改良費、６目災害復旧費で1億1,310万円の増額補正をするものでございます。

内訳は、委託料では水道管の災害復旧に係る業務委託として1,600万円、その下の下水道補償工事に伴う設計業務委託分として1,100万円を追加補正するものでございます。

続いて、その下、工事請負費では8,610万円の計上となっております。水道本管災害復旧に係る工事で6,810万円の追加補正であります。

復旧箇所といたしましては、配水管関連で31か所分、それと給水管関連で63か所分を計上しております。

また、その下の水道の単独分といたしまして1,800万円を追加しております。下水道災害復旧に係る補償工事対象外の区間において水道事業者が単独で水道管の耐震化を図るものであります。

説明は以上であります。

○議長（笹川広美議員）　説明が終わりました。

次に、議案第72号　令和６年度中能登町下水道事業会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、75ページから82ページとなります。

田中参事兼生活環境課長

○田中　智参事兼生活環境課長　それでは、議案書75ページをお願いいたします。

議案第72号　令和６年度中能登町下水道事業会計補正予算であります。

今回の補正では、第２条、予算書第３条収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入では、事業収益4,344万8,000円、支出のほうでは事業費2,788万1,000円をそれぞれ増額するものであります。

続いて、第３条です。予算書第４条資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入のほうでは5,100万円の減額であります。

続いて、76ページをお願いいたします。

支出のほうは、第１款で5,100万円を減額するものでございます。

続いて、第４条です。企業債になります。予算書第５条企業債の限度額を次のとおり改めるものです。

まず、特定環境保全公共下水道事業では、補正後の限度額を3,680万円減額し、２億3,030万円に改めるものでございます。

その下の災害復旧事業（特環）分でございます。補正後の限度額を１億6,153万3,000円を減額し、１億5,696万7,000円とするものでございます。

続いて、77ページをお願いいたします。

一時借入金になります。第５条です。予算書第６条中、中能登町一般会計から３億9,000万円を一時借入れするものでございます。

この一時借入れは、災害復旧費国庫補助金の入金日や企業債の借入れの入金日が３月31日となることから、３月25日までには企業債の償還金の支払い、また災害復旧費の支払いが一時的に資金不足となることから、一般会計のほうから一時的に借入れをさせていただくものです。

続いて、第６条です。ここでは職員給与費を480万円追加いたしまして3,549万9,000円とさせていただきます。

この６条につきましては、本来であれば９月補正で７条を改めるところでありましたが、漏れておりまして今回追加で上げさせていただいております。

続いて、第７条です。７条では一般会計からの繰入補助金といたしまして3,023万3,000円を追加し、６億3,360万2,000円に改めるものでございます。

続いて、第８条です。債務負担行為の限度額を改めるものでございます。下水道処理施設維持管理業務委託は令和５年から７年までの３年間で包括管理委託しており、令和７年度分として2,520万9,000円を追加し、限度額を６億622万9,000円とするものでございます。

この追加につきましては、燃料、物価高騰によるものでございます。

それでは、80ページをお願いいたします。

収益的収入になります。

１款１項７目負担金は、メタン発酵施設の電気量の増加によりまして負担金分として285万8,000円を増額するものであります。

次に、２項３目他会計補助金1,302万3,000円につきましては、一般会計からの基準外繰入れとなっております。

続いて、３項３目その他の特別利益でございます。2,756万7,000円の増額となります。

内容は、まず国庫補助金で800万円、下水道事業債で400万円につきましては、災害復旧事業に係るもので補助率３分の２となっております。裏負担は３分の１の計上であります。

その下の損害賠償保険金815万7,000円につきましては、能登半島地震により水白地内で発生いたしました汚水溢水事故の保険金の確定により計上させていただきました。

また、その下の一般会計補助金741万円は、汚水溢水事故の不足額分の繰入金を計上しております。

続いて、収益的支出。

１款１項１目管きょ費の路面復旧費では、舗装修繕の不足額として134万円を追加させていただいております。

続いて、２目処理場費で1,454万1,000円の計上となっております。

まず、委託料の下水道施設維持管理といたしまして1,300万円の増額となります。これは処理場の電気料の増額分となっております。包括的民間委託業務の契約につきましては、物価水準の変動において電気料の１％を超えて増減があった場合には変更請求することができることを定めておりまして、今回の増額は、電気料、高圧分では30％増の1,040万円、また低圧分については21％増の260万円の増となり、合計1,300万円の補正をお願いするものでございます。

次に、その下の汚泥処理運搬処分費といたしまして105万6,000円につきましては、バイオの恵の在庫32トン分の処分費を追加しております。震災以降、大口需要者への配達等を中断したことが要因と捉えております。

次に、その下の補償金になります。48万5,000円となります。これにつきましては、バイオメタンガス発電事業に係る不足金の追加補正となります。

この発電事業は、メタンガスを町は発電事業者にガスを売却しており、ガス売却料で収益を得ております。

一方、発電事業者は、自己の資金で発電設備を建設しており、再生可能エネルギー固定価格買取制度（ＦＩＴ）を活用し、20年間にわたり発電事業を実施していくもので、民設民営方式により事業運営がされております。

この契約の中には一定の条件が定められておりまして、ガスの最低売却量並びにガス性状については、一定の基準を下回った場合は補償しなければならないということになっておりまして、令和６年分については、最低ガス売却量95％に満たない場合は、事業者が本来得られるはずの売電収入に相当する金額から実際の売電収入の金額を差し引いた金額を町は支払うことになっております。６年中のガス供給実績は90.00％となり、契約に基づき差額分を補償するものであります。

続いて、３項３目臨時損失1,200万円の補正につきましては、震災からもう既に１年あまりがたっておりますけれども、いまだに下水道管の閉塞が発生するなどマンホール内の

滞水が見られる状況であり、応急工事として補正をお願いするものでございます。

続いて、81ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

まず、２項２目他会計負担金で１億6,920万円の繰入れにつきましては、総務省から災害復旧事業債に係る特例措置の通達をいただいており、下水道会計の営業収益を超える地方負担額につきましては、一般会計が借入れをし、下水道会計のほうへ基準内繰入れとして受けることとなりましたので、１億6,920万円を計上させていただいております。

続いて、２項１目の国庫補助金3,500万円の減額につきましては、社会資本整備総合交付金事業について、これは震災の影響により事業を縮小したことによるものであります。

続いて、２目他会計補助金980万円の増額は、一般会計からの基準外繰入れとなっております。

続いて、４目災害復旧費国庫補助金733万3,000円は、水道管移設に係る国庫補助金で、補助率は３分の２の計上となっております。

続いて、３項１目企業債3,680万円の減額は、社会資本整備総合交付金事業同様、震災の影響により事業を縮小したものであります。

次に、３項２目災害復旧事業債で１億6,553万3,000円の減額であります。

内訳でございますが、まず増額分の366万7,000円は水道移設補償費に係る借入れのため追加をさせていただいております。

また、その下１億6,920万円の減額は、先ほど申したとおり資本収入のほうの他会計負担金で、災害復旧事業債に係る特例措置として一般会計が借り入れるため減額をしております。

続いて、資本的支出でございます。

１目建設改良費6,200万円の減額につきましては、震災の影響により社会資本整備総合交付金事業を縮小したことで、委託料では1,800万円、工事請負費で4,400万円をそれぞれ減額しております。

内容は、処理場のストックマネジメントの計画更新及び鳥屋北部浄化センターの耐水化工事及び汚水管渠の耐震化やマンホールの浮上防止工事を次年度以降に先送りすることといたしました。

なお、工事請負費の下段の曝気装置更新工事につきましては、次年度工事分を前倒しして施工するため追加をするものでございます。

次に、７目災害復旧費、補償費になります。1,100万円の追加補正で、これは下水道管渠の復旧工事に伴う水道管の移設補償費の追加となります。

続いて、82ページをお願いいたします。

ここでは、職員給与費の流用について議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費といたしまして、予算書第７条中の金額及び流用先の承認を受けるものであります。

流用元の資本的支出、１項７目災害復旧費、２節の手当、これは職員の給与並びに時間外手当等でございます。480万円を流用先、３節備消耗品費に不足が生じていることから流用を行い執行させていただくものでございます。

説明は以上であります。

○議長（笹川広美議員）　説明が終わりました。

以上で議案の説明及び質疑を終結します。

◎常任委員会付託

○議長（笹川広美議員）　日程第４　常任委員会付託

ただいま議題となっております議案第53号から議案第80号までの議案につきましては、会議規則第35条第１項の規定により、お手元に配付しております付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

◎散　　会

○議長（笹川広美議員）　以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後２時33分　散会

令和７年２月25日（火曜日）

○出席議員（11名）

１番	木下智治 議員	７番	尾田良一 議員
２番	三浦克欣 議員	８番	土本 稔 議員
３番	合田 宏 議員	９番	笹川広美 議員
４番	角 久子 議員	10番	南 昭榮 議員
５番	澤 良一 議員	11番	甲部昭夫 議員
６番	古玉いづみ 議員		

○欠席議員（１名）

12番　坂井幸雄 議員

○説明のため出席した者

町長	宮下為幸	長寿福祉課長	田畠洋子
教育長	林 大智	健康保険課長	山辺浩久
参事兼総務課長	横井正之	土木建設課長	笹谷 学
参事兼生活環境課長	田中 智	農林課長	藤岡桂一
企画情報課長	岩田 正	学校教育課長	清酒秀樹
会計管理者兼住民窓口課長	宮川清美	生涯学習課長	木幡嘉広
税務課長	土屋金蔵	企画情報課担当課長	辻口 要

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山　本　　貴	書　　記	北　野　勝　之
議会事務局長補佐	神　保　悦　子		

○議事日程（第２号）

令和７年２月25日　　午前10時00分開議

日程第１　一般質問

午前10時00分　開議

◎開　　議

○議長（笹川広美議員）　おはようございます。

12番　坂井幸雄議員から入院のため欠席届が提出されていますので、報告します。

ただいまの出席議員数は11名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一 般 質 問

○議長（笹川広美議員）　日程第１　これより一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきます。一般質問について、各議員の持ち時間は60分間でありますので、守っていただくようお願いいたします。また、通告以外の関連質問は控えてくださるようお願いいたします。

執行部におかれましては、的確な答弁を求めておきます。

それでは、発言順に質問を許します。

５番　澤　良一議員

〔５番（澤　良一議員）登壇〕

○５番（澤　良一議員）　それでは、通告に従い質問に入ります。

最初に、１の質問の前に、その前提としてシステム上の課題を明確にし、その後、質問に移りますので、よろしくお願いいたします。

現在、中能登町では、能登半島地震発生後、復旧・復興プランの策定に向け、タウンミーティング、地域報告会、区長会、小中学校との交流会など様々な取組が実施されてきました。しかしながら、これらの活動は住民の意見を真に反映するものではなく、形式的なプロセス、誠に失礼ながら外部業者による計画ありきで事が進められ、そのためのアリバイづくりのように思います。大変私は懸念を抱いております。

その理由を申し上げます。

まず、内部的な問題として、復旧・復興プラン策定のプロセスが不透明であります。町職員の間でも共通認識が十分に形成をされておらず、計画の実効性において一貫した合意がなされてないという指摘があります。私も同感でございます。

一方、外部的には、各会合において住民の意見が十分に反映されず、単に会合の回数を増やすことで住民参加の体裁を整えているように見受けられます。現にそこで出された意見が具体的な施策に反映された事例が乏しいのではないでしょうか。

さらに、これまで２回実施された町民アンケートにも疑問が残ります。なぜ２回目のアンケートの回収率がわずか十数％なのでしょうか。１回目のアンケートの結果が十分に反映されていないと感じた住民が２回目のアンケートに回答する意欲を失った可能性はないでしょうか。その検証をされましたか。

また、高校生の約４割が将来この町に住みたくないと回答した結果についても、これを地震の一時的な影響と片づけるのか。また、あるいは成人式でのアンケートの結果と同様に楽観視をするのか。これは極めて深刻な問題でございます。十分に検討する必要があります。

最後に、アンケート等による住民の指摘、声と、過去に作成済みの防災計画の類似性についてであります。

さきにも話しましたが、中能登町では、震災後にタウンミーティングや地域報告会などの会合を開き、住民から様々な意見を集めました。また、町民アンケートも実施され、震災時の問題点や課題について住民の声を集めました。それが資料Ｂでございます。これらの住民の声を詳しく分析したところ、多くの指摘、住民の声ですが、既にそれは過去に作

成された防災計画、資料でいうＣ、Ｄですが、記載されている項目と一致しております。

例えば、初動体制の迅速化、避難所の確保と運営、地域住民同士の連携、防災教育と訓練、情報の多様化とアクセス等々に関する意見は、既に過去の防災計画にしっかり書かれております。

このことから、防災計画が存在していたにもかかわらず、その内容が住民に周知徹底がされず、実際の震災ではそのシステムがうまく機能せず、適切な活動がされなかった。このことは明白でございます。

町として、このような数々の問題、課題についてどのように受け止めているのでしょうか。これらを含めて、以下、質問に移ります。

１、町長公約の災害に強いまちづくりのシステムの構築と運用は実現できたのか。先人が作成した防災計画のシステムは、しっかり現在につなげることができ、今回の震災に有効に機能したか。町長にお伺いします。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長　町長公約の災害に強いまちづくりのシステムの構築と運用の実現についてのご質問にお答えします。

まず、災害に強いまちづくりのため、ハード整備として、砂防堰堤を県に要望し町内各地で整備を行ったほか、上下水道の耐震化などを進めてきました。

今回の震災で有効に機能したことは、水道の断水でおよそ２週間で復旧ができたことであります。このことは、これまで進めてきた耐震化等、過去の凍結による断水対応の経験が生かせた成果であると思います。

一方で、今回の震災では、受援要請や支援物資の受入れ体制、備蓄品の配布、住家の被害認定調査、災害ごみの処分などについては、迅速な判断と対応が求められることが数多くありました。これまでの経験がなかったことから対応が遅れるなど、機能しなかった点もあります。

今思えば、過去に大きな災害に見舞われたことがなかったことで大規模災害への備えが不十分であり、私の危機管理の甘さもあったかと思います。今回の経験と反省を生かし、想定できる様々な災害に的確に対応できるよう、今後の各種計画やマニュアルの見直しを行っていきたいと思います。

○議長（笹川広美議員）　澤議員

○５番（澤　良一議員）　今ほど町長から、確かにこれまで経験のない地震でございました。その災害対応に対する対応は非常に苦しかったと思います。

それから、今ほど町長のお話しされた幾つかの対応事例、このことは確かにそのことは認めておりますが、私がお聞きしたのは、実際の対応の云々というよりも、その前にあった仕組みがこんなふうになって、その仕組みどおりに、例えば、この後聞きますけれども防災会議があって、防災計画が決められて、その防災計画を住民に周知徹底をして、住民とともに寄り添って震災に対する対応をやると。こういうシステムのことについて聞きました。

町長から、反省をしてという言葉がございました。これは非常に重い言葉だと受け止めて、ぜひともその真摯な気持ちで今後に続けていただきたいと思います。

今後、復旧・復興に向けた様々な計画が作成されると思いますが、それらが実効性のあるものにするためには、町長自らの強いリーダーシップを発揮されて、会議体の目的と成果を明確に定め、職員間の連携を強め、災害に強いまちづくりに邁進されることを願いまして、次の質問に移ります。

３番、災害に強いまちづくりのため、これまで防災会議はどのように役割を果たしてきたのかについてです。

防災会議は、防災計画の実効性を高めるための重要な意思決定機関であり、その審議を通して町全体の防災力向上に貢献をしております。ふだんあまりなじみのない会議かと思いますので、その点について少し説明をいたします。

防災会議の主な役割は３つでございます。１つ、防災計画の作成と修正、２番、防災施策の検討、３番、関係機関との調整でございます。

このように、防災計画は防災会議において策定、審議される町の公式な防災指針でございます。基本方針、災害発生時の対応、定期的な防災訓練、住民への啓発活動、さらには復旧・復興計画までを包含する重要なものです。

こうした認識の下、以下３点について質問いたします。

年１回開催の防災会議で、その役割は果たせているのか。１、対応策の評価とその十分性について。２、計画の透明性と説明責任について。以上２点、お伺いします。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　災害に強いまちづくりのため、これまで防災会議はどのように役割を果たしてきたのかについて、ご質問にお答えします。

まず、１点目の年１回の防災会議でその役割は果たせているのかについてですが、防災会議は、これまで地域防災計画等の修正やハザードマップの作成などがあった場合に開催をされております。会議では、気象台や石川県、警察、消防、ＪＲ、電力、郵便局、ＪＡ、防災士など様々な方からご意見をいただいており、一定の役割は果たしているものと思っております。

次に、２点目の対応策の評価とその十分性についてですが、町の地域防災計画は、国の法令の改定や県の防災計画の見直しに合わせて改定を行っております。防災訓練などによって検証を行ってきました。

震災後、地域防災計画の見直しは現段階ではできておりませんが、まずは個別マニュアルについて今回の震災対応を踏まえた見直しを行い、今後の防災訓練等で検証するなど、今後の災害に備えていきたいと思います。

次に、３点目の計画の見直しにおける透明性と説明責任につきましては、これまで大規模な災害に見舞われなかったことから、リスクに対する危機意識と備えが不十分であったと認識をしております。

今後の計画を見直す上で、昨年訪問した熊本県御船町の当時の被災状況や今日までの復旧・復興について、参考とすべき点も多くありましたので、各種計画に反映していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（笹川広美議員）　澤議員

○５番（澤　良一議員）　今ほど町長から説明がございました。

この開催頻度、町長の今の答弁ですと国や県の改定があったときに見直しをすると。これは書いてあることで、そのとおりなんですね。

ここで私は１点、訂正をさせていただきます。先ほどの質問の１で、年に一度開催される防災会議と申し上げましたが、先日、2021年度から現在に至るまでの防災会議の議事録を確認したところ、公式な防災会議は過去４年間で実際には僅か１回しか開催されていないことが分かりました。

この結果に非常に驚きを感じ、改めて防災体制の運用について検証する必要を感じております。特に、震災が発生した令和６年度に会議が開催されなかったことは極めて異常であり、各種防災計画の透明性に対して深刻なリスクが存在すると懸念せざるを得ません。

例えば、来年度の当初予算には地方防災計画の修正業務として1,089万円が計上されております。にもかかわらず、防災会議は開催

されていないことが２月の予算決算常任委員会で確認をされております。このような運用面の脆弱さが将来の有事における迅速かつ効果的な対応を求める各種防災計画の有用性や適切性に疑問を抱かざるを得ません。

具体的には、十分な議論や意見交換が行われていないため、計画が実際の地域ニーズやリスクが十分に反映していない可能性が高く、町民への情報提供や防災教育も不十分になるのではないでしょうか。

このような状況を踏まえ、今後どのように透明性の確保と運用体制の強化を図るのか、具体的な対応を伺います。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　まずは防災計画におきましては、令和５年の３月に１回開催をしております。そのときには、先ほど申し上げたように各種団体、警察、ＪＡ、電力会社を含めてあらゆる業界から来ていただきまして防災会議をしていただいたわけなんですが、その中で、町の防災計画というこれくらいのごつい本になっているんですけど、タブレットにも入っていますが、そういう防災計画をいま一度、多分、職員も私もですが、町民の皆さんももちろんですが、その防災計画を周知してないと。そういう点が私はあると思います。

やはりこの防災計画は、すばらしい防災計画になっておりますので、ぜひ議員の皆さんも、職員ももちろんですが、その防災計画を見直した中で、これからどういうふうにしていくかということを考えなければならないと思います。

今回、震災を受けて一番感じたことは、危機管理の難しさ。その危機管理を本当に私、この前、追悼式、１月１日に輪島のほうへ行ってきました。初めて奥能登へ入ったわけなんですが、穴水町、見ただけでも悲惨な状態。６市町はこんなひどいがになって、奥能登はこんな状態になっているんだということを目に焼き付けて見てきました。見る中で、危機管理意識、見てかってそれを考えていく。これを見てかって、これからどういうふうに考えていくという意識が非常に高まりました。

そういう中で、これを職員の皆さんも、町民の皆さんも、危機意識というものは非常に持っていただきたいと思います。

今回、正月に、正月というか今まではなかったんですが、自衛隊のほうへ行ってきました。自衛隊で、今年、防災訓練をするので、ぜひ来ていただけませんかということでお話を１月の中頃に行ってきました。ぜひ来てかって一緒に訓練をしていこうということで承諾も得ています。

昨年、志賀町のほうで自衛隊が訓練を入ってされたということを聞いていましたので、ぜひ来ていただきたいなということで、これからどういうふうな想定をしてかってなるのか。例えば、今の自然災害の水害に対してもそうでしょうし、土砂災害にしてもそうですし、地震についてもそうですし、これから特に６月から出水期に入りますので、そういうことを含めて根本的な防災計画の見直しをこれからしていくべきじゃないかなということを思います。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　澤議員

○５番（澤　良一議員）　今ほど町長がおっしゃられた特に後半のことですが、これからどうしていくか。そのとおりだと思います。

私は今あえてなぜ質問しているかというと、全くやってないということを、町長、言っているわけじゃない。やっていらっしゃる。職員の人もみんな一生懸命やっている。ただ、現場サイドの目に見えるところについてはそのとおりなんですけど、私がこの前提となっているのは、今後将来、またあってはいかんけれども災害が起きたときのために、今回の起きた経験をいかに生かすかということを考えたときに、テンデ避難所の問題と

か、それから初動の問題は大切なんです。そのとおりなんです。

だけど、それは実際面において今学んでいることもあるんですけど、私は、町長、町のトップとして、執行のトップとして、今後そのことの上に来るシステムはどうなっていて、そのシステムをきちっと守ってやっているかどうか。やれてないとすれば何が悪いのか。そういうお話をしている。ですから、今町長がおっしゃっていることについて、何の私は間違いでも何でもなく、そのとおりなんです。

ですから今お話をした中で、私があえてもう一度お話ししたいのは、さっきの言葉でさっと流しましたけれども、住民の声があったんですよ。例えば、まちづくりニュース、１号から５号、６号まで来ていますか。これはタウンミーティング、それから報告会、様々な場面で拾った声が載せられております。その声がこれを見ると非常に、誠にそのとおりだなということばかり書いてあるんですよ。避難所のことであるとか、水のこととか、必要な備えとか。それから４号について、避難体制の強化とか、仮設住宅の確保とか、住宅修理の円滑化とか、インフラ補修・強靭化、土砂災害の危険性についての把握、公共施設の活用、コミュニティ活性化、避難所の機能強化。これみんな出ているんですよ。これから。

ところが、何度も恐縮ですけれども、例えば防災計画の資料、ＣとかＤにあるんですけれども、ここの目次を見てください。ほとんど書いてある。出ているんですよ。つくられたのは平成18年、最新版は令和５年３月１日修正。この中に住民が声として上げたことがほとんど出ている。

町長はお話をされましたけれども、その周知が徹底されていなかった。そのとおりなんですよ。

全部集めるとこんなんですよ。私は議員になったとき、一番最初にあたった一番厚いのはこんなんです。防災計画。それぐらい重要なんです。それをつくるのに恐らく数百万のお金かかっていると思うんです。多分。それだけのお金をかけてつくったものが周知徹底されていなかったということになると、何のためにお金をかけたか分からない。

たまたま幸い、我が町は、輪島や珠洲や本当に大変な状況にある市町に比べれば比較的軽微でした。そういうときだからこそ、ある意味では復旧・復興に対してこれから取りかかるんですけど、向こうの人たちに比べれば、まだ言い方は悪いですけど余裕があるんですよ。向こうの人たちに比べれば。

そういうときだからこそ、もう一回見直そう。それは目に見えることもそうですけれども、仕組みがどうなっていて、そもそもここに書いてあった、るる物すごく書いてありますよ。へえとびっくりしますよ。そのことが町民は一生懸命にタウンミーティングでも、小さな子供さんもいました。出しているんです。みんな書いたんですよ。それが同じように、このまちづくりニュースにまとめられているんです。

これを見たときに、町民はそのとおりだなと思うんですけど、もう一方、執行としての責任は、この何百ページにもわたる防災計画を周知徹底できなかったというのは大変な失敗です。こういうことを経験したから見えたかもしれませんけれども、見えて１年何か月かたっているんですよ。

それで今町長がこれからこういうふうにやっていきますというのは、失礼ながら遅い。町長が最近言葉にしなくなったのはスピード感。町長が就任された当初、とにかく町長の十八番はスピード感だった。スピード感を持ってやるということは非常に町長はあった。今は全くない、スピード感という言葉が。

ですから今やっている中で執行にお願いするのは、その仕組みがあるのかないのか。あ

ったらそれをしっかりやっていく。これが執行の務めです。それから、それに対してチェックを入れるのは議会の仕事です。そういう意味で質問をさせていただいております。

ぜひとも町長がお話をされた危機管理が甘かったとか周知してなかったということを大いに反省をしていただいて、今後のまちづくりに反映していただきたいと思います。

次に、４に移ります。人材戦略についてでございます。

４、この４年間、職員の専門性向上のために人材育成や専門職採用は計画的に強化をされてきたか。

防災担当が１年置きで異動しております。これでは計画性や一貫性がなく、人は育ちません。人材育成に対する町長の中長期的な人材戦略を伺います。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　この４年間、職員の専門性向上のために人材育成や専門職採用は計画的に強化されてきたかについて、ご質問にお答えします。

人材育成に対する中長期的な人材戦略についてですが、防災担当者についてはこれまで専任職員を置いておらず、他の業務と兼務する職員２名の配置となっております。

ここ４年間を見ますと、ご指摘のとおり専任職員がいない状況であります。人材が育たないうちに毎年担当職員が入れ替わり、防災の強化が図れない体制であったことにつきましては、大いに反省すべき点だと私は思います。

今回の震災を教訓として、防災担当の部署を新たに設置することで町の防災の強化と人材育成を図ることを考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（笹川広美議員）　澤議員

○５番（澤　良一議員）　今の部分でも町長の反省がございました。その中から新しいことは、防災担当の部署をつくると、こういうことでございました。これについては、これまでもこういう一般質問にしろ、ほかの場面でも、そういう要望が議員からもございましたし、恐らく執行部の中でも検討されていたと思います。

今、その新しい部署、それに対しては私は賛成でございます。そういう部署を設けて、今ほどるる申し上げました執行としてのシステムの充実を図る。こういうことが大事だと思いますので、ぜひとも検討を実行に移していただきたいと思いますが、ただ、私は形式的――形式ではないですけど、形としてそういう部署、セクションができたから、そこに任せればできるとかいうそういうことではなくて、やっぱり町長のお話をされた反省というところがここを深く深掘りしないと、部署はできたけれども部署任せ、こういうことではまずいと思うんです。その反省の中で、町長は、大変失礼な言い方をしますけど、私は何度か人材のことについてお話をさせていただきました。

今回そういうことをするということで一つのことは解決するんですけれども、大事なのは、中長期的にどういうふうに人材を育てて、どういう部署につけるか。最終的な形だと思うんですが、どういうふうに育てるか。それからもっと言うと、現状どの部署にどういう人が必要なのか、または足りているのか足りてないのか。その中の一つに防災の問題があった。別に防災だけじゃないと思うんですよ。人材育成については。全体的な庁舎全体を見たときに、どこがどういうふうになっているかということで、たまたま防災の話ですけれども、防災の部分についてはそういうセクションを設けるということで一つの形としては見えてきました。

ただ、問題なのは、人事があって、人事担当の部署もあるんですよ。それはもちろん総務課の中に入っているんですけど、だけどその中に、どんなふうにやるかについては人事

がもっと全体を見直しながら、どこが弱いのかとか。強いところもありますね。それを常に見ながら、それをトップの町長に情報として提供して、町長はそれを見て、どんなふうにせないかんなと。自分の思いは、ここの部署はこんな人間を置いて、こういうふうにして強くしようとか、そのためには具体的にこの人をどんな教育をしなきゃいかんかとか、具体的なそういうプランですよね。

今多分、町のシステムとしては、人材教育のプログラムがあると思うんですよ。失礼ですけど、形とすれば多分行っていると思う。課長であれば課長のそれに合った教育プログラムがあって、どこそこの研修に行ってきました。こういうことだと思うんです。それはいいんですよ。行ってきたんだけど、その人が実際面においてその学んだこと、または現場で、この場面もそうかもしれません。学んだことが町長が期待している仕事に反映しているか。そこまで確認しないと駄目だと思うんです。

大変難しいことなんですけど、そんなふうにして、こまという言い方はおかしいんですけど、町長が握っている人事権ですよ。その人事権をフルに生かすためには、そういう計画があって、自分の思いがあって、それに対して実際どんなふうに成果が出ているのか出てないのか。出てなかったらどうするんだ。それが人事戦略だと思うんですよ。

ちょっと幅を広げ過ぎましたけど、防災もそのとおりなんですね。毎年担当の課長が代わっていって、今は総務課の参事兼総務課長が課長です。課長または担当課長、防災の方はおいでんと思うんですよね。

そうすると、すぐ分かるんです。１年前の人事ですけれども、震災があったないは別にしても、１人の課長がそれだけの、防災の担当課長がいたのが異動して誰もいなくなった。このことは大変、震災後のことですよ。大変なそこにリスクが生まれます。本当に機能するのかどうか。

そういうことを考えたら、常にそういうことを町長は意識してやっていただきたいと思います。そのことをお願いしたいと思います。

この後、新卒の採用とか中途の採用のこともお聞きしたいんですけれども、少し町長もお話しされたので、あえて質問にはしませんけれども、中途の採用、専門職の採用ですね。それから新卒についても専門の部署からそういう専門を学ばれた方の採用、これはするべきだと思います。

過日、私は、今の課長じゃないですけど、以前、総務担当の課長にお聞きしたら、どういうことかといったら、なぜ専門職を採らないかといったら、あえて採らなくても一般職でも採用した後に勉強してもらって資格を取るとか、そういう話をされていました。そういう方法もあると思います。だけど今これだけの専門性が求められる状況が発生している中には、やっぱりそれだけではまずいと思うんです。即戦力に近いそういう人たち、それは中途かもしれません。だけど学卒についても計画的に採る。そういうものをそれこそ町長、プロジェクトですよ。

どこかの大学の引っ張ってきてどうのこうのもいいんですけれども、もっと直接的に。今何がないかといったら、飛騨の何とかよりも、ここの足元の弱っているところに対するプロジェクトですよ。やるのなら。大学も金沢大学もあればたくさんございます。提携をしている、うちの町は。足元に近い、今困っているんですから足元に近い、そういうことを見直した対応を取っていただきたい。

そんなふうにお願いをして、多分、町長は進めていただけると思って、返答はいいんですけれども、次に移ります。

５番、大丈夫ですか、不透明な財政運営。

震災に伴い、巨額の資金が必要とされる現況下で、来年度以降の具体的な財政計画がい

まだ策定されておりません。このままでは、町の財政運営が一体何を根拠に進められるのか。また、不透明な財政運営に疑念を抱かざるを得ません。

その根拠と中長期的対応について、具体的な見解を伺います。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　震災に伴う財政運営についてのご質問にお答えします。

現状の財政計画は、計画期間を令和11年までとしております。ただし、計画内においてソフト事業及び試算表については令和６年までを計画期間としており、復旧・復興経費を加えた修正、更新が必要であると認識をしております。

復旧・復興経費に関しては、組織内部では情報共有を図っているところではありますが、令和６年度の事業実績を踏まえ、さらに精査し、財政計画に反映したいと考えているところであります。

今後の対応としましては、復旧・復興やその先の地方創生について検討していくと同時に、事業分野単位で事業費の縮減が必須であると考えております。

令和７年度には、策定予定の総合計画における議論を通して、財政状況を踏まえためり張りのある財政運営について方向性を決定し、その展開に努めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（笹川広美議員）　澤議員

○５番（澤　良一議員）　町長のご返答は、最後はご理解のほどなんですけど、ご理解できません。これは町長、家庭においてもそうですけれども、何かあったときにその対応をするためにいろんなものが要るわけですけど、こういう企業体であれば経営資源ですよね。人、物、金、情報。それをやるときに今の町長の答弁では、なかなか私は議員として、はい分かりましたと言うわけにいかない。

それはなぜかというと、そういうことを踏まえて実行するために何が要るかというと計画です。その計画がこの町では財政計画だと思っております。令和元年から６年までのものがつくられました。この経緯についても、私は当時傍聴席で聞いていたんですが、大変苦しい中で、ここに資料にも添付しましたけれども、この財政計画をつくるときの当時の財務の担当者の悲痛な叫びがここに書いてあります。

当時57億円でしたかね、財調が残り。それぐらいのときに、今のままで行けば財調が枯渇すると。そういう危機感を持って、当時の担当者たちが作ったのがこの中能登町財政計画なんです。それは財政調整基金を枯渇させないためにどうすればいいかということで必死に書かれた文言もあります。データも全部出ています。分かりやすい。それがスタートしたのが元年。この３月末日でこの計画６年はなくなるんですね。

この計画は、そこにも出ていますけど、令和元年から６年までの間の収支を見ると、最終年度の令和６年度の末に12億5,000万でしたかね。最終的にはそれぐらいの赤字になるだろうという計画でございました。

今現在、昨年度のものは分からないですけど、令和５年までででいくと、財政調整基金を入れて何とかいい数字に来ています。だけどそれも私は実力だと思います。財政調整基金がなければできないんですから。ですから、それによって比較的いい数字が出ています。

仮に財政調整基金の補塡を抜いても12億5,000万ぐらい赤なんです。私はいい数字だと思います。財調を抜いて２年前の収支の累計で見たら赤字が12億5,000万だったと思うんです。12億から11億。それはやっぱりその計画に、私はずっと見ていましたけど、計画に対比するものがあるから、年度ごとに何がよかったかどうかも多分皆さんの中で討議さ

れていると思います。

だけど、それがなくして７年から、打合せをするとかいろんなことがあるんですけど、それは結構です。

それから、百四十数億の当初予算。もちろん補正を組むともっと大きくなります。これまでに経験のない今度予算が執行されるわけです。

そういう状況の中において、指針となる財政計画ができてない。かすかに私は期待したのは、いつ頃までにつくるとか、何かそういうことを町長がおっしゃっていただけば分かりましたと言うんですけれども、それがないので分かりましたとはいかない。

これをつくるのは本当に難しい。町長、そのとおり。それはもちろん町の財政を預かる人たちにとると、国から、県からどんな助成、補助が来るか分からない。そういう中で収入がどれだけになるか分からないというのが一番大きい問題だと思うんですが、仮にそれは、自治体は全部そうです。それでも、例えば石川県でも、もちろん国はそうですけどね。国というのはちょっとおかしいですけど、他の自治体でもそうですけど、そういう条件の中でできるだけ早くそういう見積りをして、それの中で許容範囲の予算をつくるか。こういうことをやっていると思うんです。

ただ、この町の特性は、町長選ということも絡みがあるので骨格予算ということも承知をしております。ただ、その中においても、私は創造的なという言葉を使うとすれば、ぜひともどこにもやってないようなことをやっていただきたいと思います。

これ以上話をするとあれなので、再質問に移ります。

幾多のこういう問題があることは承知しておりますが、しかしながら、次年度以降の財政計画が未作成であるという深刻な問題は、長期にわたる財政運営に対する不安を増大させます。このままでは持続可能な町政運営や復興の実現が極めて困難な状況に陥る可能性があります。

そこで、ここが３度目のお願いとなりますが、外部から知見と経験を備えた人材を積極的に取り入れ、行政体制を抜本的に再構築する手段として、県からの副町長の招聘が最適な解決策だと私は考えます。副町長が県との窓口、パイプ役として財政支援の獲得や資金計画の整備を推進することで、こうしたリスクを軽減し、安定した町の行政運営を実現するための基盤を築くことができます。

町長、今こそ県からの副町長の招聘を決断すべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　来年度の具体的な財政計画なんですが、内々的には今やっています。

ただ、澤さんが言われた令和元年から令和６年のこれ、皆さんにお示ししてありますけど、７年以降は内部的には今つくっておりますので、年度当初にはすぐまた出したいなと思います。

それは内々的には、今いろんな面で、震災とか復興計画とか総合計画のこともありますので、それを踏まえて令和７年度の早々に皆さんにお示しをしたいと思います。

副町長の件ですが、いろんな面で七尾市が国から震災のあれでもう入れたということも聞いておりますので、これから知事やら副知事にまた相談いたしまして、去年そういうお伺いをしたんですが、震災で人がいないということで待ってくれということを言われておりましたので、その辺またお話をしに行き、どういうふうになるか分かりませんが、一回県のほうへお話しに行ってきたいなということを思います。

○議長（笹川広美議員）　澤議員

○５番（澤　良一議員）　町長、ありがとうございました。前向きに進めるという答弁をいただきました。

私はなぜここで副町長の県からの招聘にこだわるかというのは、２つのほかにメリットがございます。

１つは経営資源の確保です。今こういう状況の中でどうするかということは、副町長が県との連携を強化することで、県の各種支援策や補助金を効果的に活用できる体制が整い、具体的には県が実施する地域振興や災害復興に関するプログラムへのアクセスが容易になり、それらの資源を最大限に活用できる。そんなふうに思います。

これにより、人材や資金といった限られた経営資源を有効に活用し、創造的な復旧・復興プランをより強固なものにし、町全体の再生を着実に促進することが可能となります。

２つ目は、ガバナンスの強化です。

今弱いのは、うちの町のガバナンスです。外部からリーダーを迎えることで、これまでの執行体制を刷新し、町職員との信頼関係を再構築することが可能となります。町長がおっしゃるように、風通しのよい組織となります。

副町長は、新たな視点を持ち込み、現状の課題を客観的に評価し、改善策を提案する役割を果たします。こうした外部の視点は、従来の習慣や縦割りの壁を打破し、職員が協力し合える環境づくりに寄与します。その結果、透明で迅速な意思決定が実現し、復興のスピードアップが図られます。

以上の理由から、私は県からの副町長の招聘が当町にとってガバナンスの刷新、経営資源の確保、そして財政の安定に直結する最も現実的かつ効果的な施策であると確信しております。

以上を踏まえて、町長、再度、前向きな言葉をいただきましたが、強い決意をいただきたいと思います。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　澤議員が言われるように、これから10年、20年先、今の子供たちのことを思うというよりは、経営的な支援を含めて、いろんな方とご相談しながらこれからやっていかなければならないということを考えておりますので、ぜひ期待していてください。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　澤議員

○５番（澤　良一議員）　私としては珍しく10分余ったんですけど、今ほど最高の町長の言葉をいただきました。期待をしていますので。それから財政計画も４月には我々にお知らせいただくということです。大変町長の前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございました。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（笹川広美議員）　ここで11時まで休憩といたします。

午前10時49分　休憩

午前11時00分　再開

○議長（笹川広美議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、６番　古玉いづみ議員

〔６番（古玉いづみ議員）登壇〕

○６番（古玉いづみ議員）　それでは、通告に従いまして私の一般質問を始めさせていただきます。

震災から１年、この元日には本当に多くの方が心苦しい様々な思いを抱えて４時10分を迎えたことと思います。私自身も、時間が過ぎ去るのを本当に体を硬直して待ちながら身構えて過ごしました。何事もなく１年を迎えられたことに感謝しつつも、能登のみんなが共有したあのときの思いというのは、絶対に忘れてはいけないことだと思いました。

コロナ禍の３年からこの１年間の大震災、そして復興元年である令和７年を迎え、町長にとってこれからというときかと思います。町政運営４年間の総括、そして今後の思いをお聞きいたします。

まず１点目、行財政改革は成し遂げられたと思うか。

今ほども澤議員の質問からありましたが、令和元年10月に、町税など歳入の減少や人口減少に直面し、このままでは本当に厳しい財政状況になるとのことから、中能登町財政計画を作成し、令和２年度当初予算編成から柔軟に対応するということで、この計画内容を反映させることとなりました。

この計画は、先ほど町長もおっしゃられましたが、ハード事業が10年、そしてソフト事業５年の計画期間で、令和６年度はソフト事業の最終年となります。

また、次期５年間の計画を７年度スタートすると、計画を出していただけるというお話を澤議員の質問の中でしていましたが、今までの振り返りというものも大事かと思います。

そうした中で、この計画には４つの基本指針が示されております。公共投資の抑制、人件費の抑制、町単独事務事業の抑制、そして歳入の確保です。この４つの基本指針を基に、行財政改革は成し遂げられたというふうにお考えでしょうか。お聞きいたします。

そして２点目です。公約の達成度はどの程度であると考えるか。

前回、12月議会で角議員の質問に答えて、町長はこう言っておられます。実際に自分の公約としてできたのは１つか２つしかありません。１つか２つできたというのは、あまりにも漠然とし過ぎではないでしょうか。ちょっと厳しいようですが、自分で自分の通知簿をつけるとしたら何点ぐらいなのか伺います。

３点目、次の４年間への最重要課題、公約は。

ご自身で来月の町長選に立候補を表明されているわけですから、今後４年間のまちづくりに対してのビジョン、そして計画をお持ちのことと思います。もちろん年度内に復興プランが策定され、示されることとなっていますので、そちらがメインとなっていくことと思います。

その中でも特に重点的に取り組まなければいけないと考える課題。そして、この中能登町を元気にするためにぜひとも取り組みたいという熱い思いがある事業、公約についてお聞きをいたします。

そして４点目なんですが、こちらは先ほど澤議員の質問の中でお答えいただきました。副町長配置を県との連携のためにも、そして円滑な管理体制のためにも、ぜひとも配置してほしいという私の思いです。

宮下町長在任の４年間、副町長が不在でした。地方自治法第167条では、副町長の職務として、町長を補佐し、町長の命を受け、政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、町長の職務を代理するとあります。これが副町長の仕事なわけです。

本当に執行部と議会、町長、そして県や国をつなぐ物すごく重要なポジションであるという意味から、私と澤議員以外にも、ほかの議員もこの質問をする予定となっているぐらい、やはり議会としては喫緊の重要課題だというふうに捉えております。

今もすぐに県のほうに行ってお願いするから期待してくださいという言葉が出ましたが、ぜひその期待を裏切らないようにスピード感を持って行動していきたいという、これは質問ではなく私の思いをお伝えした上で、３つの点に関してお聞きをいたします。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長　町政４年間の総括についてのご質問にお答えします。

まず、この４年間を振り返りますと、就任当初は新型コロナウイルスが国内で感染拡大しており、緊急事態宣言が発出されるなど、その対応に追われました。町でも感染防止対

策としてワクチンの集団接種などが始まる一方で、落ち込んだ消費の解決策としてプレミアム付商品券を販売するなど、経済対策にも取り組んでまいりました。

新型コロナウイルス感染症については、令和５年５月８日から法律上の位置づけが２類相当から５類に移行されましたが、日常的にマスクを着用する方が増えるなど、私たちの生活様式は大きく変化をいたしました。

新型コロナウイルス感染症がようやく収束に向かいつつあった昨年１月１日、能登半島地震が発生し、能登地域は大きな被害を受けました。中能登町でもこれまでに経験したことのない未曽有の被害を受け、今日まで復旧を中心とした行政運営を進めてまいりました。

このような中、１点目の行政改革は成し遂げられたと考えるかにつきましては、業務のデジタル化に取り組み、タブレットの導入や電子決裁によるペーパーレス化が実施できたと思います。

次に、２点目の公約の達成度はどの程度であると考えるかにつきましては、子育て、教育の支援、コロナ禍への力強い対応、災害に負けないインフラ整備を公約に挙げ、１つ目の子育て、教育の支援としましては、子ども・子育て基金の創設や、こども家庭センターの設置、学校におけるＧＩＧＡスクール構想を実現いたしました。

２つ目のコロナ禍への力強い対応としましては、新型コロナワクチンの集団接種を推進し、３つ目の災害に負けないインフラ整備につきましては、家屋の耐震補強、補助制度の拡充、砂防堰堤の整備要望、ドローンの導入、上下水道施設の耐震化事業の推進を進めてまいりました。

新型コロナウイルスや能登半島地震の中、やれることを精いっぱいできたのではないかと思います。

点数をつければ何点かというのは、なかなか分かりませんが、50点ぐらいだなと思います。

次に、３点目の次の４年間の最重要課題、公約につきましては、次の４年間を務めることになった際には、最重要課題は震災からの一日も早い復旧・復興であると考えており、復旧・復興プランを基本とした明るい希望が持てるまちづくりを進めていきたいと思います。

できなかった、かかりつけ医の誘致、そして今申請しております防災道の駅を拠点とした機能強化を図っていきたいなということを思います。

最後に、４点目の円滑な管理体制、県との連携のためにも副町長配置をにつきましては、早い段階で副町長の配置を考えたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（笹川広美議員）　古玉議員

○６番（古玉いづみ議員）　ありがとうございます。

まず１点目に関しまして、本当にコロナ禍、震災と苦しい中での財政運営だったのではないかなというふうに考えます。いろいろな経済対策をしていただきまして、町民も、私も実際にＰａｙＰａｙがすごく高齢者の間で広まってデジタル化が進んだなというのは実際に体験として感じていますし、そういった意味では町を挙げて、ただの経済対策ではなく、デジタル化も一緒に進めて、そして町の施策の中で取り組んでいくという目に見えるような成果ではあったのかなというふうに思っております。

そしてまた、子育てや教育、そして災害に負けないインフラを目指されたという中で、50点の辛口の、私からしたらちょっと辛口かなとは思いますけれども、やりたいことができなかった４年間ではあったかなと思いますが、その残りの50点を次の、本人、どうなるか分からないんですけれども、次への思いにつなげていくために、具体的にどういうふう

に動いていかなければいけないのかというのは、計画というのは今ほど澤議員の話の中でもあったんですけれども、すごく大事だと思うんですよ。

行財政改革、成し遂げられたか成し遂げられなかったかというのは、物すごく難しい問題ではあるんですけれども、数字だけの話だけをすれば、まず累計５年間での財政調整基金の取崩しは、計画の中では23億5,000万円が取り崩される見込みとなっておりましたが、実際は10億1,000万ということで、数字だけ見たら13億の抑制ができていた。

ですが令和６年度、まだ決算が出ていない中で、震災に物すごく大きな取崩しがありました。令和６年度の基金繰入金、今年度、補正予算までで22億円を超えています。そして令和７年度の当初予算では11億円の基金取崩しというふうになっております。

令和７年度の当初予算だけで見ると、町債のほうなんですけれども、14億円増し加わっている中で、公債費の返済が12億円ということで、返済より借金のほうが増えていくという算段なんですね。国庫100％負担のものももちろんありますが、数字でだけで見ると物すごく町民に対して不安を与えるようなものであるかなと思うんですよ。

そういった形に見えない、私たち議会のほうで数字をあっちやりこっちやりしながら形として出てきているものではないので、ぜひ町民の皆さんにも分かりやすいような町の財政状況の推移というものをグラフ等で示していただけないかなというふうに考えるんですが、その辺、再質問として、まず１点目にお伺いします。

２点目、今の50点問題なんですけれども、公約というのは町民への約束なわけですから、私はすごく大事なものだと思うんです。町長もすごく考えて、これを町のためにやっていく、町民のためにやっていくというふうに決めてされたわけだと思うんです。

ほかの町と比べるのは本当に嫌なんですが、透明性や計画性という点で、ほかの小松市は優れているので少しお話しさせていただきたいと思いますが、小松市の宮橋市長は、４年前の選挙で55の公約を掲げて、全施策に完全実施を10点満点、そして進展ありや着手済みなど５点や３点などの点数をつけて、ご自身の通知簿を公開しておられます。そして、その中に基金の積上額や市債残高の返済状況なども、つまり簡単に言うと貯金と借金なわけですけれども、そういったこともつまびらかにし、誰もが分かるような状況で公開をされています。

宮下町長の採点ですが、ざっくりとこのぐらいかなではなく、自分自身、こういったことはこのぐらいできました、まだこれだけできていないから次にこうやっていきますというのを計画として自分で見ても分かるようにしないと、これ何となくできたからもういいかではなくて、これ着手できたけど次はここに向かっていかなければいけないというような計画性というのが大事だと思うんですよ。

そういった計画性や透明性をもってお示ししていただけたらなというふうに考えるんですが、その辺を２点目として再質問、２点でお伺いいたします。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　財政計画のグラフ化については、先ほど澤議員のときに申し上げましたとおり、一応７年度からソフトの部分はグラフ化を内部的にはこれからやっていこうということを思っております。

それとあと、これからの財政的なことに関しましては、人件費とか生活維持とか扶助費とか、そういうものを含めて年々上がっていくわけで、その辺は本当に慎重に精査していかなければならないと感じておりますので、次の通知簿をつけるということはなかなか、これからまだ一番やろうとしていることは、かかりつけのお医者さんに来ていただきたい

ということが一番私の願いでありまして、何とかお医者さんを１人来ていただくということが大前提です。

あとは、道の駅の周辺をいろんな意味で中能登町の拠点としての伸ばし方、これからの10年先の中能登町の姿というものを少しでも出していくような施策等をやっていかなければならないと感じております。

自分の公約の透明性ということで、皆さん、私の選挙のリーフレットを見られたと思いますが、一つ一つこれから精査しながら、着実にやっていくということができればいいなということを思います。書いた以上はやらなければならないということを考えておりますので、今後もし次になった場合は、今の討議資料の中のことを一つずつ精査しながら確実にやっていきたいなということを思います。

その点について、町民の皆さんに通知簿等を出されるかどうか分かりませんが、一回、次になったならば、何とかそれを町民の皆さんに評価していただけるようにしていきたいと思います。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　古玉議員

○６番（古玉いづみ議員）　ぜひとも誰が見ても分かりやすいように、今までのもの、そしてこれからの計画について分かりやすく示していただきたいなと思います。

我々、昨年、教育民生委員会で行った境町もそうなんですけれども、過去の財政運営と、そしてこれからというものをしっかりと比較した上で、その首長がされてきた施策は何なのか、そしてそれによってどういった効果が出て、この町はどういうふうに成長してきているんだということをやっぱり皆さん感じてほしいわけですよ。それによって、この町はこれからもっともっと元気になっていくんだということをぜひ示していただけるような計画を出していただきたいなと思っております。

それでは、２つ目の質問に移ります。

復興元年における中能登町の教育は。

2019年に始まったコロナ禍から震災を経て、この時代に生きた子供たちは、大きく教育の形態が変わる激動の時代にいます。次に何が来るのか分からないような大きな変化の中、子供たちにとって時代に即した最善の教育、そして誰一人取り残さない教育を行う上で、重要な課題は何であり、また、それをどのように改善し実行していくのか。以下３点の事項について伺います。

まず１点目、防災教育について。

今までも防災教育に力を入れ、学校でも子供たちに自主的に学ばせて、それを発表する機会があったかと思います。復興元年として、より実践的な防災教育が求められるかと思いますが、今後の施策、計画についてどのようにお考えなのか、教育長にお聞きをいたします。

２点目は道徳教育についてです。

そもそも2018年に小学校、そして2019年に中学校で、特別の教科としてスタートした道徳教育は、いじめ問題が背景にあります。文部科学省によりますと、道徳教育とは、児童生徒が生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識を身につけることが重要である。そして、特定の考え方を押しつけたりするのではなく、特定の考え方に無批判で従うような子供ではなく、主体的に考え、未来を切り開く子供を育てるとあります。

昨年も学校回りをさせていただいたときに、いじめの実態についても校長先生にお伺いする機会がありましたが、なかなかいじめというのはゼロになることは難しいと。その上で行っている対策などについてもおっしゃっていました。本当に現場では必死になって子供たちの人権、そして心を守る、そういった取組をなさってくださっているわけですけ

れども、道徳教育の目的を果たすために、実際、現場の指導に対して、どのようであり、どのようであってほしい、そして実践しているのか、教育長の考えをお聞きいたします。

３点目に、外国語教育についてです。

昨年の発災後初の一般質問、６月の定例会でしたか、今後の中能登町の教育について教育長にお聞きをいたしました。そこで教育長は、英語教育を推進していきたい。英語をしゃべれると自信がつく。まちづくりとして英語教育をやっていることを一つのアピールにしていきたいというふうに答弁されました。その後、英語の学習アプリも小中学校で導入されました。

言われたことを形にしてきた実行力という点では評価できるわけですが、実際の学習成果はどうなのか。子供たちの自信につながるような教育になっているのか。また、つながり復興を目指していく中で、言葉のバリアを乗り越え、世界とつながっていく英語力を身につけてほしいというふうに考えますが、実際はどのようであるのかをお聞きいたします。

○議長（笹川広美議員）　林教育長

〔林　大智教育長登壇〕

○林　大智教育長　古玉議員の復興元年における中能登町の教育について、お答えいたします。

まずその前に、今年の成人式、二十歳のつどいを迎えた子供たちは、実はコロナが始まった年の子供たちでした。そのコロナを体験し、震災を体験した子供たちが大きくなったことに非常に感銘しましたし、この子たちのために、また、これから続く児童生徒のためにも、今言われる道徳教育、防災教育、英語教育をさらに進めていきたいと、今、固く思っています。

まず防災教育につきましては、この震災を体験した当町の子供にとっては、まさに必要になってきます。今年度は震災体験に基づき、子供たち同士で情報共有、問題解決策を授業でつくったり、学校によっては町に対して提案等をしてきました。

こうした知識を踏まえて、来年度は実践的な防災教育を考えています。例えば中学校では、避難者を想定したそういった避難所訓練と、それから中学校は避難所になっておりますので、毎年それが生かせるような訓練をしていく。小学生につきましては、実際に段ボールベッドを作っていくなど、そういったことを踏まえながら、実際どうやって自分たちが寄り添って協働的に動いていけるのか、どうやって自分たちが周りの大人たちと一緒になってまちづくりをしていけるのか、そういったことを考えることが必要であると思っています。

実はそこが道徳教育と絡んでおりまして、道徳教育は、考える道徳といいまして友達同士話すことが多いわけなんですが、そういった教科書の面から離れて、実際自分たちが震災のことから体験したことをお互いに話し合いながら、これからどうすればいいのかというのを話し合える、そういったことも道徳かと思うんです。自分たちができること、大人たちにしてあげられること、これからの未来を考えること、そうしたことを考えるような道徳をやっていきたいと思っています。

その中には、もちろん、いじめという問題も今あります。特徴とすれば、クラスでの孤立であるとか自信の低下とかあると思います。そういったところに相手の心に寄り添えるような、そんな子供たちになってほしいなと。

まずそのためには、会話なのかなと思います。どんな言葉をかけられるのか、そういったことも踏まえながら、自立した子供たちになるためにも道徳教育は必要であろうかと思っています。

３点目です。外国語教育につきましては、震災によって自信を失った気持ちを外に向け

て、将来、世界を見据えたときに外国語によるコミュニケーション能力を高めておくことは必要不可欠だと思っております。

当町では、他町に先駆けて学校に１名ずつＡＬＴを配置しております。これは珍しいことだろうと思っております。さらに令和７年度は、町立の保育園等も含めて、そちらのほうにイベント的にＡＬＴの方を派遣したいと考えております。クリスマスであったり、ハロウィンであったり、そういったところで外国語に触れ、そして小学校に上がったときに、あのＡＬＴの先生を知っている。そういった保小連携の面もあればいいのかなというふうに思っております。

また、昨年９月より、１人１台端末を利用して、ＡＩ技術を利用した英語教材も取り入れました。議員の言うとおりでございます。

課題として、ＡＩ教材の利用率が低いことが挙げられました。９月ということなので、小学校のほうでは順次、利用率も上がっていって、大体８割程度、宿題として課題等やれるわけなんですが、中学校については、ちょっと低迷した時期がありました。理由というのは、オーバーカリキュラムということで、授業中なかなか使いづらいということで、家庭教育に宿題ということで持っていったわけなんですが、その利用価値が分からないまま使用していたということで、12月の利用率はおよそ35％と低いものでした。

改めてその理由を学校のほうと話をして、利用してもらいました。授業、そして宿題ということで。そうすると思わず子供のほうから教科書が読めるようになった、先生のほうから授業に積極的に取り組めるようになったということで、その利用価値がやっと１月、２月で認められてきました。利用率も小学校と同じく80％に伸びてきております。

こういったことも踏まえながら、とにかく取り組んでみて成果を出そう。その成果をもって続けるかどうかを考えていこうということで、このＡＩ教材、まだ始めて１年目ですので、さらに分析をしながら進めていこうと思っております。

実はもう一つありまして、英語検定の合格率が今年下がりました。実は令和４年度から順次上がってきて、県の目標であるＡ１という指数、３級相当の生徒が60％という目標があるんですが、当町もそれに近づいていたわけなんですが、今年度、準２級に合格した生徒は７人おりまして、これも高いレベルで毎年変わらなかったんですが、どうも英検につきましては少し低く、およそ10％近く低下しました。

原因としては、英語学習への意欲が高められなかったことが主な原因と考えております。

対策として、英語学習の目的、必要性を再確認して、日々の授業改善に取り組んでいくこととしております。

よろしくお願いします。

○議長（笹川広美議員）　古玉議員

○６番（古玉いづみ議員）　ありがとうございます。今の教育長の答弁では、現場に寄り添って、しっかり子供たちのことを見て教育プランを立てて見てくれているんだなというのを聞いていて感じました。

まず１点目の防災教育についてなんですけれども、実践的なものというのは物すごいこれから大事になってくると思うんですね。今まで普通に、火災だったらこう、地震だったらこう、地震だったら机の下に隠れなさいということは当たり前にやってきているんですけれども、じゃ机がないところだったらどうしたらいいのかというような次のことを本当に実践的にやっていかないと、子供たちは動けないと思うんですよ。そして大人も知らないんですよ。

なので、やっぱり大人と一緒になって体にしみつかせていく。何かが起きたときにすぐ行動できるような教育というのは、学校だけ

ではなく町全体としてやっていかなければいけないことだなというふうに感じています。

とある町では、毎月第３日曜日は防災の日というような形で防災訓練。音が鳴ったら公園の避難所に行きますよというようなことを定期的にやっているような自治体とかもあります。それぐらい防災というものは我々の中では身近なものとして、特別なものではなく、生活の中に入り込んで教育をやっていくというものが大事ではないかなと思います。

ぜひこの実践的な防災教育を進めていっていただきたいと思います。

そして、２点目の道徳教育、いじめの問題、たくさんいろんなケースがあると思います。そしてまた不登校問題等もあると思います。

今、当町では、小学校３校において行き場のない、教室に入れない子供たちが、ほっとルームにおいて行き場をつくってくださっている。各校の校長先生も本当にありがたいというふうに口をそろえておっしゃっておられました。

令和７年度、次年度からは、中学校でも新たにほっとルームが設置されるということなんですけれども、中学校と小学校でまたケースが物すごく異なると思うんです。中学校のほうがいわゆる思春期で、心に傷を負っている子が多くいると思いますし、また、こういった道徳教育というのは、私はちょっと調べたところによりますと、文科省がこういった状況調査をしたところによると、８割近くの教育機関で多かった留意点、この計画策定に当たり留意した点というのは、校長の方針の下、計画策定をするということで、校長の考えというものが物すごく大きく関わってくると思います。

そういった意味でも、再質問として、４つの小中学校の校長先生のこういった不登校やいじめに関する道徳教育の共通認識というのは、どのように深められているのか、どういった形の話合いをされているのかというのは、再質問として道徳教育についてお聞きをいたします。

そして３点目の英語教育に関してです。英検の合格率がすごく下がっているのは、その年その年のアップダウンはもちろんあると思うんですけれども、モチベーションを高めて、そこに対しての目標を決めてやっていこうという子供たちへの意識づけというものが物すごく大事になってくるかなと思います。

たくさんテストが１年間にある中で、テストとかぶった、部活とかぶった、なかなか受けれないというのを私も本当に聞きます。そういった中でも年間の計画をしっかりとつくって、子供たちに、いつ受けるのか自分で決めなさいではなく、年間本当にたくさんテストもある。そして３年生は試合もたくさんある中で、どこでやっていくのか、どこでこういった目標を達成していくのかというのも、一緒になって考えてあげないと難しい部分はあると思うんです。

私自身もそういった講師として子供たちのそういった計画に携わっている中から、自主的に自分でやりなさいというのは物すごく難しいことだなというのを感じていますので、ぜひ現場が寄り添って、子供たちの目標達成というものを一緒に考えていき一緒に喜ぶ、そういったような現場にしていただきたいと考えますが、英検だけではないかもしれないんですけれども、子供たちとともに考えていく教育に関して、この２点で再質問をお伺いいたします。

○議長（笹川広美議員）　林教育長

○林　大智教育長　古玉議員の再質問にお答えいたします。

まず１点目、校長会での道徳に対する指導というか、そういった意思決定についてなんですが、言っていることは、いじめや不登校は見逃さない。そういった先生方の目を持ってほしい。校長先生も毅然とした態度で、い

じめは駄目、学校はみんなの楽しむところやということを心から言ってほしいと言っています。

そうした中において、やはり子供の中にいろんな気持ちがありますので、中学校をはじめとして心の健康観察というのを始めております。これは中学校の校長が始めたんですが、日々心の中の悩みを朝チャットで打つんですよね。それを生徒指導の先生がチェックして、ちょっと気になったら呼ぶ。そういったことをしています。

小学校のほうは人数が少ないので、そこまではしていなかったところなんですが、令和７年度は全校でやります。

子供の変化は見逃さない。それは必ずやっていきます。

続けて、英語力の低下に関わる学力の低下なんですが、今年はつらかったです。先生方も頑張っています。もちろんです。ただその中で、ＧＩＧＡだけに頼っていた部分はなかったのかという部分は感じることはあります。

やはりコミュニケーションも大事だし、ペーパー、書くということも大事だし、そのバランス具合というのを取れなかったのかなと。この四、五年間、国もそうですし、ＧＩＧＡ一辺倒で来ました。ＧＩＧＡを進めてきた。ＧＩＧＡは今ではもう必要なときに使えるようになりました。そうすると、今度は必要な情報を取り入れたらどんなふうにアウトプットする、どう書くの、そういった方向に持っていこうという話をしています。

来年度、校長先生方とも話をしながら、ぜひ学力向上に努めていきます。

○議長（笹川広美議員）　古玉議員

○６番（古玉いづみ議員）　ありがとうございます。

今、教育長がおっしゃられた心の健康観察、子供たちがチャットで、やっぱり対面でだと絶対心を開けない部分というのは難しい部分はあると思うので、ぜひチャットの中でも自分たちが言いたいことを言っていいんだと思えるような、そういった環境づくりをこれからも、今までもされてきたと思いますけれども進めていってほしいなと思いますし、自分自身も小学生の子供の親として、いじめアンケートというものを今まで散々やってきました。子供たちと保護者が一緒にやるというアンケートなので、質問しながら、これってどうなの、誰かのそういうのを見たことあるとかと言いながらやっているんですけれども、子供にとったら、ないよ、そのときそうやって答えたことでも、後で、そういえばあのとき忘れてたけどというので、こういうふうなことをされているのを見たことあるんだなんていうような話がぽっと出てきたりするわけですよ。

となると、やっぱり見逃している部分というのがたくさん出てくるなというのは、月に一度のアンケートでは思っていた部分もあったので、子供たち自身にその場その場で、忘れる前にしっかりとこうやって確認していけるというような体制をつくっていただけるというのは、保護者の一人としても安心できますし、先生方の努力というものには本当にありがたいなというふうに感じております。

学力の面に関しても、いろいろ皆さん先生が努力されているのは分かっているので、家庭内での努力も我々も必要だなというふうには思っています。

勉強ももちろん大事なんですけれども、勉強というのは自分でやろうと思えばできるものですし、そういったこと以外の本当に大事な部分を学ぶ社会性を学ぶのが学校の現場だと思うんですよね。関係性、人間性というものを。そういったところを重要視しながら一緒に切磋琢磨して育っていけるような、そういったすばらしい教育の町としての中能登にしていっていただきたいなというふうに思います。

では、以上で私の一般質問を終わります。

○議長（笹川広美議員）　続いて、７番　尾田良一議員

〔７番（尾田良一議員）登壇〕

○７番（尾田良一議員）　では早速、質問いたします。

石動山文学賞の設立ということで、第１問目の質問です。

私は、しばらく町を離れておりましたので非常に感じたのですが、東街道、旧の159号線の衰退は目に余るように思えます。その一方で、西街道ですか、今の259ですか。西街道にはゲンキーをはじめ多くの商店があり、昔は全く逆であったことを思うと、何やらとてもわびしい感じがします。

確かに政治勢力の強弱がその背景にあることは否めないとは思いますが、もう少し冷静に町全体を俯瞰してみると、我々は大切なものを見落としているように思えます。

まさに東街道の救世主ともなり得るものが我々の身近に存在しているという事実でございます。国定公園石動山こそ、それに当たります。

しかしながら、現実にはそれほど多くの観光客が訪れているようには全く見受けられません。むしろ隣の富山県などからイワシガ池の霊水をくみにいらっしゃる方が多いくらいです。これはひとえに町の努力不足によるものであります。

七尾市の城山跡の石垣を考えてもらいたいんです。あれは城郭も何もないところなのですが、あれだけ連日観光バスがやってきます。石動山も七尾城も、どちらも歴史的には非常に重要であり、関連した史跡なのでございます。

この観光名所の多くない当町には大切な資金源ともなり得る可能性を秘めた石動山は、白山連峰に連なる修験の場として歴史的にも重要度の高い山でございます。東街道の衰退を考えると絶対に必要であり、開山祭等においてもさらなる工夫が必要と考えますが、石動山文学賞の設立がその一助になるのではと私個人としては考えております。

そこで改めて、石動山文学賞の設立についてお伺いいたします。

○議長（笹川広美議員）　林教育長

〔林　大智教育長登壇〕

○林　大智教育長　尾田議員の石動山文学賞の設立についてのご質問にお答えします。

尾田議員からは、石動山文学賞の設立について、令和元年12月定例会議で質問をいただき、関係団体と相談しながら研究課題とさせていただきますと答弁しました。

尾田議員が言われるように、石動山は中能登町の、石川県の大切な資産であり、修験の山として重要な国史跡であることを認識しております。

現在、石動山を活用したイベントとしましては、山内を巡るスタンプラリー、石動山を護る会の皆様と連携した石動山ユリ展、ウオークラリー、落語会、マジックショーの秋のつどいなど様々なイベントを開催しております。

開山祭につきましては、石動山を護る会も協力はしておりますが、宗教法人の伊須流岐比古神社が主催する神事ですので、神社側の意向を尊重する必要がありますが、神社としては開山祭が神事であるため、観光化等により華美になることは避けて厳粛に行いたいとの意向であると伺っております。

なお、開山祭では、神事に伴う奉納行事として雅楽や三味線、太鼓などが奉納され、石動山を護る会の皆様も協力し、多くの参拝者でにぎわっております。

これらのように、町ではこれまで関係団体と協力して、町内外の方々が国史跡である石動山に直接足を運んでいただき、その歴史を学び、憩いの場所として活用できるイベントに取り組んでまいりました。今後とも関係団体と連携を図りながら創意工夫をし、石動山

の魅力をより発信していきたいと考えております。

さて、石動山の名は古来より記録に残っておりますが、古くは軍記物の「太平記」が最初であります。文学の世界では、昭和50年に小説家の村上元三氏の「流雲の賦」が発行されるなど、数多くの文献に記述があります。

令和元年の尾田議員の一般質問を受け、石動山文学賞の設立が国史跡石動山にとってどのような効果が期待できるか関係団体とも協議してまいりました。小説などの文学作品を執筆していただくことは非常に大事であることなどから、子供から大人まで多くの参加者が見込めるイベントを優先してまいりました。

しかしなかなか難しく、一方で、石動山の歴史におきましては室町時代にまで遡り、その後も度々登場する和歌、短歌につきましては、三十一文字と呼ばれるように短い文字で奥行きの深い言葉の世界がありますので、石動山を護る会などと協議し、和歌や短歌、俳句なども含めて発表の場の確保ができないかを検討していきたいと考えております。

○議長（笹川広美議員）　尾田議員

○７番（尾田良一議員）　教育長のおっしゃることは、よく分かるんです。私も先日、町の職員の方とお話しして、大まかなところは分かっているんですけれども、何といっても外国人なんかが青柏祭へ行くときと石動山の開山祭へ行くとき、まず規模からして非常に違いますよね。そういったことを考えますと、どうしても私は青柏祭のような魅力のある祭りみたいなものができるようになれば、日本全国からいろんな方がいらっしゃるようになるのではないか。ひいては石動山というものの名が非常に広まるのではないか。そういったことを考えておるわけなんです。

だからそういった意味で、石動山の開山祭等は神事であるから厳粛にやるべきなのでということは、とても理にかなったことなんですけれども、別にその日でなくても私はいいと思うんですよ。とにかく何らかの形で石動山というものを発信していかない限り、この町に数少ない遺跡みたいなものが埋もれていくんじゃないかという、そういう危惧を持っているわけです。

そういった面で、できるだけ、石動山文学賞というのも一つの例ですけれども、いろんな形で何かできるのであれば、町の施策みたいなものがあるようでしたらお伺いしたいと思います。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長　石動山は、東には石動山、西には雨の宮という日本でもなかなか有数な史跡もありますし、本当は私、この前、一般質問のすり合わせのときに話をしておったんですが、何かちょっと石動山も碁石ケ峰も含めて東側の歴史あるところを何かできないかということで、ジオパークというのは御存じですか。

ジオパークに一回申し込んでみればどうかということで、雨の宮はブナ林も何ヘクタールもありますし、希少な生物もいますし、花もありますし、そういうところで、下にはお滝さんというかそういう修行僧がした滝もあって、そこで打たれるということもありますので、何かその辺を絡めて、認定を受けるかどうか分かりませんけど、一回申し込んでみればどうやと。それは自由に申し込めるらしいので、それが白山市ではユネスコ遺産になりましたので、そういう水の恵みというところで、白山はジオパークでしています。それからユネスコ遺産で、日本で10しかないところなんですが。

実際、登録された市町を調べてみたら60ぐらいあるらしいので、そういうところに一回申請してみればということで話をしてありますので、その辺これがどういうような形になっていくかも分かりませんが、ちょっとチャ

レンジして、駄目もとでやってみたいなということは思っております。

○議長（笹川広美議員）　尾田議員

○７番（尾田良一議員）　非常に町長の積極的なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

とにかく私の個人的なことで恐縮なんですけれども、外国の方というのは、石動山であれお滝さん、私は何というのか知らんけど、お滝さんですよね。あれなんかも非常に大好きです。ああいうところへ行って水浴びしたりそういったことで、何となく古い日本の風景、原風景というんですか、そういうものを体験できるような場所になっているのではないかと思っているんです。

だから、こういうことをもっともっと発信していくのがこの町が生き残る上での重要なすべだと、そういうふうに思っておりますので、町長が非常に積極的なお考えを教えていただきまして感激しております。

○議長（笹川広美議員）　尾田議員、１つ目は質問、終了ですか。

では、質問の途中でありますが、ここで昼食のため午後１時30分まで休憩いたします。

午前11時56分　休憩

午後１時30分　再開

○議長（笹川広美議員）　午後からの会議を再開します。

７番　尾田議員の質問の続きから始めます。残りの時間は48分となっております。

尾田議員

○７番（尾田良一議員）　午前中、非常に有意義な町長からの答弁がございましたので、石動山文学賞の設立ということに関してはこれで終わると思うんですけれども、ただ、ひと言ふた言ちょっと要望という形でお話しさせてください。

町長が先ほどおっしゃいましたジオパークということ。ユネスコの世界ジオパークというようなやつはまずなかなかハードルが高いので、できるだけ日本のジオパークということを目指してやるということだと思うんですけれども、ぜひ積極的にご尽力をお願いしたいと思います。

それと、石動山というのは、いろんな形でみんなの人に知っていただくために、ボランティアガイドというのがございますよね。皆さん御存じですかね、こういうのがあるというのを。これは割と結構、石動山に関する知識を増やすためには非常に有効なガイドブックですから、こういったものはもうちょっといろんな形で目に届くようなことができればいいなと思っているのが私の要望です。

それで、２番目へ行ってよろしいですか。

次に、２番目の修身の再考ということです。

米国の教育再生は、キリスト教を用いた人格教育を重視したものでありました。すなわち倫理観を育成することが中心であると言われますが、一方、日本においては、いまだに右往左往しているのが現状です。

日本では、一般的には特定宗教を信じる人々は少ないようです。私も学生の頃、大学の先生から、外国へ行くんやったら、どんな宗教を信じているのかと聞かれた場合には神道だと答えるように忠告されたことを覚えております。

以上のことを踏まえて、ここで初めの質問ですが、こういう現状を踏まえた場合、人格教育、倫理観を涵養するには何を持ってくるべきか。私は個人的には、修正した、要するに軍国主義に走るような思想の入った修身ではなくて、修正を加えた修身がよいと思うのですが、町長はどのようにお考えでしょうか。町長でも結構ですし、教育長でも結構です。

○議長（笹川広美議員）　林教育長

○林　大智教育長　尾田議員の修身の再考についてお答えいたします。

日本の学校で行われる道徳教育は、学習指導要領に規定されており、道徳教育は学校の教育活動全体を通じて行うものであると示されています。

ご質問にある再考につきましては、地方自治体の教育長の立場ではお答えできかねます。誠に申し訳ありませんが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（笹川広美議員）　尾田議員

○７番（尾田良一議員）　非常に残念な回答なんですけれども、ということは、あくまで指導要領云々、あるいは教育大綱等に従ってやるということは当然だと思うんですけれども、少しは町の、あるいは町の教育行政の独自性というものを見せても、別に文科省から文句を言われるとかいうようなものではないでしょと思うんですけれども、いかがでしょう。

そうしないと本当の意味での人格形成はできないと思っているんですよ。前もちょっと議会で言いましたように、ソフトというものはハードと比べまして非常に長い年月がかからないと成就したかどうかというあれは見えてこないはずです。そういう面、どうでしょうか。

町長、一言何か、分かる範囲で結構ですよ。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　非常に難しいことで、私ら子供のときは、道徳の時間というのは放送で聞いて、それを先生が今のことはどうやったかというようなことで、道徳の時間は放送を聞きながらした覚えがあります。

私、心に残っているのは、皆さんも御存じやろうけれども、神戸で一回、子供が殺傷事件で殺されて、そのときに心の教育ということが叫ばれていたと思います。あれを考えると、道徳的には昔というか、こんなこと言ったらちょっと分からんがですけど、その辺の道徳的な観念も必要じゃないかなということは思いますし、昔の戦争前からのＧＨＱ、マッカーサーが来て、これは駄目だよと精査しなかったということを聞きますので、その辺、しっかりした心の教育の中に道徳も必要じゃないかなということは思います。

○議長（笹川広美議員）　尾田議員

○７番（尾田良一議員）　ありがとうございます。その答弁で結構です。

次に２番目の質問へ行きます。

現在では国防は自国でやれとアメリカのほうでも言うくらいで、修正された修身を使うことには誰も軍国主義化だの文句は出ないと私は思っております。したがって、あまりふさわしくないところは省いた形での新修身を前面に出しても問題ないだろうと考えます。我が町でも機会をつくってやってみることもよいのではないでしょうか。

これは必ずしも子供でなければならんというものでもないと思うんです。大人でもそういう道徳的な観念に未熟な人は幾らでもおります。だから必ずしも子供のためというふうに捉えるのは間違いだと思っております。それでうまくいけば当町のイメージアップにも役立つでしょう。

能登は優しや土までもという言葉を立証するためにも非常に大切なことだと僕は思っておりますので、その面で少し考えていただきたいと思っております。

これは質問というほどでもないので、私の要望みたいなものを聞いていただければいいんです。

次に、蛇足ですけれども、ジェントルマンやシトワイヤンというのは、ジェントルマンは皆さん御存じ。シトワイヤンというのはフランス語みたいですけれども、それは要するにしっかり、辞書によると自主独立の気概を持ち、権利と義務を遂行する立派な市民、そういうふうに書いてありますね。

そういうものに相当するよき日本人像が今イメージできない。あるいは、どんな人にな

ればいいがいやと若者に言われたときに即座に答えられない。そういう現状が僕はあるんだと思うんです。その結果、若者たちは、じゃわしらはどうして生きていけばいいのか、何を目指してやっていけばいいんだというようなことで苦しんでいるのではないでしょうか。

そのためにも、もっと作文、あるいは小論文というものを用いて、自分の意見を述べる技術を習得させるべきではないでしょうか。例えば、教育勅語や修身に扱われている徳目、だらっと言い出すと長いんですけれども相当たくさんありますわね。そういった徳目から選んで、それについて自分の考えを述べるというのも一つ考えていいものではないのでしょうか。

私も以前、米国で帰国子女向けの塾をやっておりましたときに、作文、小論文を教えておったんですけれども、まずああいう外国に育つ子供というのは日本語は非常に弱いものですから、立派な文を書ける生徒は非常に少なかったということを今でも覚えております。こちら日本では上手に文章を書く人も多いと思うけど、以前に比べればやっぱり低いと思っていますので、そういった面では、やはり日本語を強くするという意味もあるし、自分の意見をしっかり文章に表せる。そういった面でも有効だと思うので、この方策を少し考えていただいてはどうかなと思うんですけれども、教育長にお伺いします。

○議長（笹川広美議員）　尾田議員、これは尾田議員の質問、修身の再考についての質問項目の最後の質問ということですね。

林教育長

○林　大智教育長　尾田議員のご質問にお答えします。

まさに尾田議員の言われるとおり、今の道徳は考える道徳です。自分の考えを友達と交換しながら、そしてその考えを書いて自分の意見をまとめていく。そういったことをやっております。

また、今の子供たちはロールモデルのない時代を生きていきます。見本のない時代をどうやって生きていくか。その見本を自らつくっていくことこそが今の道徳観ではないでしょうか。私はそう思っております。

また、今年のアメリカのアカデミー賞にノミネートされました日本のドキュメンタリー映画「小学校～それは小さな社会～」という作品があります。これはコロナ禍であった2021年の東京都の小学校を舞台にしたドキュメンタリー映画で、フィンランドなどで高い評価を受けました。

内容は、６歳児は世界のどこでも同じようだけれども、12歳になる頃には日本の公立学校に通った子供は日本人になっているといった内容です。これは、日本の道徳が、道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行うものを具現化しているものに私は思われております。そして、この映画のことを大変誇らしく思っております。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　尾田議員

○７番（尾田良一議員）　非常に分かりやすい説明ありがとうございました。これで２番目の質問は終わります。

３番目のほうへ行ってよろしいですか。

３番目の副町長は不要なのかということについてです。

宮下町長の胸襟を開いた飾らないお人柄には、常に敬意を持っております。それに甘えて本日、私は尊大な質問をさせていただきますことをご了承願います。

端的にお尋ねします。当町には果たして副町長は不要なのでしょうか。

私の尊敬する山内昌之というイスラム地域研究の立派な学者の書いたものに「リーダーシップ」という書物があります。氏は、その中でこう述べています。大震災などの自然災害を処理する能力は政治家の器量をはかるバ

ロメーターであり、リトマス試験紙でもある。自分だけで賄えないと思えば、無理する必要はない。優秀なブレーンを使えば優れた対策も可能になるのではないか。こういうようなことを書いていらっしゃいます。

さて、今、当町は大変困難な時期にあるわけです。今次の能登大震災に対する町長の対応の正否は、まさに我が町を含めた能登の命運を左右するものと思われています。そんなときに有能な副町長がそばにいるといないでは、町長の能力を十二分に引き出してくれる可能性を秘めた助言者がいるかいないかという点において雲泥の差があるのではないかと考えます。いかがでしょうか。町長の胆力と大局観に期待したいのですが。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　先ほど答弁申し上げましたが、早い段階で検討したいと思います。

私、４年間やりまして、させていただきまして、３年間はコロナ、そして最後の１年目は地震ということで、本当に大変なことだったなということは自分で思います。

そういう中で、ほかの市町の町長を見ていますと、結構早い段階からいろんな地域へ行かれて、対向支援されたところとかそういうところへ挨拶回りをしているというのは、早くに皆さんもうやられました。

私らは、まだまだ進んでいないということで挨拶にも行けないというような状態が続いておりますので、副町長は早い段階で、いろんな面でこれから町のために尽くしていただける副町長を探さなければならないと感じておりますので、いましばらくお待ちください。

○議長（笹川広美議員）　尾田議員

○７番（尾田良一議員）　分かりました。とにかくこういった状態が長引くということは避けるべきことだと思っておりますので、町長のリーダーシップを期待して私はおります。

それと、こういう能登、中能登という奥能登でもなく金沢寄りのところでもないというところなので、いろんな面で非常に優れた能力を持った人たちを迎え入れるようにしていくということがこの町を活性化させたり、あるいは発展させたりする上では非常に大切なことだと思うので、宮下町長は非常にここでも書いておりましたけど心の広い方だというのは重々承知しておりますので、いろいろ考えていただければ幸いだと思っております。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　続いて、２番　三浦克欣議員

〔２番（三浦克欣議員）登壇〕

○２番（三浦克欣議員）　それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回の質問は、この３月策定予定の中能登町復旧・復興プランへの最後の質問というか提案ということで進めてまいります。よろしくお願いいたします。

いつも言っているんですけれども、発災当初、私、三浦は家族で高台に避難。夕方、こういう立場でもありますので社会的な行動を起こそうということで総務庁舎へ向かいました。その後、指定避難所となっていたカルチャーセンターへ夜、何回か様子を見に行きました。

その後数日間は、私は今何をすればよいのか全く分からず、１月２日、３日も箱根駅伝見を見ながら家の片づけをした。給水所も見に行った。七尾の矢田郷のコミュニティセンターに避難所があったので、そこの様子を見に行ったぐらいで、とにかく右往左往していたのを思い出します。

よく２週間、家に帰ることもできず24時間対応に追われたとおっしゃる人のお話を聞きますと、私は一体何をしておったんだろうというふうに、いかんともし難い無力感にさいなまれておりました。

年末に防災士の取得の研修に行ってまいりましたが、そこで行政機関等が行うタイムラインと同じように、災害など何かが起こったときに、まず何をするか、個人のためのというか、いたずらに右往左往しなくて済む私のためのマイ・タイムラインをつくっておくことが大切であると学びました。

まず自分、家族の安全確保をした後、自分は町民として、そして議員として、具体的にどう行動を起こすのかを整理しておく。また、さらに個人、地域、町、広域へと行動を展開していく上で、ハード面である設備など、またソフト面、つながり、連携など、その環境もきちんと整えていく必要があると考えました。

その環境を具現化してあるのが中能登町復旧・復興プランの案ですね、まだ。リーディングプロジェクトの集落避難所、防災支援拠点、そして防災拠点の整備でありました。本日の質問の大筋は、この３点について、ハード面は行政が責任を持って構築していくもの。ソフト面は人の動きというか、つながり、いわゆるコミュニティーの強度を高めていくこと。今後、復興を進めていく具体的なアクションを起こしていく上で、そのプランにどう落とし込んでいくかについて、お聞きいたします。

まず、ここで復旧・復興プランの策定が大詰めを迎えており、町民の皆様の声を聞き、また、その声にすぐに応えられない、いわゆる逆風に耐えながら策定に向けて取り組んでこられた皆様に心から感謝を申し上げます。

私もこの一連の一般質問等で好きなことを言ってまいりましたのは、言うのは簡単でありまして、それも分かっていまして言うのが私の仕事ですので、感謝をしつつ、今回もお話しさせていただきます。

まず１番目の集落避難所の整備についてでありますが、右往左往した私が１月２日の日、私の地区の集落避難所、つまり自主避難所である下区集会所に行きましたが、全く閉ざされておりました。そこから私、また行動指針を失ってしまったのを覚えています。

まずハード面、下区集会所でいくと、なぜ開設されなかったのか後で分かりましたが、耐震ができていないからという理由でした。そしてソフト面として、集落避難所で最も大切なのは個人の行動の指針であるマイ・タイムラインの作成と、もう一つ、組織の行動指針、タイムラインを中心とする自主防災組織のいわゆる文字どおり組織化というか育成が最も肝だというふうに考えます。

そこでお尋ねいたします。地区集会場等の整備をプランにどう位置づけて進めていかれるか。自主防災組織の機能強化に向けてのビジョンについてお伺いいたします。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長　復旧・復興プランの集落避難所の整備についてのご質問にお答えします。

１点目の１次避難所となる地域の地区集会所などの整備をどのように位置づけ、取り組んでいくかにつきましては、現在取りまとめ中の復旧・復興プランにおける避難体制全般の考え方を簡潔に申し上げますと、災害が発生し、避難が必要になった場合は、避難方針として避難方法を２段階とします。

１段階目は、１次避難として、避難してきた町民の方々が被災の危険性がなくなるまでの必要な期間、また自宅に戻れなくなった町民の方々の住まいが確保できるまでの期間に、それぞれ滞在する避難を想定して、町は指定避難所、避難場所を開設する、いわゆる公助を行います。

一方、地区の集会所等への避難につきましては、１次避難の中における一時避難として位置づけ、地域の自主防災組織が中心となり運営を行っていただく共助を行い、町との連携を図りつつ、最終的には町指定の１次避難

所へ移動していただくことを基本としております。

また、被災の程度が大きく、中長期的避難が必要で、生活の確保が必須とされる場合は、十分な安全確認の状況を踏まえ、２次避難に移行することとします。

議員質問の地区の集会所等の整備をプランにどう位置づけを進めていくかにつきましては、まず、地区集会所を１次避難における一時避難として位置づけ、自主避難所として考えております。

ただし、最も重要なのは自主避難所の運営であり、地区の方が中心となった自主防災組織が活動母体となりますので、運営が可能なのか、誰がどの役割をどのように行い、どうやってまとめていくかが根幹となります。

このことからすると、実施可能な地区、不可能な地区が出てくることが懸念されますので、自主避難所については、ある程度、近隣の地区同士でまとまった形態にすることも一つの考え方だと思います。

また、町が全ての地区集会所の耐震化を行うのは不可能であります。このため避難方針を踏まえた具体的な実施施策につきましては、次年度から予定しております復興まちづくり計画の中で、ワークショップやワーキングなどを通じて地域の皆様方とともに検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解お願いをいたします。

次に、自主防災組織の強化に向けてのビジョンを伺うについてであります。

第２回アンケートの結果から、集落避難所の強化についての期待が高く、地域住民が安心して避難できる施設整備の重要性を再確認した一方で、集落避難所の運営に当たっては、地域の自主防災組織への役割が一層求められるものと考えております。

その課題としては、高齢化に伴う要配慮者への対応をどのように実施していくか。人口減少も進む中、その役割をどのように地域で担っていくのか。担っていく人材の確保をどのように推進するかなどが考えられます。

自主防災組織の規模の規模や体制によっても様々な運営課題が現れると考えられ、場合によっては一つの組織だけでは困難な場合も想定されます。また、数年後には対応困難な状況が想定されるケースも考えられます。

町では、これまで行ったアンケートや意見交換、他自治体の事例などから、機能強化に向けて課題整理を行っている段階であり、現段階で具体的なビジョンをお示しすることはできません。

まずは、本復旧・復興プランを今後実施予定のパブリックコメントによる意見も踏まえ、しっかりと策定した上で、来年度実施予定の復興まちづくり計画において、さらなる地域での議論やワークショップなどを重ね、ビジョンを確立していきたいと考えております。

○議長（笹川広美議員）　三浦議員

○２番（三浦克欣議員）　今の話によると、１次避難所でも地区の防災、１次避難所と町指定の１次避難所があるというふうに今おっしゃられたような気がするんですが、そことどういう。また、いわゆる小さい集落という形なのかなというふうに僕は今感じたんですが。

その中で、１次避難、３日間の避難生活を想定しているというところでも、例えば炊き出しの設備とか、それから食べるより出すというところの心配が一番大事だと思って、皆さん経験されたと思うんですが、非常用トイレというのもたくさんの水を必要としますし、ハード面については、いわゆる炊き出しの設備、２種類あるとおっしゃいましたが、その辺りをどういうふうにどこまで想定されているのかと、非常用トイレ、たくさんの水を必要とするトイレをどのように整備されるつもりであるのかお聞きしたいのと、もう一つ、先ほどの自主防災組織の、いわゆるタイ

ムラインの作成ですね。避難所と一緒で、地区といっても大小があって、住んでおられる方の人数やら社会的資源の規模とかいろいろ違いがあって、全ての地区で自主防災組織を求めるのはとても現実的ではないというふうに思いますので、その辺りも含めて、もう一度確認させてください。お願いします。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　非常用トイレにつきましては、今後の課題としていろんなことを考えていかなければならないのですが、ただ、地区の要するに自主防災組織ですね。自らが自分の地域を守るということを前提にしていただきたい。

ただ、これから復旧・復興プランが進んでいく中で、私がやりたいのは、自主防災組織の確立をしっかりしていただく。そして次になった場合、地域で自主防災組織の在り方を皆さんで協議して、さっき言われたように誰が何をやるかということをしっかり役割分担をしていただく。

数年前に、多分10年ほど前に自主防災組織のひな形があるんですよ。それをやっている地区とやってない地区とあるので、それをしっかり地区の皆さんにお話をして、地区の自主避難所へ皆さんを誘導して、次また町の指定避難所へ連れていっていただけるというようなことにしないと駄目だと思うので、本当の自主防災組織の在り方、その地区にいる防災士の方と皆さんと話をして、いつ誰が何をするかということをきちっと役割分担をしっかりしながらやっていく必要性があるんじゃないかなということで、多分４月になるか５月になるかも分かりませんけど、地区の皆さんのところへ出向いて、そういう話をしっかりとしていかないと、地震がいつまた何どき起こるか分かりません。

昨日も地震、皆さん、がつっと来たことを覚えておいでると思います。昨日、朝の４時頃起きました。あれが昨日８回あったそうです。私ども体に感じない部分も含めて８回あったということで、それも志賀町の沖のほうに８回起きたということで、前の2020年から続いている地震と全く同じようなことが起きているということを言われておりますので、ぜひまた、いつ地震が起きるかも分かりません。まだまだ油断が許されないような状況下であるということは皆さんも御存じだと思いますので、できるだけ早く自主防災組織、地区へ回って、皆さんのところへ出かけて、つくる必要性というか、命を守るということを前提にして一回皆さんのところへ、地区へ出て、いろんな話をまたしていきたいなということを思っております。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　三浦議員

○２番（三浦克欣議員）　自主防災組織がやっぱり一番大切だというふうに思っていて、役割分担というお話がありましたけど、私も去年の、おととしになるか、避難訓練のときに役割分担表の紙を渡されまして、これでいくんだよみたいな話で、そこで終わってしまうんですよね。そこがいかに、だから計画だけではなくて、分担だけではなくて、その中でどう行動を起こしていくかというのがこれからは大事だと思いますので。

また、これは言うのは簡単なんですが、私もいわゆる自主防災組織の一員であり、その組織化のリーダー的存在である防災士がとても大事だなというふうに思っていて、この間、資格も取ったというか、防災士には救命何とかの資格も要るというのを知らなくて、それを取ってきて、やっと今度、防災士になれる予定ですので、また地区の一員としてマイ・タイムラインを作成していきたいというふうに思います。

続いて、２番目の質問に移ります。

次は、防災支援拠点の整備についてであります。

今回の大地震を踏まえ、復旧・復興プラン

（案）では、19か所の指定避難所をまさしく集約化し、災害支援拠点として、カルチャーセンター付近の鹿西地区、ゆうゆう付近の鳥屋地区、道の駅付近の鹿島地区辺りの３か所に集約されているというふうに思います。このプランの大きなテーマである集約化の中核を成す部分ではないかというふうに考えます。

集約化というのは、ともするとマイナスになりやすいので、いわば創造的な集約化でないとならないと考えます。集約化された指定避難所、つまり防災支援拠点は、単なる効率化でなく、創造的であるために、中能登町の復興のシンボル的な拠点とすればよいというふうに考えます。いわゆる理念の具現化です。

そこで、避難所の誰も取り残さないという考えから、その水準を表すスフィア基準というのが世界でスタンダードとなっていますが、スフィアというのは球体を示す言葉だそうで、まん丸ですね。つまり地球上のどこでも通用するという意味ですが、そこでスフィア基準ならぬ、より福祉的な要素を取り入れた丸なので、中能登おにぎり基準というものをつくる勢いで拠点をつくりませんかという提案です。

やっぱり言うのも簡単なんですが、おにぎり基準ということで町民の皆さんが一つになって頑張れば、何か楽しくなるというか、大変なのは分かっているんですが、わくわくするのではないかというふうに思っています。

また、勝手に言いますが、おにぎり基準を具現化していくには、先ほど申しました自主防災組織の延長線としてのボランティア組織の立ち上げが必須というふうに考えます。

先ほど町長のお話もあったように、共助のキーワードはボランティア組織の育成であります。自分たちでやろうとするから大変なのです。福祉の現場で学びましたが、自立とは依存できる関係をつくることであります。それこそつながりの真髄ではないかというふうに考えます。

ということで、お伺いいたします。３か所に集約された防災支援拠点の具体的な整備の方向についてお伺いいたします。

福祉の視点を取り入れた独自の中能登基準、おにぎり基準を設け、独自の支援拠点を築いていきませんか。

②その上には民間ボランティア組織の存在が必須となりますが、その立ち上げ、連携のための支援策はあるかについてお伺いいたします。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　復旧・復興プラン（案）の防災支援の拠点の在り方についてのご質問にお答えします。

１点目の福祉の視点を取り入れた独自の中能登基準を設けた支援拠点につきましては、昨年末、災害関連死を最大限に防止し、避難生活の長期化に備え、スフィア基準を踏まえた避難所環境の改善について、内閣府より自治体向けの避難所に関するガイドラインの改定が示されました。

改定されたガイドラインでは、快適トイレ仕様での調達といったトイレの確保・管理や、厚生労働省のエネルギー摂取目安などを盛り込んだ食事の質の確保、入浴機会の確保などを盛り込んだ生活用水の確保、スフィア基準、3.5平方メートルの居住スペースといった生活空間の確保などが明記されております。

当町といたしましては、内閣府から示された改定ガイドラインを踏まえ、避難所環境の改善を図るための具体的な取組の検討が優先と考えており、国の交付金を活用した備蓄の整備も進め、総合防災訓練の開催を通じて町民の理解や意識の高揚を図り、町民とともに検証や意見交換を重ね、課題解決を繰り返していきたいと考えております。

繰り返しの演習を通じ、あらゆる視点から

の運営手法についてトライアンドエラーを重ね、確立していくことが議員ご指摘の中能登基準につながるものと考えております。

今後、議員をはじめ、より多くの皆様の参画をお願いし、検討してまいります。

次に、防災支援拠点の運営における民間ボランティア組織の立ち上げ、連携のための支援策についてのご質問についてお答えします。

議員の指摘のとおり、能登半島地震発災から応急期においての混乱は、行政職員や応援職員だけで避難所を運営するには限界がありました。そこで民間ボランティアやＮＧＯ団体などの支援は必要不可欠となることは、昨年の能登半島地震でも痛烈に感じたところであります。

このような受援などの体制も含め、町としては、復旧・復興プランの確定後の新年度以降、復興まちづくり計画の策定において、まずは防災拠点及び支援拠点のより明確で具体的な整備内容の検討を進め、その検討課題として運営の手法、人材の確保や推進体制について特に議論を深めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（笹川広美議員）　三浦議員

○２番（三浦克欣議員）　今のスフィア基準を具現化するのは、前からお話があったＴＫＢですね。トイレ、キッチン、ベッド。プラス、この間の新聞ではＳ、シャワーというふうに書いてありましたが、中能登基準ではＢ、バス、お風呂、入浴というふうに考えます。

ここであえて温浴とは言いませんが、体を清潔に保ち、リフレッシュするには、入浴、シャワーの存在は大きいです。この支援拠点となる３か所に入浴シャワー施設をどのように配備するか。自衛隊のお風呂もありますが、おにぎり基準、中能登基準にはクリアできないというふうに思われます。いかに快適に出す、食べる、寝る、リフレッシュを具現化するか。どうシミュレートしていくか、お聞きしたいと思います。

もう一つ大きな視点として、先ほども申しましたように、避難所運営は原則、被災者ではないことが望ましいとされています。すなわち他の地域のボランティアに運営の協力をいただくということです。

私が再三、ボランティア組織を立ち上げ、現在、復興能登を中心に活動している災害ボランティアとの連携を深め、つながりを深めておく必要があるというふうにお話をしておりますが、また結の話をしますと、今、２月現在でも能登の地域で活動しています。寒い中、活動しています。彼らは本物です。

11月に行ったときに、延べ5,000人のボランティアが半年ぐらい来られて活動されているというふうにお聞きしました。私は結のことしか知らないので、結の話しかできないんですが、彼らのような団体とつながりを持つということは、この能登半島地震のマイナスをプラスに変える大きなつながりのコンテンツだというふうに思います。結の代表である前原土武さんに講演を依頼するという作戦もあるというふうに思います。

また、この辺りのボランティアに対するノウハウは、昨年講演をお聞きした新潟の災害ボランティアネットワークの李さんとおっしゃる理事長がおいでるのですが、また今度、研修というか来られるので、そのときにまたお聞きしたいというふうに考えておりますが、温浴、入浴シャワーの件、それから災害ボランティアをしっかり立ち上げるということで、もう一度ご答弁願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　災害ボランティアの、三浦議員もあそこでボランティアをされたのは幾度となく見てきましたが、町にとってもボランティアの育成というのは私は大事だと思う

んです。研修とか講習等を開きながら、そういうボランティアの育成をしていかなければならないんじゃないかなということを思いますので、その辺これから町民の方にまたいろいろ、どういうふうに話ができるか分からないのですが、いつ何どきまたこういう震災的なこと、水害のことも含めて、ボランティアの育成ということを考えていかなければならないと思うので、その辺はまた強く頭の中に入れて、これから職員とともに考えていきたいと思います。

入浴シャワー施設の配備につきましては、先ほど答弁で申しましたが、今後さらなる知見を深め、皆様方の意見交換を重ねながら、拠点避難所に必要な水準やオペレーションなどを積み重ねていきたいと考えております。

防災道の駅になりますと、そういうシャワーとかトイレとか、温浴的に体の疲れを取るとか、そういうところも考えていきたいと思いますので、それが今まだ認可が下りておりませんが、認可が下りましたらそういう方向でまた考えていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（笹川広美議員）　三浦議員

○２番（三浦克欣議員）　首長のリーダーシップがとても求められて、そこで職員の方々が力を合わせてプランを具現化していくということだと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

もう１点、災害ケースマネジメントという視点がありまして、災害は一人一人違う個別の支援が必要であるという考え方ですが、また時間が限られているので次の機会にしますが、簡単に言うと、高齢者福祉のケアマネジメントの手法を取り入れていく。それこそ一人一人に寄り添い、高齢者という対象を災害という地域の誰もが対象となり、地域福祉、地域共生社会づくりにもつながる災害に強い地域をつくっていくことが平時のいい地域をつくることにつながるアプローチになると思いますので、その辺も含めて官民が一体となって地域づくりを行っていくということで、よろしくお願いいたしたいと思います。

３つ目の質問に移ります。

リーディングプロジェクトの防災拠点の整備についてであります。

「道の駅」織姫の里なかのとは、地震後、奥能登地域への災害支援のベース基地としての機能を果たしたと思いますが、道の駅周辺は防災支援拠点でもあり、隣接しているアルプラザ鹿島という大型物流の拠点もあり、その強みを今後生かしていくための機能をどのように果たしていくか、具体的なプランをお聞きしたいというふうに思います。

また、先日、羽咋で災害復興についてのシンポジウムがありまして、岸市長さんもそのとき来ておられて、やはり羽咋も能登の玄関口として支援の拠点としての役割を果たしていきたいというふうに述べられており、同じ能登への支援拠点を目指す上で連携し、さらに強化できるのではないかというふうに思いました。

ということから、道の駅の防災機能をどのようにプランに盛り込むか、２、広域防災に向け、隣接自治体との連携を深めていきませんかということの点についてお伺いいたします。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　道の駅の防災機能強化についてのご質問にお答えをします。

１点目の道の駅の防災機能をどのようにプランに盛り込むかにつきましては、今回の能登半島地震においては、発災直後より、震源地に近い奥能登地域では道路の損壊、通行止め、建築物の倒壊などが起因して被災地へのアクセスが困難を極めたことから、自衛隊、消防、警察をはじめ災害応援支援部隊が次々と当町に集結し、「道の駅」織姫の里なかのと周辺を発信基地として支援活動されたことを記憶されているかと思います。

「道の駅」織姫の里なかのとにつきましては、平成26年にオープンし、位置的特性として、前面道路は災害時の緊急輸送道路である国道159号線を中心に主要な県道が折り重なる能登地区の交通の要衝であり、防災機能を備えた交流拠点施設として建設しております。

事実、今回の震災ケースを振り返りますと、道の駅を中心に国道を挟んだ向かい側のアルプラザ鹿島や近隣のコンビニエンスストア、ガソリンスタンド、その他量販店など、まさにその一円が大きな防災空間であり、防災拠点としての実例があったと感じております。

さらに、町の特徴でもある道の駅周辺区域には、鹿島体育センター、ラピア鹿島、レクトピアパーク、中能登中学校、中能登消防など、縦の道路動線上に町指定の避難施設などが連続して立地しておりますことから、道の駅については、防災拠点の相互の機能補完と分担を念頭に広域的な防災拠点として位置づけて、様々な機能を設けております。

特に今回の震災対応は、上水道の配水拠点として、また地下ピット式防災トイレについては、整備済みであったことから有効な施策であったと考えております。

ご質問の道の駅の防災機能をどのようにプランに盛り込むかでありますが、今回の震災対応を振り返るとともに、今後計画していかなければならない復興まちづくり計画、そして地域防災計画、国土強靭化地域計画など防災に関する諸計画を総合的に整理する必要があり、これはかなりの時間を必要とし、複雑な計画を一体的に構築していくことが必要であります。

このことを踏まえた上で、道の駅の防災機能につきましては、防災拠点、避難所相互の機能補完と分担を念頭に、広域的な防災拠点としてさらなる機能の強化、検討を図ってまいりたいと思います。

ただし、今後、国、県の計画の変更、新規計画の策定なども考えられますので、これらも注視しながら具体的な計画について次年度より復興まちづくり計画の中で検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いをいたします。

次に、２点目の広域防災に向け隣接自治体との連携を深めてはどうかについてお答えします。

先日の新聞報道でもありましたが、現在「道の駅」織姫の里なかのとは、冒頭に挙げました今回の災害対策の実績を踏まえ、国土交通省が進めている防災道の駅の認定に係るエントリーを行っております。

認可の可否につきましては未定でありますが、その要件に係る内容につきましては、さきの議会、総務建設常任委員会でご説明のとおりであります。

ご質問の広域防災に向け隣接自治体との連携を深めるとのことですが、防災道の駅の認定要件の中には、石川県の広域的な防災計画、新広域道路交通計画に記載されていることとなっており、大規模災害時における機能連携が認定要件とされております。

また、県下で既に防災道の駅として認定されているのと里山空港との連携も今後具体化される可能性も考えられます。

さらに、道の駅の必要な機能の中には地域連携機能という要素があり、道の駅間において相互連携を行うことが条件とされております。

このことから、これらの連携に係る具体的施策の検討につきましては、他市町との情報交換をはじめ国、県とも連携を図るとともに、復興まちづくり計画の中で計画の詳細を検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いをいたします。

○議長（笹川広美議員）　三浦議員

○２番（三浦克欣議員）　再質を考えておりましたが、時間がなくなってきたので、まと

めに行きたい。十分なご答弁をいただきましたので。

道の駅周辺は、中能登町にとって、いわゆる成長点と言っても過言ではないと考えます。町長も希望されている民間の簡易宿泊も可能な温浴施設の誘致が実現し、そこにさらに医療施設の併設。私は心のケアのための精神科医の招聘を推薦しておりますが。

北海道の浦河町というところに、べてるの家という精神障害の方のグループホームがありまして、そこは精神科の病院と連携して、すごい実践されているところがありまして、本当の日本全国の精神医療の真反対を行くということで、当事者研究というか、その町は全体がそういう町になっていまして世界からも注目されている町になっているというふうに聞いておりまして、一回行ってみたいなというふうに思っておりますが、そういう本当に世界が注目している町。

そういううちの町も目指すことができれば、また中能登おにぎり基準が世界に通用する基準として注目を浴びていくのではないかというふうに思います。

先ほども言いましたように、災害に強い、平時も住みよい中能登をつくっていけたらいいかというふうに思います。そうすれば視察のために訪れる自治体も増えると思います。

昨年訪れた熊本の益城町は、ほぼ我々が行ったときも11月は毎日視察に来られているということでした。それだけでも関係交流人口の拡大につながるし、そのまたネットワークが財産になっていくというふうに思いますので、ぜひそこは投資を惜しまないというか、取り組んでいただきたいというふうに考えます。

それから、先ほど道の駅周辺は町の成長点というふうにお話ししましたが、私、10年前、トレランのスタートから関わっておりますが、成長点という観点から言えば、あの頃の企画課は、皆さんの課がそうなんですが、本当に町の成長点というふうに私は思っていました。とてもエネルギーを感じまして、これで中能登町は大丈夫だと思っていました。今が熱くないというのではありませんが、ぜひあの頃のようなまた熱い町の職員さんに期待したいというふうに思います。

最後に４番目、質問をして終わります。

町の復興プランと県の創造的復興プランとの連動というか、連携というか、それこそつながりについての質問です。

私、県の復興プランのほうがとてもわくわくするんですが、まず、トキの放鳥であります。

くしくも先日の新聞紙上で、26年度夏あたりに本州で初めて能登でトキの放鳥が決定いたしました。放鳥の方法もソフトリリース、仮設順化ケージからということがその記事には載っておりました。

中能登、大チャンスです。ぜひ中能登、先ほども申しましたが、例えば中能登だけでは無理であれば広域連携で、トキのレジェンド、村本氏のおいでる羽咋市とコラボしてでも、いわゆる仮設。仮設なら可能ではないかというふうに思っていて、仮設ケージの誘致を進めるべきだというふうに考えます。仮設ということなので、いしかわ動物園の周辺でなく、中能登、この邑知地溝帯にぜひ誘致していただきたい。確実に未来につながっていくというふうに思います。

トキのブランド米、オーガニック農業を推進。今日、白山市でオーガニック給食を取り入れるという記事が載っていましたが、トキに優しいお米のブランド化すると、ふるさと納税返礼品のまた大きな武器になるのではないかというふうに思います。

さらに能登駅伝とか、トレイル道を結ぶとか、とっても魅力あるプランがいっぱいありまして、私、トレジャートレイル、中能登にありますが、それと峨山と合わせて能登を一周する100マイル、160キロのトレランができ

ないかというふうに前から思っていて、鏑木さんに相談していたんですが、なかなかそれは中能登だけでは難しいねということだったので、これを機に。日本には富士トレイルという100マイルのとっても世界に有名なものがあるんですが、東の富士トレイル、西の海を中心としたのと里山トレイルが実現すれば、とってもいいなというふうに思っています。

中能登のトレランの第一人者、荒木君ですね、30歳を超えたあたりですかね。君の時代に実現してほしいと言っておりました。

創造的復興の創造が無限なく広がっていくというふうに思います。まずは口に出してみるからのスタートだと思います。

ということで、県のプランとのつながりについてお聞きしたいと思います。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　石川県の創造的復興プランと当町の復旧・復興プランの連動性についてのご質問にお答えします。

石川県創造的復興プランは2024年（令和６年）から2032年（令和14年）までの９年間を計画期間と定め、13の創造的復興リーディングプロジェクトを中心とした施策展開を図っていくとされており、令和６年６月に策定をされました。

当町の復旧・復興プラン案においては、石川県創造的復興プランを念頭に、石川県同様、９年間と計画期間を定め、くらし、なりわい、ふるさとの３つの分野で応急復旧期から復興発展期の３段階に取組を推し進めていくこととしております。

当町では、既に創設された令和６年能登半島地震復興基金事業を活用した各種支援策の取組展開がスタートしており、災害復旧事業同様、石川県と連携を図り、着実に復興基金事業の活用と推進を図っていきたいと考えております。

このほか、議員からご提案をいただきましたトキの放鳥に向けた取組に関連し、町のプランでも着実に推し進めていく予定としております。

また、石川県との連携に当たっては、町復旧・復興プランアドバイザーとして、石川県創造的復興推進課にも参画していただき、石川県及び被害の大きい能登６市町の取組や進捗、国の動向などについても情報共有やご意見を頂戴し、当町のプラン策定において助言をいただくなど連携を図っております。

より本格的な事業が展開される令和７年度以降もアドバイザーとして引き続き参画していただき、強固な連携の下、プランの取組を推し進めていきたいと考えております。

さきに三浦議員がトキの仮設と言われましたが、仮設というのは私は分からないので、仮設というのは順化ケージのことを言うんですか。それをつくれということですか。

○議長（笹川広美議員）　三浦議員

○２番（三浦克欣議員）　前に言ったときは、大きなやつは絶対無理だという話なんですけれども、仮設というか、写真で見たことあるんですけど何かこんな小さいのがあって、そこから放鳥しているの見たことがあるので、それを言うのかなというふうに思っていて、そういうのを環境省であれ石川県が考えているのであれば、これは難しい話ではないなというふうに感じましたので、ぜひ最初から駄目もとでいいんです。でも口に出して頑張っていたら、国が中能登にと言ってくれるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ進めていただきたいなというふうに思っています。

ぜひ県と連携を密にして、今言いましたトキの話。トレランは10年後、20年後でいいと思いますが、何ができるのか、何に取り組んでいかなければならないのかをまた一緒に考えて具現化していけたらいいかなというふうに思います。

完成する中能登町復旧・復興プラン、来年

度からはプラン、Ｐではなく、ドゥー、実践にフェーズというか局面が変わってきますので、ぜひ一つ一つの事業が着実に一歩一歩前進していくように、また見守っていきたいというふうに思います。

私のできることは何か。マイ・タイムラインを常に自問自答しながらつくり上げて取り組んでいきたいというふうに思います。

ということで、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（笹川広美議員）　ここで２時50分まで休憩いたします。

午後２時40分　休憩

午後２時50分　再開

○議長（笹川広美議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、８番　土本　稔議員

〔８番（土本　稔議員）登壇〕

○８番（土本　稔議員）　このたび、多くの皆様に支えられ、補欠選挙を経て２年ぶりに再び議場に戻ってまいりました土本稔です。

補欠選挙での私のキャッチコピーは、復興とともに未来を切り開こうであります。

能登半島地震発生から多くの方々の不満や相談、たくさん伺いました。しかしながら私の回答は、気持ちは分かるが今の私では伝えることができても声を形にすることはできないと答え、町の議員は11名いますよと伝えたのであります。少なからず一町民の私に困っている方々が相談や苦情など声をかけてくれるのも議員経験があったからこそと思い、歩んできた道は間違いではないと確信した瞬間でもありました。

では、本題です。1,000年に一度と言われた能登半島地震、職員の皆さんもつらく苦しく、歯を食いしばりながらの災害対応をしていたと思います。町民の皆さんの不満などを聞き、何が悪いのかと問いかけると、皆さん同じ回答でありました。職員は頑張っている、見ている人は見ていると感じ、このことを杉本前町長に伝えると、職員は優秀だ、自信を持って頑張れとエールを贈られていました。

それでは、復旧・復興は国、県、市町が一丸となって取り組まなくてはなりません。

では、被災者支援についてであります。

１点目、当町における町独自の被災者支援について伺います。

２点目ですが、１月31日の朝刊に掲載された記事であります。民間業者による高齢者の見守りサポートサービスであります。ふだんの電気使用量を30分単位で計測し、一定の減少が見られた場合、メールで高齢者の家族に通知されるサービス事業であります。自治体では珠洲市、輪島市が試験的に実施していると伺っており、さらに１年間無料な事業であります。民間業者も懸命に、復興に対し心を一つにの合言葉で取り組まれているなと感じるわけであります。

では、来年度予算には被災者見守り相談支援事業が計上されております。中能登町令和６年能登半島地震被災者見守り対策強化事業実施要綱では、能登半島地震により仮設住宅等に入居されている高齢者及び要配慮者等で、かつ次の号のいずれかに該当する者とあります。言い訳程度に、町長が認めた者とも記載してあります。

しかしながら、被害が少なく自宅にいる高齢者等は対象外になるわけであります。また、県から交付を受けた令和６年能登半島地震復興基金交付金を充当しての事業であり、いつまで継続する予定でしょうか。

単純に考えたとき、応急仮設住宅の提供期間は原則２年。ということになると、見守りサービス事業も２年で終了するようにも感じるわけであります。過去の事例から１年延長したケースもありますが、基本、復興支援補助金交付金要綱が廃止されたときに、この見

守り対策強化事業の実施要綱の効力も失うのであります。いつまで続く事業なのかと思うわけであります。

２点目の質問は、提案であります。地域や家族とつながる安心感を提供する目的から、電気でつながるサポートに取り組んでみてはどうかと伺います。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長　被災者支援についてのご質問にお答えします。

まず１点目の当町における町独自の被災者支援につきましては、被災者生活再建支援法の支援金の対象とならない中規模半壊以下の被災世帯に対する支援金や全被災世帯に対する義援金の交付、中小企業に対するなりわい再建支援補助金の上乗せ、事業所移転支援補助金などがあります。

今後も国や県からの支援策で賄えない部分について町独自の支援策を検討していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いをいたします。

次に、２点目の地域や家族とつながる安心感を提供する目的から、電気でつながりサポートに取り組んではどうかについてのご質問にお答えします。

北陸電力株式会社が実施する電気でつながりサポート事業は、離れて暮らす高齢者の生活状況をご家族が見守ることができるサービスで、見守り対象となる方の自宅の電力データを活用し、使用電力量に変化が生じた場合、見守る方にメールでお知らせするものです。

令和６年能登半島地震により被災した応急仮設住宅等に入居した被災者は、被災前とは大きく異なる環境に置かれています。町では、被災者がそれぞれの環境の中で安心して日常生活を営むことができるよう、応急仮設住宅等の供給期間中、孤立防止のため、見守り支援や日常生活上の相談を受けるなど被災者見守り相談支援事業を行い、被災者の支援を行っております。

また、応急仮設住宅等に入居している高齢者や要配慮者が急病急変など緊急事態に遭遇したときに相談センターに通報できる装置の設置を行う被災者見守り対策強化事業も行っております。

町では、これらの被災者支援事業を行っていることから、電気でつながりサポート事業を導入することは考えておりませんが、離れて暮らす高齢者等の生活状況を家族が見守ることのできる有効な事業であると思います。今後は、被災者だけでなく、民生委員が日頃から見守り活動を行っている地域においても、この事業を活用することにより効果が高まると判断できる場合は、必要に応じて情報提供していきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（笹川広美議員）　土本議員

○８番（土本　稔議員）　町独自の支援ですが、先ほどおっしゃった中規模半壊以下の方には支援金なんです。なりわい補助金等々については、各市町もやっております。ちなみに、うちの町は12月、県下で一番遅いほうであります。

１点目の再質問、なぜこんなことを言うかというと、被災された方々は、ほかの市町に移った人も数多くいるわけであります。その方々や、当町に今ある応急仮設住宅やみなし仮設住宅などに入居している方々、また、ほかの市町で住居に困っている方々、そういった方々に中能登町に住みたくなるような取組をして町で定住していただく、そういった仕掛けが必要だと思うからであります。

地震発生から１年経過しても、いまだ大工さんや瓦屋さんなどの職人さんが不足しており、資材や燃料費等の高騰により修理費も高額となっているわけであります。

また、新築住宅建設では、平家の住宅で今や坪単価100万円を超えるそうであります。

坪単価はまだまだ上がるとの予想であります。

新聞記事では見ましたが、町長は中能登町は被害が少ないとの内容の記事でありました。奥能登地域よりも被害が少ないとはいえ、被害があるわけであります。とりわけ被害の多くは準半壊や一部損壊であります。罹災証明を発行されても、なぜ準半壊なのか、一部損壊なのかと多くの皆さんの不満が聞こえてきました。

単純な話、判定内容によって支援金が違うからであります。中能登町の先ほど応急修理制度、災害救助法では準半壊の場合は修理費の限度額は34万3,000円、一部損壊はありません。瓦がずれて準半壊や一部損壊などで判定されても、修理代が高額なので住民の方々から悲鳴が聞こえてくるわけであります。

しかし、お隣の志賀町、穴水、能登町では、住宅復旧支援事業の準半壊では災害救助法の補助を含めてさらに30万円、一部損壊においては上限15万円の応急的な修理やリフォームなどをして支援しております。

言いたいことは、国や県の支援でこぼれ落ちそうな対象者に手を差し伸べるのが町の役割だと思うからであります。

定住策として宅地造成しても、新築住宅が高額で、仮に町が家を建てるということで町が補助できるとした金額以上に、これから坪単価は上昇すると思います。これはどこの地域でも同じなんですが。

ならば、私の考えで思ったことは、固定資産税の負担を軽減するということで、思い切って10年間無料にするとか減免するとか定住に向けた制度が必要ではないかと思い、１点目の再質問をいたします。新築住宅の固定資産税の減免について、現状と今後の対応について伺います。

２点目の見守りサービスの件なんですが、私の地区は黒氏地区なんですが、毎年６月に区で防災訓練を実施しております。昨年は区の役員、防災士、民生委員などが集まって、地震発生してからの対応を話しました。

やはり印象に残ったのは、民生委員さんが地震発生後、びっくりして家を飛び出し、家族の安否や自宅の被害などを確認し、避難所に行こうかと行動しかけたときに、自分が民生委員であることを思い出し、高齢者等の安否を確認しなければと行動したそうであります。その方は自分のことばかり考えてしまったと言っておりました。まずは自分や家族が第一であり、行動は間違ってはいませんが、素直な感想ではなかったかと思いました。

民生委員はあくまでもボランティアであり、能登半島地震の災害後はますます民生委員の成り手不足に拍車がかかると思うわけであります。成り手不足の解消策の一つとして、１年間無料である電気でつながるサポートを民生委員さんの集まり、そういう会があると思うんです。あるときに、町では検討しないと言いましたが、集まったときに事業者の方に来ていただいて説明していただき、民生委員さんの意見を聞いて、私は検討していただきたいなと思います。

そういった民生委員さんの声を聞いて、また事業者のほうでも対応できることは対応できる、よくなっていく方向に行くと思います。

２点目なんですが、やはりこの震災を受けて、民生委員さんの成り手不足についてどのような考えを持っているか伺います。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　今の北陸電力の件ですが、地域によってはいろんな見守り活動を行っております。例えば私の地区に申しますと、ハローライトというＬＥＤの電気をつけるわけですが、便所に１個つけておくわけです。夜にトイレに入ると、その電球がつけば、その家の在所の福祉推進員がこの家が電気つきましたというので、うちの町は高齢者のひとり住まいは５人しかいないので、その５人の方がデータで入っているんです。スマホに入っ

ていて、その人が今日、夜トイレの電気をつけたというのになれば、その人が今日は大丈夫だなという、朝でもそうですけど、大丈夫やなというのを感知できるようなもので、３年ぐらい前からやっております。月165円で、そういうのでこれでもう４年やっております。

うちの区長が区長会にも結構話をしたらしいんですが、なかなか、いい話やな、それやるわとか言われても実際どこも地区の人がしていないということで、そういうハローライトという会社がやっております。

なかなかこの165円を毎月集金に行くことができないので、５件の家のまんぞの中へ半期分入れて、1,000円ほど、それをまんぞの中へ入れて、見守り隊のハローライトということで請求しているということを聞いておりましたので。

北陸電力の、これも確かにすばらしいなということを思いますが、値段的にもハローライトは500円ぐらいになったということで値段が上がったそうで、昔契約した人はまだ165円のままでそのままずっと行くらしいんですが、こういうハローライトで見守りできるということがこれからできればいいなということは感じます。

○議長（笹川広美議員）　土屋税務課長

〔土屋金蔵税務課長登壇〕

○土屋金蔵税務課長　それでは、土本議員の１点目の新築住宅の固定資産税の減免についてという問いの再質問にお答えいたします。

被災者に対する固定資産税の負担軽減を図るため、町では、地方税法に基づきまして、能登半島地震に特化した税の減免条例及び要綱を制定しております。昨年の広報なかのと６月号においても、その概要を掲載しております。

その中では、公費解体が決定した被災家屋に係る固定資産税の免除制度や、あるいは滅失または損壊した家屋を解体し、代わりとなる代替家屋を取得した場合、固定資産税の額が４年間２分の１となる軽減制度など、税制面からの被災者の支援に努めております。

また、被災者の方が中能登町内で新築された場合には、既存の制度であります新築住宅に係る３年間の減額措置に、先ほど説明いたしました代替家屋の２分の１の軽減制度を組み合わせることによりまして、新築住宅に係る実質的な税負担は４分の１にまで軽減されるということになります。

これらの軽減措置につきましては、被災者生活再建支援法、その適用を受けております石川、富山、新潟の３県において被災された方が中能登町で住宅の再建をした場合にも適用となります。

平成28年熊本地震の事例を見ましても、甚大な被害があったことから、そういった地方税法改正がございまして、軽減措置の適用期限が延長されております。

中能登町におきましても、住宅の再建については長い年月を要するということが予想されます。今後引き続きその軽減措置を継続しまして、そういった被災者の支援を行っていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（笹川広美議員）　田畠長寿福祉課長

〔田畠洋子長寿福祉課長登壇〕

○田畠洋子長寿福祉課長　土本議員の２点目のご質問で、民生委員の成り手不足についてどのような考えかというご質問にお答えいたします。

民生委員児童委員は現在64名いらっしゃいます。地域の見守りなどを行いながら、地域住民の方の相談に対応したり必要に応じて関係機関につないでいただくなど、地域にはなくてはならない存在かと思っております。

そのような中で、民生委員の担い手の確保は全国的にも喫緊の課題であるということも承知をしております。

そのような中で、電気でつながりサポート

事業もすごく有効な手段かなと考えております。

先ほどの町長の答弁では、被災者見守り支援強化事業で、応急仮設住宅に入居している方のお宅に、必要な方に緊急通報装置を設置しているということでお話をさせていただきましたが、在宅で生活をしている高齢者のお宅で必要と思われるお宅に対しても、在宅高齢者を支援するという目的で同様のサービスを実施しております。

そのような中で、一つの情報、見守りの手段として、見守り電気でつながりサポートのほうも、また必要に応じて民生委員さんに情報提供をしていきたいなというふうに考えております。

あと担い手不足につきましては、今後の対策としましては、地域の見守りは、やはり民生委員さんは地域の見守りの重要な要となっておりますが、やはり地域全体で見守っていくという体制が、そういう意識が地域で深まっていくと、少し民生委員さんの心理的な負担も減るのかなということで、そういった地域全体で支えるという意識をまた皆さんに持っていただけるような町としての啓発普及のほうも取り組んでいきたいと思います。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　土本議員

○８番（土本　稔議員）　１点目の軽減等々なんですが、私も減免措置があるとはいえ、固定資産、土地や建物を10年間無料にした場合、大体試算すると５億円以上が減収となり、とても現実味があるものではないということも分かりました。

現在、確定申告が行われております。来られる方々は様々な不安や相談があると思います。その受皿の一つが税務課であります。被災者に寄り添いながら務めていただきたいなと思います。

２点目の電気でつながるサポートサービスですが、やはり民間事業者が取り組んでおりますし、私、１年間無料ということで取りあえずやってみればどうかと思っただけなんです。

そういったことで、先ほど町長が言ったハローライト、区長会で説明したと言っておりましたけれども、実務は民生委員さんなので、民生委員さんの声を少しでも拾って成り手不足の解消につなげていただきたいなと思うのが本音であります。

先ほど民生委員さんの話にも出ましたが、地域で支えるということであります。ということは、地域復興には地域一体として取り組まなくてはならないということであります。

町独自の支援についてですが、来年度予算、地域コミュニティーの施設等再建支援事業が計上されております。県から受けた復興基金交付金を充てる事業ですが、補助率は４分の３、上限1,200万であり、地域の集会所や神社などに使用することができます。

地域で支えるという中で、地域を盛り上げる事業とは、子供から高齢者まで一体となる行事、それは私はお祭りではないかと思うわけであります。みこしや獅子舞などであり、各地区の一大イベントであり、区民が一体となり、復興に欠かせない行事と言えるのではないでしょうか。

地域にとって神社とは何なのかと考えたとき思いついたのが、神社を活用して地域復興を考えてもいいのではないかと思うわけであります。

地域コミュニティ施設等再建支援事業では、七尾市では補助率は８分の７で、上限1,400万。志賀町は、中能登町と同じで４分の３、８分の６ですね。上限1,200万ですが、町単独で８分の１、上限250万、計1,450万円であります。

地域に対し、復興に向けて県にも支援していただき、町も支援して、そしてともに乗り越えようという考えが必要ではなかろうかと思うわけであります。

個人的に、現状では、町がコミュニティーの重要性を語っても、正直心に響かないのであります。昨年、徳丸区で33年に一度のご開帳に合わせて曳山を引かれたと思います。そのときの地域の皆さんの反応はどうだったか。地域と神社の関係とはと、なぜ思わないのか私は不思議であります。

宮下町長が出馬表明し、３月11日告示に向けて準備されていると思います。必勝祈願や出陣式はどこで行われるのか。自宅でしょうか。神社でする意味は何なのかであります。やはり心を一つにするためではなかろうかと思うわけです。

復興に向けて心を一つにし、そういった支援や企画、仕掛けの重要性が被災者支援につながると訴え、次の質問に移ります。

次の質問は、温浴施設について伺います。

今定例会の議案でも上程されていますが、老人福祉センターゆうゆうの温浴施設が廃止とあります。本日、社会福祉協議会の会長や事務局の方々に傍聴席に来てもらおうかと思いましたが、私の出番が何時になるか分からないのでやめておきましたけれども、ケーブルテレビを見ていると思います。

では、質問です。今後の温浴施設の運営について伺います。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　町では、昨年、中能登町温浴施設検討委員会に対して今後の温浴施設の在り方について諮問を行いました。委員会は、令和６年７月から12月までの計４回開催され、令和７年１月10日に委員会より答申を受けました。

町では、この答申を受け、今後の温浴施設の在り方については、町公共施設等総合管理計画及び行財政改革大綱に基づき、施設の老朽化や利用人数の減少、運営収支の状況などの現状及び高齢者の余暇活動の多様化などの社会情勢等も鑑み、老人福祉センターゆうゆうは入浴事業を取りやめますが、高齢者の集いの場として機能転換を図ることとしました。

老人福祉センター天平の里については、所有者及び運営主体が中能登町社会福祉協議会でありますが、能登半島地震により施設に大きな被害を受けております。また、旧耐震基準により建築された施設であるため、運営を再開する場合、施設修繕等に多くの費用が必要となります。震災復興の最優先順位を考えますと、町としても天平の里の再開は難しいと考えます。

健康ハウスについては、今後も温浴施設として運営を継続していく予定ですが、答申にも示されたとおり、利用者の利便性向上を図るための送迎車等の検討も行っていく必要があると思います。

なお、新温浴施設の設置については、健康ハウスが設置から20年以上が経過し、今後、大規模な施設修繕や設備更新を迎える時期ともなることから、能登半島地震からの復旧・復興を鑑み、設置の可能性も含めて、しかるべき時期に検討していく必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　土本議員

○８番（土本　稔議員）　町民の多くの方々は、新聞記事でゆうゆうの温浴施設の廃止を記事で知りました。温浴施設検討委員会の答申には、一言も廃止とは記載されていませんし、廃止を望む声も聞こえないのであります。

また、まちづくりアドバイザーを委嘱、任命した方々の意見で、道の駅周辺に温浴施設、屋外プールの設置、そして既存の温浴施設の再建とあります。

ここで考えさせられたのは、やはり民意とはであります。町長の意見が民意なのか、議会の意見が民意なのか、それとも各種団体の意見が民意なのか、それともアンケート結果が民意なのか、私自身もよく分からなくなる

わけであります。

もちろん運営には費用がかかることも理解しております。しかしながら、ゆうゆうや天平の里の温浴施設は老人福祉施設であり、福祉の側面も大きいわけであります。そこを踏まえて、福祉を増進させるどころか後退するようにも感じるわけであります。

では、再質問３点いたします。

まず１点目、温浴施設検討委員会の答申と真逆な方向であり、委員の皆さんの意見が反映されていない答えであります。何のための委員会なのか。行政側の考えで決めるのであれば、委員会なんかなくてもいいと思うわけであります。ほかの審議会や協議会にも影響が出てくると思います。

ゆうゆうの温浴施設廃止でありますが、その結果を踏まえ、再度検討委員会を開く考えはあるか伺います。

２点目、令和６年度中能登町社会福祉協議会事業計画では、老人福祉センターゆうゆう、社会福祉センター天平の里の運営について記載されています。

令和６年１月１日に発生した令和６年能登半島地震により被災のため、現在は休館しています。今後の運営については、中能登町が立ち上げる検討委員会で審議されますとあります。

では、検討委員会では建て替えや改修が必要との答申ですが、社会福祉協議会とどのような協議をしたのか伺います。

３点目の質問ですが、温浴施設には毎年多額の費用がかかるのも理解します。福祉の側面もあり、収支の合わないのも重々分かっております。

では、思い出していただきたい。平成31年３月６日、総務建設常任委員会のことであります。内容は健康ハウス憩の指定管理についてでありました。当時の杉本町長が社会福祉協議会の会長を兼務しており、契約は同じ人物であり誤解を招くとの意見で杉本町長に考えを伺った場面でありました。杉本町長は、施設の老朽化でいろんな面で負担が増えており、別に私にこだわっているわけでもありません。中能登町の社会福祉協議会がよくなれば誰でもいいと思っていますし、違反とかそういうことはありませんとの答弁でありました。

内容は、なぜ社会福祉協議会に指定管理したのかでありました。当時、宮下委員、現在は宮下町長ですが、宮下委員の発言は、公募の話が出たもんで言わせてもらいますけど、宝達志水町の古墳の湯の指定管理は民間がすることになったわね。誰がしておられるか御存じか。大阪能登互助会の谷内田さんが指定管理されるらしい。谷内田さんは中能登町の人やから、あの人に指定管理の打診をしたことないね。どっちみち町が1,000万持ち出すんでしょうけど、ただ民間の人の力やノウハウか何かで、谷内田さんでなくても、大阪の浴場というか、地元の人に指定管理してもらえれば私はいいと思う。という発言であります。

では、３点目、昨年、令和５年３月定例会で上程された健康ハウス憩の指定管理について、公募されたかどうか伺います。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　一番先の大阪互助会の谷内田さんの件ですが、私、確かに議員の委員をやっているときに、赤字なので1,000万も1,500万も出るのなら、谷内田さんが今やめましたけど宝達志水町の古墳の湯を指定管理しておいでたんです。そのときに谷内田さんが５年契約したので、私、前町長に、古墳はやっとるがやと質問した経緯は分かっております。

だけどその後、谷内田さんに、あんたこれちょっと大阪の人か話ししてくれという、会う機会あったのでやってくれといったら、いや堪忍してくれと。多額の費用で赤字になるから絶対それは駄目だということで、話は乗

っていただけませんでした。

当時、温浴施設の管理をしていた人が、谷内田さんの親戚の方が管理していたので、なおさらその人の話を多分聞き取り調査したと思うんですが、そういう話を聞きながら駄目だということを分かって、うちは町に1,000万もらってもそんなもん絶対できんわいというようなことで、こういうものはなかなかしてくれる人がおらんねということで言われておりました。

当時、町は３つの施設で5,000万ほどの赤字を抱えておりましたので、１年間5,000万ほどの赤字を抱えておりましたので、10年たてば５億という大変な財政の出費になるので、何とかせないかんなということで指定管理をお願いしたんですけど、誰も引き受けてくれる人がおいでませんでした。

それが現在こうして来ていた中で、毎年5,000万円の赤字が続くということで、これを今後どうすればいいかということで、議会の中からも一回質問が出ました。この温浴施設これからどうするんですかと皆さんから私、町長になったときに言われましたので、これはいずれは今の公共施設管理計画とかそういう計画に基づいて、駄目なところは集約しますよということを言ったこと、経緯があります。

その中でこの震災が起きまして、どうしても天平の里は直すには多額の五、六千万の費用がかかり、こっちもボイラーとかその辺の機能が傷んでいるのでということで、これからどうするかということで答申委員会を開いていただいて検討委員会をしていただいたんですが、その中でも、鳥屋の施設については住民の方から、風呂はせんでもいいさかい何せあそこを憩いの場としてください、まだまだ使えますのでと言われるので、今回から、４月から温浴施設は取りやめて、憩いの場として皆さんに使っていただく。その代わりに、風呂に行きたい人のアクセスをしっかりしますよということで、話にはそういうふうになっております。

真逆なほうに向かっているんじゃないかと土本議員からも言われましたが、答申の内容の過程では、答申は答申なので、一番最後にあった、文言は忘れておるんですが、もし駄目で集約する場合は新しい温浴施設を建ててくださいという文言が載っていたと思います。その辺をこれから、新しい温浴施設ができるかどうか分かりませんが、これからいろんなところへ話しかけたり、実は何件かもう話しかけて、新温浴施設のところ、私、話を３件ぐらいかけております。それが実際これから本当にどうなるのか。道の駅の周辺、平和堂の周辺に来てくれということを今お願いしているんですが、それが果たしてできるのかどうか分かりませんが、いろんな費用面もありますので、まずは平和堂にお願いして。

津幡町の祥楽の湯というのが撤退しましたので、地震で撤退して、津幡町が総合プールを造って温浴施設も造ったので、そこが客足が引いていき、そして地震があったということで、莫大な費用が直すのにかかるということで撤退して福井のほうへ帰っていきました。

そういうところがあるので、平和堂に一応打診して、どうですかということを打診はしてありますけど、それがどういうふうになっていくのかは、まだこれからの状況なので分かりません。

あとは、検討委員会の今後は、これからちょっとまた一回話をして、一回答申が出ているので終わったという形になっておりますが、そういうまたご意見があったということをお聞きして、内部の中でちょっと調整をしてみたいと思います。

○議長（笹川広美議員）　土本議員

○８番（土本　稔議員）　公募はしたかせんかったか、社会福祉協議会はどうやったかというだけなんです。

検討委員会ですけど、多分この町の方針を見て、別に費用は発生せんでも集まってくれると思います。一度検討委員会の皆さんに集まっていただき、ちゃんと説明したほうが今後のためになると思います。

公募の有無ですけれども、先ほど言った、私、何が言いたいかというと、立場が変われば考えも変わる。調べてみて思ったのは、議員は好きなこと言えるというだけの話です。

でも思い出してください。災害があった直後、困ったのは水、食料、次に暖房や灯油、移動のガソリンでありました。中能登町は断水が短いほうでありまして、七尾や以北の方々は断水期間が長く、皆さん、風呂と洗濯に大変に困りました。町内のコインランドリーや金沢や富山の温浴施設の駐車場は満車でありました。

この経験から、審議会では、既存の施設を廃止する場合、新たに防災機能を備え、幅広い層の町民が利用できる新温浴施設を早期に設置する必要があるとの答申です。

また、健康ハウス憩においても、設置から20年経過し、大規模な設備更新を迎える時期と町長も自ら言っているんです。

新温浴施設設置といっても、すぐにできるわけではありません。基本設計、実施設計、入札、工事着手して、それからオープンまで三、四年、時間はかかると思います。

住民の憩いの場、廃止することに取り上げて、何をしたいのか分からんわけであります。やはり町長の同級生であって議員だった池島和喜夫さんが亡くなりましたね。ヒートショックが原因と言われております。ならばなおさら、町長としてヒートショック事故を１件でも減らそうという行動にせなあかんと思います。

昨年２月下旬、大阪能登互助会も加入する関西石川県人会連合会が大阪市内で募金活動を行いました。ふるさとを思う気持ち、能登のためとの思いであります。谷地田さんは互助会として、元の生活に戻られるよう力になりたいと語っておりました。互助会会長の山本さんから支援金50万円いただきましたよね。なら、なおさら廃止というのは私は理解ができんのです。

町の中心部に新しい温浴施設を設置する。ゆうゆうや天平は廃止するが、いましばらく健康ハウス憩で我慢してほしいとお願いすれば、多くの方々は納得すると思います。

次に財源でありますが、建設費の財源については、過疎債を活用したり、県の基金、メニューを探して検討すべきだと思います。

また、どうして行政サービス庁舎ができたかといいますと、庁舎移転に関し、将来負担が少なく、建設費が抑えられるということで現在の形になったわけであります。町民の融和とサービス、前の町長がいつもかも言っていたんですけど、町民の融和とサービス、福祉の増進を目的に、過疎債や県の基金、そして今こそ合併まちづくり基金10億円を活用すれば、新温浴施設が設置できると私は考えるわけであります。そして、新しい温浴施設の入り口に寄附大阪能登互助会と立て札でもかけて、後世に伝えるべきだと考えるわけであります。

私もやりたいことはたくさんあるわけでありますが、その一つが地域復興の目玉となる新温浴施設を設置したくて、この場に来たわけであります。

次に、時間もないことですのでさっと行きます。

次に、図書館運営について伺います。

地震が発生して１年経過したわけでありますが、現在、ふるさと創修館図書室やカルチャーセンター飛翔の図書室は閉館しております。再開のめどは立っていないという状況であります。正直言って、どうしてと不思議に感じたのであります。

令和２年６月の定例会で、ラピア鹿島図書館改修費の実施設計が計上されたわけであり

ます。当時、鳥屋や鹿西図書館は図書室に縮小するなど何事かと、町民の図書館の貸出しの利便性向上や読書推進を後回しにしている。図書館を起点とした町づくりにおいて、町民の文化向上をどう図っていくのか。また、ラピア鹿島の図書館にカフェスペースは要らないなど、たくさんの議論をされたわけであります。

震災から１年経過した現在、休館している図書館について何か議論はされているのかなと調べたわけでありますが、特に資料が見当たらないので、このままでいいのかと思うわけであります。

では、今後の図書館や図書室の運営について伺います。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　今後の図書館及び図書室の運営についてのご質問にお答えします。

まず、中能登町立図書館は、町総合計画の基本理念に基づき、町民の学びと交流の広場をコンセプトとして令和３年度にリニューアルオープンしました。

昨年度、屋内遊具の設置を行ったことで子育て世代を中心に図書館へ足を運ぶきっかけとなり、利用者が増加をしております。また、県立図書館とも協力しながら新たなイベントも随時開催しております。

今後もこの方針を変えず、資料収集、イベントの実施、子育てに優しい環境づくりなどを中心に整備を行ってまいりたいと思います。

なお、運営についての詳細については担当課長より答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（笹川広美議員）　木幡生涯学習課長

〔木幡嘉広生涯学習課長登壇〕

○木幡嘉広生涯学習課長　それでは、図書室の運営についてのご質問にお答えいたします。

図書室につきましては、複合施設であるふるさと創修館、カルチャーセンター飛翔の設備が震災などの影響により故障していることに伴い、現在休館しております。

参考までに、休館前の図書室の利用人数についてでありますが、ふるさと創修館図書室については、令和４年度は年間2,285人で１日当たりに換算しますと7.3人、令和５年度は実質９か月でございますが1,361人で１日当たり5.8人。カルチャーセンター飛翔図書室につきましては、令和４年度は2,399人で１日当たり7.7人、令和５年度は９か月間になりますが1,415人で１日当たり６人となります。

今後の開館、運営に関しましては、利用者数の統計やアンケート調査を行い、図書館の利用者や図書館協議会の委員の皆さんにもご意見を伺いながら、図書室の方向性を慎重に検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　土本議員

○８番（土本　稔議員）　もちろん私も図書館や図書室の利用者の声や図書館協議会の意見、そして教育委員会の考えなどを通じて進めるべきということであります。

しかしながら、従来のままでいいと思うのは私だけではないと思います。皆さんにとってよりよい図書館、図書館運営と町の施設にしていただきたいなと思い、時間がないので次へ行きます。

最後の質問は、物価高騰支援についてであります。

ニュースや新聞に大きく掲載されているのは物価高騰であります。暮らしの中で必要な食料品やら燃料費、光熱費などが高騰しております。ちまたで米騒動なんかと言われてもおります。また、町の事業者からも何とかしてくれという悲鳴が聞こえてくるわけであります。

では、中能登町における物価高騰の影響による支援について伺います。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　物価高騰支援について、ご質問にお答えします。

令和６年12月の国の令和６年度補正予算において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加が決定されたことはご承知のことと思います。

当町におきましては、標準事業分としておよそ6,900万円、推奨事業分として6,300万円を限度額として提示されました。

これを受け、当町では、令和6年度に先行事業として標準事業分で低所得者世帯に対し１世帯３万円と子育て加算で5万円の給付を実施し、推奨事業としては低所得者に対する物価高騰支援給付金に5,000円の上乗せ事業を実施しております。

このほか、温浴施設や介護及び障害福祉サービス事業に対する物価高騰対策支援、町立小中学校及び私立保育園の給食に係る保護者への負担増額の抑制など、およそ3,700万円分の支援を実施しております。

近隣自治体の動向としましては、七尾市は物価高騰対策事業給付金の支給を実施しており、羽咋市では全市民を対象とした物価高騰対策事業として5,000円分の商品券を配布する事業を実施していると聞いております。

当町でもこれらを参考としながら、令和７年度において臨時交付金の残額として見込むおよそ2,600万円を有効活用し、当町にとってより効果的な物価高騰対策事業を展開していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（笹川広美議員）　土本議員

○８番（土本　稔議員）　先ほど町長の答弁でもありましたが、七尾市では物価高騰対策として事業者に給付金を出したり、羽咋市では5,000円の商品券を配っておるわけであります。

中能登町はこれから計画ということで、私さっきも、なりわいの補助金でも言いましたけど、ちょっと遅いのではないか。他の市町に出遅れているのは事実かなと思うわけであります。

2,600万で何ができるかということでありますが、これも今すぐ行うと、町長選の目の前にばらまきやどうのこうのと批判があるので慎重にせななら んのは事実でありますけど、羽咋市が１人ＵＦＯ券5,000円で、中能登町は１人1,000円となってくると、宮下さんってけちよねと、こんなことにもつながっていくわけであります。そこは自分のことに跳ね返ってくるわけでありますので、きちっとしていただきたいなと思うわけでありますし、本当に皆さん物価高騰に対して困っているのも事実であります。

物価高騰で、一般家庭で節約とは何かとなると、皆さん、特典の多いふるさと納税を活用するわけであります。令和５年度に災害の影響により当町でも１億円近く集まりましたが、それは例外として、令和３年度では1,300万、令和４年度では680万円のおよそ220件から250件であります。その寄附額から返礼品３割、民間サイト１割の使用料を払うとしたら、残りは６割が残る計算であります。そうすると、令和３年度では780万、令和４年度は408万円が残るわけであります。

しかしながら、ふるさと納税をやっているのはうちだけではありません。全国各地でやっているわけであります。

総務省のふるさと納税の関係資料、課税における住民税控除額の実績等という資料があるわけであります。その資料では全国自治体のことが閲覧できるのでありますが、中能登町の住民で令和３年度に他の市町に寄附した人は286人、控除額が830万、令和４年度では人数は436人で控除額が1,060万です。つまり全くのマイナス事業、マイナスの傾向であるわけであります。

つまり、ふるさと納税で金がたまったので、まちづくりに使えてよかったねじゃない

わけであります。さらに工夫しないといけないと思うんですね。これは物すごい大変なことだと思いますが、やりがいがあるとも言えるわけであります。

言いたいことは伝わっていると思うので、この辺にしておきますけど、全てに共通することでありますが、財源が厳しいのはうちの町じゃなくても、ほかの市町も同じわけであります。ほかの市町では、財政調整基金が中能登町の残高よりも少ないというところもあるそうであります。よって、あまり悲観せず、今後、国、県の補助金のスケジュールを作成して、まちづくりに備えていかなくてはならないと思うわけであります。

また、よく財源のことを言われるわけでありますけれども、将来を担う子供たちに負担をかけたくないという思いからでありますが、目の前に困っている方々を見て見ぬふりをするような教育はされていないと思うんです。

言いたいことは、時間も来ましたので、自信を持ってお互い頑張りましょうということで、以上で私の全ての質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（笹川広美議員）　続いて、10番　南　昭榮議員

〔10番（南　昭榮議員）登壇〕

○10番（南　昭榮議員）　質問通告のとおり、４点について質問します。

初めに、鳥屋武道館の利用について。

令和６年３月、また５月３日金曜日、令和７年２月17日日曜日に、手続なしの使用がありました。本来は、ふるさと創修館の鍵を使うところですが、鍵は鹿島センター保管の鍵を使用されていたことが分かりました。しかし、鳥屋武道館を所管とふるさと創修館での書面による手続が行われていなかったことも分かりました。

そのときに、体育関係者が独占的に利用している言語がありました。利用者関係から私に、利用したい人がいるのに独占なのはおかしい。先人が苦労してきた伝統文化がなくなる。公共施設として偏っている。悲しくなる、寂しい、あり得ないことだ。全然知らされていなかったなど、意見が寄せられています。

最近は、ニュースポーツとしてスポーツ種目が多くなってきており、利用団体から、どこで利用できるのか場所探しに苦労しており、町内外を探しているようです。

また、中学校で今後、部活動が廃止され、地域のクラブ活動へと移行することになると聞いております。

さて、これから質問に入ります。

私が先日、鳥屋武道館の現地を調査しようと、創修館で手続をして鍵を受け取ってきました。すると鍵が開いていました。

引き戸を開け、指導者の一人に挨拶を行い、その訳を話すと、どうぞと言われました。奥のほうにいた指導者から、何しに来たんや、誰に言われて来たんやと強く二、三回、怒鳴るように言われました。

そこで、鳥屋武道館の鍵の管理は創修館で行われているはずですが、既に開いていたので、創修館の管理人に聞いたところ、鹿島センターの鍵を使用しているとのことでした。

また、体育施設の管理日誌のコピーがここに一部ありますが、調査したところ、昨年の５月３日、管理日誌には、やはり創修館が把握していない団体が体操をしていました。

本年の２月、私は調査に１年前の５月にも創修館が把握していない団体が体操をしていました。

これはどのようでしょうか。教育長の答弁を願います。

○議長（笹川広美議員）　林教育長

〔林　大智教育長登壇〕

○林　大智教育長　南議員の令和６年５月の教育民生常任委員会での鳥屋武道館の使用を調整したとのことだったが、その後の運用と

管理について問うのご質問にお答えします。

その前に、南議員が鳥屋武道館を視察した際に大変失礼なことがあったことをこの場を借りておわびいたします。申し訳ありませんでした。

南議員がおっしゃるとおり、鳥屋武道館の鍵は、ふるさと創修館で管理していますが、鹿島体育センターは、体育施設の総括ということで全地区の鍵を保管しており、そこの鍵を貸出しをしてしまいました。

今後、鹿島体育センターの鍵については貸出しせず、ふるさと創修館１か所での鍵の貸出しをしていきたいと思います。二度とこういう事態が発生しないように気をつけていきます。

また、改正と称する変更をした後、どのような運用や管理がなされるかのご質問にお答えしますが、施行年月日は令和７年４月１日ですが、４月以降は特に大きな変更はありませんが、今までどおり、以前に金丸体育館を使用していたときと同様で、体操用具を常設した形での運用を考えておりますし、現在、体操、トランポリン以外でのご利用をいただいてる方も、これまでどおり利用できる運用をしていきたいと考えております。

○議長（笹川広美議員）　南議員

○10番（南　昭榮議員）　２つ目に入ります。

昨年６月議会に答弁があったように、条例を変えて対応するということをお聞きしています。しかし、その理由が町民からよく分からないとの声も入っています。

冒頭に説明したように、体育関係の団体が多くなってきており、中学校の地域ブランド化に伴って考えれば、専用施設は実態に合わないので甚だ疑問です。何か特別な理由があるのでしょうか。

さらに、体育競技専用施設に変更になった場合、１つ目の質問内容を合わせて、その後の運用や管理や町民利用の拡大の理解をどのようになされているのか説明を求めます。

○議長（笹川広美議員）　林教育長

○林　大智教育長　中能登町体育施設条例の一部改正と称する条例についてのご質問にお答えします。

使用の調整の経緯から申しますと、６月定例会議にも答弁しておりますが、ジュニア体操クラブとジュニアトランポリンクラブが金丸体育館から鳥屋武道館に活動拠点を移すに当たり、以前から鳥屋武道館で活動していた団体等の方々に事情を説明し、新たな活動場所を提案、準備をし、了解を得た上で調整を図り、現在、鳥屋武道館ではジュニア体操クラブとジュニアトランポリンクラブが使用しております。

ジュニア体操クラブにつきましては、ほぼ毎日利用されております。ジュニアトランポリンクラブにつきましては、毎週の土曜、日曜日、利用しています。

そのような中、以前に移動をお願いした一部の方から、移動先が畳敷きで使いづらいということで、そして近くの鳥屋体育館は活動日には既に他の団体の利用があることから、鳥屋武道館のほうで使用させてもらえないかとの申出がありましたので、鳥屋武道館を利用してもらっています。しかし、狭いスペースで十分な活動ができているのか心配しているところであります。

活動日の変更であれば、鳥屋体育館にも若干空きがありますし、少し離れた場所になりますが、他の施設にも空きがありますので、相談していただければと思っております。

今後も利用者の方に耳を傾け、管理運営に努めていきたいと思っております。

また、条例を変更する理由についてですが、鳥屋武道館は、先ほど答弁でお答えしましたが、現在ジュニア体操クラブとジュニアトランポリンクラブが利用されております。体操競技の器具につきましては、出し入れの難しい器具が多いことから常時設置しておく

器具が多々ありますので現状です。そのため、体操器具を常時設置しておくことを目的として中能登町体育施設条例の一部を改正するものであります。

私たちの思いとしては、施設を占有するつもりはございません。金丸体育館が危険と思われることから移動の必要性が生じ、以前に鳥屋武道館で活動していた方々に説明をし、了解を得た上で現在の形になっています。活動する子供たちの場所が必要なため、これまでの合意形成された形での運用にご理解とご協力をお願いするしかないと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（笹川広美議員）　南議員

○10番（南　昭榮議員）　再質問を一ついたします。答弁をいただいたことと重複することがあるかと思いますが、ご了解ください。

生涯学習と全年齢、つまり幼年者から後期高齢者までの幅広い方々が対象にあります。ちなみに、剣道、合気道、居合いなど古くから伝統の日本文化では、80歳を過ぎてもまだまだ現役として稽古されているそうですし、適切な場所を求めているようです。

ところで、先般の６月議会で、鳥屋武道館の体操競技の件で、調整などを町行政と密接な協力関係にある公益スポーツ協会と話や意見交換をされているものと思いますが、そこで生涯学習課に事務所がある公益スポーツ協会と全体の体育施設の利用の程度やその理解などについてどのように話が出て、今後どのように図られているのか、お聞きします。話合いや意見交換がなかったであれば、なかったで結構です。

教育長、お願いします。

○議長（笹川広美議員）　林教育長

○林　大智教育長　南議員の再質問にお答えいたします。

スポーツ協会との話合いは、ありませんでした。我々教育委員会とそういった団体との話合いで済みましたので、スポーツ協会を通さなかったことが大きな間違いであったと思っております。

町のスポーツは、お年寄りから子供たちまで全員が親しむものであると思っております。しかし施設がない分、その分、調整が必要であったと思いますので、スポーツ協会の方々と調整していきたいと思っております。

○議長（笹川広美議員）　南議員

○10番（南　昭榮議員）　再々質問を言わせていただきます。

スポーツ協会と話合い、意見交換がなされてなかったのですね。緻密な協力関係にあるスポーツ協会と話しされてなかったのは、何かよほどの理由があったのですか。あったかなかったかでお願いします。

教育長。

○議長（笹川広美議員）　林教育長

○林　大智教育長　南議員の再々質問にお答えします。

理由はありませんでした。

○議長（笹川広美議員）　南議員

○10番（南　昭榮議員）　分かりました。

次の質問に入ります。

能登半島地震から１年が過ぎ、町内では復旧・復興、各地で進んでおりますが、そこで、町道の現状と対応を問うであります。

沈下道路の補修、修繕対応を伺うとし、震災により路盤沈下した道路では、アスファルト舗装を取り除き、砂利が敷かれ、補修や修繕が行われましたが、雨や雪解け水と車の通行により大きな穴が開いて大変危険箇所が見られるところがありましたが、まず、その対応をどのようにされるのかお聞きします。

２つとして、修繕箇所の今後の管理についてどのようにされるのか。そして、復旧まで期間が長くなれば、その間、管理体制をどのようにされるのかお聞きします。

３つとして、通行止めの道路の本復旧の見通しを示してほしいであります。道路の通行止め箇所で、構造上、大工事となり、長期間

にわたると想定されますが、その復旧の見通しなど３点についてお聞きします。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長　町道の現状と対応を問うのご質問にお答えします。

１点目の沈下道路の補修、修繕の対応の状況を伺うについてでありますが、地震発生後、道路の陥没箇所においては、応急的に砕石を投入し通行を可能にするなどの対応を行っております。また、通行車両の多い箇所においては簡易舗装を施すなどの対応を行っております。

この応急的補修と並行しながら、災害の大きな箇所については国の補助災害の申請を行いました。採択を受けた災害復旧工事箇所数や延長は、道路では35か所、60路線、水道では22か所、下水道では16工区、およそ15キロメートルに及ぶものとなります。

これまでに道路で13か所の災害復旧工事の発注、水道では下水道工事に係る支障移設工事１か所、下水道工事においては２工区でおよそ1.1キロの復旧工事を発注しております。

このほか、町単独費による小規模な道路陥没の復旧や下水道のマンホールの高さ調整などについては、これまでに333か所において対応し、また、補助災害に満たない小規模な舗装復旧工事については332か所を発注し、来年度も100か所程度を予定しております。

しかしながら、道路の復旧工事の多くは水道及び下水道の復旧工事が完了しないと工事に着手できないため、復旧までに長期間を要することが見込まれます。

そのような箇所や、議員が言われる再発した陥没箇所においては、応急的に穴埋めや簡易舗装を施すなど、通行に支障を来さないよう対応を順次行っております。

２点目の管理状況はどうなのかについてでありますが、先ほど申し上げたとおり復旧までに長期間要することから、職員によるパトロールを強化し、また区長や町民からの情報も活用しながら、陥没箇所の穴埋めや簡易舗装など早期にきめ細かな対応を行っております。

３点目の道路の本復旧の見通しを示してほしいについてでありますが、議員が言われる春木地区、町道Ｔ－40号線においては、現在災害復旧工事を行っており、３月下旬の完成を目指し工事を進めておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（笹川広美議員）　南議員

○10番（南　昭榮議員）　安全に通行できる道路管理をお願いし、次の質問に入ります。

それでは、４番目のテレビケーブルの管理を問うであります。

１つ目に、鳥獣類によるケーブル被害状況を伺うですが、委員会でもお聞きしましたが、町民の方に聞いていただくためにも一般質問で質問しますが、県道瀬戸春木線沿いの春木地内において、樹木が密集している中をケーブルが配線されていて、鳥獣類による被害により一部地域でテレビの視聴ができなかった状態が長時間にわたり生じておりましたが、その原因など状況を伺います。

２つ目として、ケーブル防護対策等は万全なのかについて伺います。

地域の町民で、災害における緊急の避難等の支障を心配される方も中においでますが、現状は樹木の伐採が進んでおりませんし、鳥獣類の繁殖とケーブルを伝い回る時期も迫って被害の出ることが心配されますが、ケーブルの防護する対策はどのようにされているのかお聞きします。

３つ目として、災害による倒木による被害はどうかでありますが、自然災害での倒木等によるケーブル切断やその他の被害等について、対策を必要とする箇所がないのか。

以上についてお聞きいたします。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　それでは、ケーブルテレビの管理についてのご質問にお答えをいたします。

まず鳥獣類による被害状況を伺うについてですが、令和６年10月23日に瀬戸地区で発生したケーブルテレビの障害についてのことだと思います。10月の全員協議会でもご説明いたしましたが、小動物によるケーブル線が損傷したため障害が発生したものであります。

ここで改めて、長時間にわたりケーブルテレビを視聴できなかった皆様におわびを申し上げます。

なお、障害の詳細な説明及び防護対策、倒木等の被害対策については、この後、担当課長より説明をさせます。

○議長（笹川広美議員）　辻口企画情報課担当課長

〔辻口　要企画情報課担当課長登壇〕

○辻口　要企画情報課担当課長　それでは、令和６年10月23日に瀬戸地区で発生したケーブルテレビの障害についてご説明いたします。

この日の朝、ケーブルテレビが映らないとの問合せが瀬戸地区に集中したことから、幹線ケーブル断線の疑いがありとして、その原因調査と復旧対応を行ったものであります。

調査の結果、一般県道瀬戸春木線の三ツ池方面へ向かう町道との交差点付近で、幹線ケーブルの断線を発見しました。

この箇所は樹木が密集した場所のため、樹木に接触する可能性が高い、ケーブルが断線するおそれのある場所があったため、黒い筒状の管でケーブルを保護しておりました。しかしながら、今回その間の内部に巣をつくった小動物がケーブルをかじったことにより障害が発生したものであります。

応急処置として、瀬戸地区へ向かうケーブルを一旦切除し、損傷した部分の張り替えを行ってサービスを復旧させましたが、断線箇所の特定と復旧に時間を要してしまったことをここで改めておわびをいたします。大変申し訳ございませんでした。

次に、ケーブル防護対策は万全なのかのご質問にお答えいたします。

まず、ケーブルの防護に対する対策をどのようにしているかですが、この付近においては、以前よりケーブルを保護する管の内部にアリが巣をつくったことによる断線が１回、同じく小動物が巣をつくったことによる断線が２回発生しており、本来、樹木との接触を防ぐはずの管が小動物等の侵入により断線のリスクを高めていることから、この路線に関してはその管を設置しないことが有効と考え、既に撤去しております。

また、樹木の伐採が進んでいないことにつきましては、樹木の責任はその所有者にありますので、ケーブル等の支障とならないよう適切な管理を所有者、管理者に周知してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただくようよろしくお願いいたします。

また、ケーブルの防護対策等につきましては、ケーブルを保護する管を設置する方法や、ケーブルと樹木の接触を避けるための金具を取り付ける方法等もありますが、今回のように接触を防ぐ管を設置することで障害につながったケースもあるため、万全であると言い切ることはできないと考えております。

このため、日頃から課員には、外出時にケーブル等に接触等しているところがないか意識して見るように促しており、また工事等があった箇所では、その周辺で修繕すべき箇所を発見した場合、必要に応じ直し、障害が発生した際には速やかに影響範囲と原因箇所を特定し、適切な対応にてサービスを復旧できるよう日々努めておりますので、ご理解いただくようよろしくお願いいたします。

次に、災害による倒木等による被害対策を必要とする箇所はないのかのご質問についてお答えします。

先ほどのケーブル防護対策と同様に、万全

な対策はあると言い切ることはできないと考えており、倒木による断線被害が出る箇所を特定して被害対策を取ることは非常に困難であると考えております。

私たちに必要なことは、障害が発生した際に、速やかに影響範囲と原因箇所を特定し、適切な対応でサービスを復旧することが重要と考えていることから、サービス停止が極力短くなるよう努めていきますので、ご理解をいただくようよろしくお願いをいたします。

○議長（笹川広美議員）　南議員

○10番（南　昭榮議員）　説明ありがとうございます。

今ほど課長さんの話があったように、その箇所は中能登森林組合が作業をしていますけれども、あそこをずっと40号線、さっき言っていたあそこまでずっと切るそうでございます、木を。かなりいいことだと思いますけれども、切るのには１年もかかるから２年もかかるらしいそうですから、また管理もひとつよろしくお願いします。

災害の避難状況が完全に伝わる体制を取っていただくことを願って、私の質問を終わります。

◎散　　会

○議長（笹川広美議員）　以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後４時17分　散会

令和７年２月26日（水曜日）

○出席議員（10名）

１番	木下智治　議員	７番	尾田良一　議員
２番	三浦克欣　議員	８番	土本　稔　議員
３番	合田　宏　議員	９番	笹川広美　議員
４番	角　久子　議員	10番	南　昭榮　議員
６番	古玉いづみ　議員	11番	甲部昭夫　議員

○欠席議員（２名）

５番	澤　良一　議員	12番	坂井幸雄　議員

○説明のため出席した者

町長	宮下為幸	長寿福祉課長	田畠洋子
教育長	林　大智	健康保険課長	山辺浩久
参事兼総務課長	横井正之	土木建設課長	笹谷　学
参事兼生活環境課長	田中　智	農林課長	藤岡桂一
企画情報課長	岩田　正	学校教育課長	清酒秀樹
会計管理者兼住民窓口課長	宮川清美	生涯学習課長	木幡嘉広
税務課長	土屋金蔵	企画情報課担当課長	辻口　要

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山　本　　貴	書　　記	北　野　勝　之
議会事務局長補佐	神　保　悦　子		

○議事日程（第３号）

令和７年２月26日　　午前10時00分開議

日程第１　一般質問

午前10時00分　開議

◎開　　議

○議長（笹川広美議員）　おはようございます。

５番　澤　良一議員から通院治療のため、また、12番　坂井幸雄議員から入院のため、それぞれ欠席届が提出されていますので、報告します。

ただいまの出席議員数は10名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一 般 質 問

○議長（笹川広美議員）　日程第１　これより一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきます。一般質問について、各議員の持ち時間は60分間でありますので、守っていただくようお願いいたします。また、通告以外の関連質問は控えてくださるようお願いいたします。

執行部におかれましては、的確な答弁を求めておきます。

それでは、発言順に質問を許します。

３番　合田　宏議員

〔３番（合田　宏議員）登壇〕

○３番（合田　宏議員）　改めて、おはようございます。

通告に従いまして、一般質問を行います。

今回も３つのテーマで質問したいと思います。

まず１点目、町有地の不動産について３点質問します。

現在使われてない建物、土地などはどれぐらいあるのか。

町には多くの使われていない建物や土地があると認識しております。使われていない不動産は、適切に管理、活用されなければ、老朽化による倒壊リスクや景観の悪化、さらには防犯上の問題を引き起こす可能性があります。また、管理費用もかかり、財政負担にもつながると思います。

そこで、お伺いいたします。町所有の建物及び土地のうち現在活用されていないものはどれぐらいあるのか、お聞かせください。

質問２、活用予定の不動産の有無と具体的な活用方法について。

使われていない不動産の活用は、地域の活性化や町の財政健全化にとって重要な課題です。特に公共施設や商業施設、コミュニティスペースへの転用または民間との協力による開発が考えられます。

そこで、お伺いします。現在当町が所有する使われていない不動産のうち、活用を予定しているものはあるのか。また、ある場合には具体的にどのように活用する計画なのか、今後の方針についてお聞かせください。

質問３、解体予定の不動産におけるマイナス入札の導入についてです。

当町の公共施設管理計画の４、公共施設等の管理に関する基本的な考え方の(1)統合・廃止等により保有量の削減に関する方針の三次評価では、「継続」、「改修・更新」、「転用」、「多機能化・複合化」、「機能停止」、「除却」等、具体的に判定するとあります。

また、(2)建物の安全性及び機能性の確保に関する方針の中に、施設評価により廃止すべきと判断された施設のうち、安全性が確保された建物については、用途転換や、民間への売却、貸付、譲渡等を総合的に検討し有効活用を図りますとあり、安全性の低い建物等、建物の活用または処分が困難である場合には、速やかに除却して土地の有効活用を図りますと記載されています。

これらを踏まえて、老朽化した建物の解体には多額の費用がかかることが一般的です。しかし、民間事業者による住宅開発など再利

用を促進することで町の負担を軽減し、地域の活性化を図ることが可能と思います。

埼玉県深谷市では、解体予定の市所有地についてマイナス入札方式を導入しました。これは、事業者が解体費用を負担する代わりに土地評価額が解体費用より低い場合は差額分を町が負担する仕組みであり、自治体の解体費用負担を削減しつつ、民間活力を活用した開発を促進する手法です。例えば、土地評価額が1,000万、建物解体費用が1,300万の場合は、自治体が業者に300万円支払うというものです。

そこで、お伺いします。当町においても、老朽化した建物の解体を伴う町有地の活用について、民間事業者に住宅開発を行ってもらうためのマイナス入札方式を導入する検討ができないか、町の見解をお聞かせください。

以上３点についてご回答願います。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長　町所有の不動産についてのご質問にお答えします。

まず、１点目の現在使われていない建物、土地はどれくらいあるのかにつきましては、今日現在、活用予定がない建物につきましては６件、土地は７件でおよそ３万平方メートルあります。

次に、２点目の活用する予定の不動産はあるのかにつきましては、公共施設等総合管理計画や個別施設計画に基づきまして、財産管理プロジェクトチームを編成して町有施設の有効活用について協議を重ねてまいりましたが、今回の震災で災害廃棄物の仮置場や仮設住宅の建設地などに遊休地を活用できた実績も踏まえると、再度、内部での協議が必要であると考えております。

次に、３点目の解体予定の不動産を民間で宅地開発してもらうため活用する予定の不動産はあるのか、あるのであればどういうふうに活用するのかでありますが、その中でマイナス入札を考えていないかということにつきましては、今後、協議の中で、民間に払下げをできる不動産があれば、マイナス入札も含めた処分を検討をしていきたいと思います。

○議長（笹川広美議員）　合田議員

○３番（合田　宏議員）　建物６件、土地７件があるということでした。多分その中には金丸体育館とかも含まれているのかなと思っています。

私ごとなんですが、金丸体育館を活用できないかなということで、ある業者さん――県外の業者さんですが――とお話ししたことがあります。ただ、あそこは入り口が狭いので大型トラックが入れないということで断念されたんですけど、探せば活用できるような業者さんもいるんじゃないかなと思います。

その業者さんいわく、一級建築士さんなんですが、床を取って資材置場にすることはどれだけでもできるし、建築機械の車庫というか倉庫にもできるということをおっしゃっておりました。そういうふうに民間の方にもっと情報を流して、それを使ってもらう、有効利用してもらうというのができればいいなと思います。

マイナス入札制度の効果として、入札執行時の直接的な削減効果、町の事務効率化による削減効果などが期待できます。詳しくは、「マイナス入札制度の狙い」と検索すれば深谷市のマイナス入札制度の狙いが出てきます。印刷して皆さんに配ろうと思いましたが、印刷に制限がかかっていて印刷することができませんでしたので、後ほど興味のある方は確認していただければなと思います。

私がなぜこのような質問をしたかというと、私が議員になってから、上布の郷、春木のなかのと朝市の宅地造成に対して民間企業が開発すれば、町負担の造成費用が削減できるのではないかと思ったからです。

当町において復旧・復興プランを進めているところですが、当町だけではないのです

が、人口の減少、少子・高齢化が進む中で財源確保が大変重要だと思っており、少しでも経費節減につながればと思ったからです。

そこで、再質問です。公共施設管理計画において、令和37年までに建築系公共施設の延べ床の総量を56％削減することを目標とし、令和８年度までに施設総量を25％削減することを目標とするとありました。令和元年時点での削減率は2.1％となっていますが、直近での削減率はどのくらいか、分かれば教えてください。難しいようであれば今度の全員協議会で教えてもらえば結構です。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　そのパーセントは、今おっしゃられたように2.何％かも分かりません。しかし、鹿島の旧の庁舎も今年、工損調査しまして、来年度解体ということで、徐々に公共施設管理計画の中で、2050年までには50％までできるか分かりませんけど、やっていく国の政策でもありますし、やらなければならないと考えております。

そういう中で、マイナス入札制度、深谷市のこれ今ちょっと見ましたけど、確かにこれいいなという感じがいたします。今、言えば鹿西庁舎もありますし、保健センターろくせいも順次やっていくようなつもりでおりますが、プロポーザルでやらないかんということも分かりましたので、これを民間の力を借りてということで、一回町のほうでも考えてみたいと思います。

詳しいパーセントは、ちょっと分からないので、後からまた報告させます。

○議長（笹川広美議員）　合田議員

○３番（合田　宏議員）　町の方針としてマイナス入札制度を考えていくということでありました。

公共施設管理計画について、令和37年度までに建築系の延べ面積を56％削減するという目標がありますが、具体的に何年度までにどれだけ減らすというような計画も調べてみたんですがなかったので、何年度までにこれぐらい減らす、次は何年までにこれだけ減らすというような計画を立てながらそれを実行していけば、建物とか土地の有効利用ができるんじゃないかなというふうに思いました。

次の質問に移ります。

まちづくりについて３点質問します。

質問１、天平の里を再開しない場合の代替案について。

健康ハウス憩が稼働し、老人福祉センターゆうゆうは、温浴施設を廃止し、高齢者の集いの場として再開することになりましたが、天平の里については再開の見込みが立っておりません。同施設を利用していた利用者さんから、いつ再開するのか、旧鹿島の人だけ置いてきぼりになっていると数名の方が言われていました。

住民にとっての交流の場としての役割を果たしてきた同施設が再開されない場合、代替案が必要であると考えます。

そこで、お伺いします。天平の里を活用する計画がない場合、町として代替となる新たな憩いの場の整備や新たな温浴施設を建設しないのか、考えをお聞かせください。

質問２、室内の遊び場を整備して子育て世代を誘致することについてです。

近年、子育て世代の定住促進のため、魅力的な子育て環境の整備が求められています。特に、天候に左右されずに子供が安全で遊べる室内の遊び場は、子育て世代にとって重要な施設の一つだと思います。

北海道南幌町では、はれっぱという室内遊戯場を整備し、町外から子育て世代の流入を促進する取組を行っております。このような事例を参考にしながら、町においても室内の遊び場を整備し、移住促進の施策として活用できないかと考えます。

また、２月21日に、白山イオンモールに屋内型の子供遊戯場ちきゅうのにわがオープンしました。一度行ってみたいなと思っている

のですが、今のところすごい混んでいるという話なので行っていませんが、この施設は、ゼロ歳から12歳までの子供とそのファミリーを対象に、地球や自然をテーマにした遊べるプレーランドだそうです。

また最近、近隣では、羽咋市にＬＡＫＵＮＡがオープンしました。そちらも当町からも結構子供さんが遊びに行っているようです。

そこで私が思っていたのは、アル・プラザ鹿島さんの敷地内に、温浴施設を含め、室内の遊び場をつくることができないかと思っています。当町内において、子育て世代を呼び込むための室内の遊び場の整備を検討する考えはないか、意見を聞かせてください。

質問３、建築家等を地域おこし協力隊として採用し、空き家問題に取り組む考えについてです。

空き家問題は、全国的な課題であり、当町においても適切な対応が求められます。

長野県立科町では、建築家を地域おこし協力隊として採用し、空き家の再生に取り組むことで、移住促進と地域活性化を進めています。このような取組を参考に、当町においても建築家やイノベーションの専門家を地域おこし協力隊として採用し、空き家問題に対する具体的な対策を進めることはできないかと考えます。

そこで、お伺いします。町として、建築家等の専門家を地域おこし協力隊とし、空き家再生や移住促進に生かす考えはないか、お聞かせください。

以上、当町の未来に向けた具体的な取組について町の方針をお伺いしたいと思います。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　まちづくりについてのご質問にお答えします。

１点目の老人福祉センター天平の里につきましては、昨日、土本議員の質問にお答えしましたが、能登半島地震により施設に大きな被害を受けたことや、震災復興の優先順位を考えますと、町としては天平の里の再開は難しいと考えております。

現在、地区集会所以外で町所管の高齢者の集いの場である施設は、坪川にふれあい交流館北部、水白にふれあい交流館喜楽館、そして金丸に高齢者生きがいセンター、能登部下に老人ふれあいセンターがあります。

また、老人福祉センターゆうゆうについては、入浴事業を取りやめますが、高齢者の集いの場として４月から再開の予定であります。

いずれの施設も、高齢者等の教養の向上及びレクリエーションなどを通した生きがいと健康づくりの推進を図ることを目的とした施設であります。町としましては、施設の周知を図ってまいりますので、ぜひ積極的に利用していただければ幸いだと思います。

新しい温浴施設ができないかというご質問もありました。昨日も答弁したように、憩は20年たっております。あと10年は大丈夫だということは間違いないので、その間にできるだけ民間の力を借りながら、今言われる平和堂周辺に温浴施設をできればしたいなということを考えております。

今、二、三そういう民間の会社に当たっておりますので、それがいつ答えが出るのか分かりません。地下1,000メートルほどボーリングしないと、ある人によりますと600メートル掘れば温泉が出てくるということを言われますので、その辺を一回、本当に出るのかどうかの調査もしてみないと分からないので、またそういう業者なりに当たって聞いてみたいと思います。

２点目の室内の遊び場を整備して子育て世代を町外から呼び込むことを考えないのかのご質問にお答えいたします。

近年、県内外の自治体でも、子育て層を獲得する移住施策として室内の遊び場を整備し、子育て世代に選ばれることで人口の増加につながっている事例もあることは承知をし

ております。

令和６年12月定例会議の古玉議員のご質問に答弁させていただきましたが、室内で子供たちが遊べる施設は、３つの児童館をはじめ図書館や農村改善センターパルみおやの一角にキッズコーナーを開設してご利用いただいております。

それぞれの施設では、季節に応じたイベントをはじめ、日曜日や祝日にも施設が開館していることで、子供たちや家族も一緒に参加することができ、地域にとっては憩いの場になっていると思います。

町でも公共施設を活用した屋内遊戯場の整備計画を検討しておりましたが、震災により一旦中断をしております。

しかしながら、町では合併後、子育てに優しい町として施策を進めてまいりましたが、近年、年間の出生数が減り続けており、これまでの施策から新たなステージへと展開し、子育て世代に選ばれる町、子育てが楽しい町をキャッチコピーに取り組んでいかなければならないと感じております。

町といたしましては、現在策定中の復旧・復興プランに位置づけしている復興発展期における取組の一環で、子供から高齢者も楽しめる交流拠点の整備で、心身健康維持拠点施設整備事業を計画をしております。その中で、合田議員の提案も含めまして様々な可能性を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

次に、３点目の建築家を地域おこし協力隊として採用して空き家問題に挑む考えはないかのご質問にお答えします。

能登半島地震以降、被災した住居の公費解体が進み、町外へ転出する方も増え、空き屋問題がさらに深刻化していることは承知をしております。震災などの影響により、やむなく能登を離れるなど人口減少が加速している中で、地域おこし協力隊は、今後の町の復興に向けての重要な存在であると思っています。

一方で、令和６年12月定例会議にも答弁いたしましたが、この地域おこし協力隊制度の本来の目的である移住はもとより、隊員の活動後のなりわい（仕事）確保の生活安定により、確実に住み続けていただくことが重要とも考えております。

当町でも、古民家や空き家を活用した宿泊業や飲食業の開業をしているケースも少しずつ増えているほか、現在、地域おこし協力隊で宿、飲食店の開業に向けて既に取り組んでおります。

今後、町といたしましては、中能登町で働きながら生涯住み続けていただく、そういう思いを持った方がいれば採用を検討することを考えてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

空き家問題については、この後、担当課長から答弁をさせます。

○議長（笹川広美議員）　岩田企画情報課長

〔岩田　正企画情報課長登壇〕

○岩田　正企画情報課長　それでは、空き家問題についてのご質問にお答えをいたします。

平成28年度に実施しました町内の空き家実態調査におきまして、町内に存在する空き家はおよそ900件、うち140棟ほどが中規模から大規模な修繕や解体が必要であるとの調査報告を受けておりますが、能登半島地震以降は罹災や被災により解体を申請されている建物が２月15日現在で976棟となっており、その甚大な数に危機感を感じております。

発災以前から空き家についての問合せは多くありましたが、発災後はさらに被災地域の方や工事関係者と思われる方なども含めまして問合せが増えており、担当職員が日々対応に追われている状況もあります。

町では、今後も活用できる空き家は活用してまいりたいと考えておりますので、建築家

の方で地域おこし協力隊として当町で空き家対策に従事したいという方がいらっしゃれば、ぜひ情報提供をお願いしたいと思います。

○議長（笹川広美議員）　合田議員

○３番（合田　宏議員）　答弁ありがとうございます。

まず、最後に言われた空き家対策の件で、地域おこし協力隊を採用というか活用できないかということで、そういう人がおれば紹介してほしいということでありました。

先ほど事例に挙げました立科では、二拠点生活として建築家が活動されており、今は横浜に住んでおります。その方が空き家を改修することによって、周りの空き家がこっちも生かせるんじゃないかということで改修して、カフェや宿泊施設、本屋さんというか小物売りの本屋さんとかもオープンしているということでした。

当町でも、そういう空き家をうまく活用して飲食店あるいは宿泊施設がもっとできれば、移住対策にもなりますし、これからこちらのほうに企業誘致を考えているという町の答弁もありますが、そういう方々が宿泊できる場所もできてくると思います。泊まるところがないと、企業誘致するにしてもほかの地域へ行ってしまったりすると思いますので、空き家対策としてそういう地域おこし協力隊を積極的に採用していただければと思います。

次に、温浴施設の代替に関しては今は考えてないけれどもということでしたが、やっぱりあと10年先でゆうゆうが30年たつということであれば、もう今から考えていかないといけないかなと思います。

遊び場については、先ほど言いました南幌町のはれっぱだけでなく、ＬＡＫＵＮＡでもそうですし、いろんなところでそういう子供の遊び場、室内で遊べる場所がたくさんできているということはあると思いますし、実際にあると思います。

当町でも図書館や児童館等で遊ぶことができるという答弁でありましたが、やっぱり室内の遊び場であっても、ブランコとか砂場とかそういうものがあれば、もっと子供たちが喜ぶだろうし、思い出にもつながると思います。

道の駅の横のドッグランのところにブランコがありますよね。平日でも夕方から子供たちが遊んでいます、ブランコに乗って。あの子供たちのキャーキャーというような声を聞いていると、とってもいいなといつも思っています。やっぱりこの町でも、もう少し室内の中で子供たちが声を出して遊べる、喜べるような施設が必要じゃないかなと私は思います。

それでは、再質問を２つさせていただきます。

まず１つ目、先ほどの答弁の中で、福祉施設であるふれあい交流館喜楽館、ふれあい交流館北部があるとのことでしたが、天平の里を利用していた人たちがこの２つの施設、２つ以外にもありますけれども、施設があるということを知っている人は少ないと思います。今後どのように周知するのか。ホームページだけでは無理だと思いますが、どのように周知するのか、お聞かせください。

次に、先ほども温浴施設等は今は考えていないとおっしゃっていましたが、昨日も土本議員が温浴施設を新たに建設する財源として合併まちづくり基金を活用できるのではないかという話がありましたが、私も同基金や公共施設等管理整備基金――たしかありますね――などを活用し、福祉の増進と10年後、20年後を見据えた子供たちのための新たな施設を造ればいいと思いました。これは子育て世代の移住、定住にもつながると思います。

そこで、町長に伺います。先ほども答弁にはあったんですが、合併まちづくり基金などを活用し、これら２つの施設を造る考えはな

いか、再度お聞きします。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　まちづくり基金は９億何千万ほどあります。過疎債も、昨日の土本議員の話では、過疎債を使ってすればどうですかというような話もありましたが、それはこれから十分検討していかなければならないと思いますので。

このまちづくり基金に関しましては、いずれはですよ、いずれは多分この２つの庁舎を１つにするべきときが来ると思います。そのときのために国からいただいた合併特例債の一部をまちづくり基金に預けてあるので、それを今はソフト分野にも使ってもいいですよということになっておるんですが、これからその基金に対してどういうふうにやっていくかということをこれからも検討していきたいなということを思います。

それと、どのように皆さんの憩いの場を周知していくかに関しては、利用しておられた方に対しましても、例えば、ゆうゆうもこれから使えますけど、そういう人たちの温浴施設へ行くときの送迎、そして鹿島に天平の里に来ていただいた町民の皆さんのたまり場、先ほど言った喜楽館とかがありますので、その辺をどういうふうに周知していくかということはこれから町報なりに出させていただいて、そこからまた温浴施設へ行かれる人がおいでればそのアクセスをまた考えていきたいなと思います。

遊び場の件に関しては、当初、ＰＦＩ事業で69億ぐらいの予算でプロポーザルをしながら公園の整備計画を入れてやるという計画でありましたが、震災でできなくなったということで、再度どういうふうにすればいいか、これから議会の皆さんにも当時の69億についてのご説明を申し上げましたが、今回またそれが本当に果たしてこういう震災を受けてできるのかどうかということを一回精査していきたいなと思います。

この前テレビで先週の日曜日かな、やっていましたけど、おもちゃメーカーの玩具の社長が出ておいでまして、小松市にカブッキーランドというところを造ったということで言っておいでました。

その会社は東京の青山にあるらしいんですが、そこが研修して、今のプロポーザルで民と官として、多分あれは莫大な費用がかかっていると思うんですが、１階がカブッキーランドで、２階、３階が公立小松大学のキャンパスになっているらしいです。４階から上が８階まであるんやったかな、それはホテルになっているという、そういう施設を小松市が造りました。それは本当にすごいなということで、一回小松のほうにも見にいって、参考になるかどうか分かりませんが、多分にして。

例えば私らが思っていたのは、カルチャーセンターをそういう室内の遊び場として考えていくということを、議会の皆さんにも遊戯施設を入れてということをお示ししてありますので、あれを果たしてどういうふうにしていくのか。そして金沢大学もありますので、そういう金沢大学のサテライトキャンパスも来たいということを言っていますので、そういうことも含めて総合的にあの施設をどういうふうにするかということもこれから考えていきたい。

そして実際、電気、これからカルチャーについては２階は少しずつクーラーに関しては整備をして、秋頃までにはカルチャーの機能を果たしていきたい。その中で延長線として子供たちの遊び場を計画するようなことも考えておりますので、その点、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（笹川広美議員）　合田議員

○３番（合田　宏議員）　町長の考え、いろいろ分かりました。

ここで私の考えというか、ちょっとだけ思いを言うと、アル・プラザ鹿島の敷地内で遊

び場を造れば、親御さんやお孫さんを連れたお年寄りも来ます。集客にもつながります。そうすることによって、民間というかアル・プラザさんや、そこに入っている鹿島商業施設に入っている店舗の皆さんのためにもなるなと思いますし、そこで民間との協力も生まれるんじゃないかなと。そうすればある程度の資金も提供していただけるんじゃないか。あるいは家賃、使用料が当たり前じゃなくて安くなるんじゃないかなという思いがあります。それは私の思いであり、そういうことも考えられるんじゃないかなと思いました。

では、最後の質問に移りますが、昨日の一般質問でも副町長人事について質問と答弁がありましたので、私の質問の１と３は省いて質問２だけお聞きしたいと思います。

質問２として、副町長不在にどのようなリスクがあると考えるかです。副町長が不在であることによる町政運営上のリスクについてお伺いします。

現在の当町の行政運営において、副町長がいないことによる具体的な課題や懸念点はあるのか。特に大規模災害時の対応、行政の継続性、町長不在時の指揮系統の明確化などの観点から、副町長がいないことによる影響はどのように認識されるか、考えをお聞かせください。

また、町長ご自身が何らかの事情で執務を行えない場合、その町の町政の安定についてどのように考えるかも併せてご説明願います。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　昨日も申しましたとおり、副町長の問題に関しては早期に、早い段階で検討していきたいということを申し上げました。

震災が起こりまして、特に副町長におきましては必要不可欠だと思いますし、震災の中で５か月間だったか４か月間、県のほうからリエゾンとして１人来ていただきました。１人３か月ぐらいで、１人２か月ぐらい、５か月ぐらいリエゾンの方が県から来ていただきました。それも中能登町出身の方で、そういう方を県からよこしていただきましたので、本当に力になっていただきました。やっぱり県のパイプとの関係がありますので、いろんな面、うちの町にも県会議員の先生もおいでますし、そういうことを含めると、やはり県からの職員の方が、県の職員というか県とのパイプが必要不可欠だと思います。

もちろん国のこともありまして、何においても県を飛び越して国へ行くということがなかなか難しいような状況なので、国へ私らが直接話しに行くと県からまたいろんな面で言われますので、実際、県とのパイプがしっかりとしていなければ、この震災においては必要不可欠だなということを思いました。

あと、町政の安定やったっけ。

○３番（合田　宏議員）　町政の安定性についてどう考えるか。

○宮下為幸町長　町政の安定をこれからやっていくべきだということですか。

○３番（合田　宏議員）　どう考えているか。

○宮下為幸町長　町政の安定は、しっかりしていかなければならないということは当然なので、昨日もお話ししたとおり、防災の一つとっても、44の地区の区長さんなり町民の皆さんがおいでる中で、昨日申し上げた確立したいのは、自主防災組織をしっかりと立ち上げなければならない。

ただ、１つの地区では立てられないところもありますので、それは２つの地区で一緒に防災組織を立ち上げていただけるかやっていきたいなということで、その辺の町民の皆さんとの震災を受けての安定的な災害に強いまちづくりというか、そういうことを考えていく上で、次にまた町長になりましたら、順次４月ぐらいからでも、時間はかかりますけど回って皆さんにそういうことを、皆さんとと

もに今の防災だけじゃなくてまちづくりのことも、これから地方創生ですから、本当に町民の皆さんと一緒に、町民の皆さんが自分事としてこの町をどうすればいいかということを考えていただくということを思いながら、何より自分事として考えていただきたいと思いますので、その辺、皆さんにまたお話をしながら回りたいと思います。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　合田議員

○３番（合田　宏議員）　町長の思い、聞かせていただきました。

その中で、思いの中じゃなくて、その一つ前の段階で、県のほうからリエゾンとして来ていただいた方が中能登町出身の方ということでありました。私はその話を聞いて、この方に副町長をお願いすればいいんじゃないかなとも思いました。きっとその辺も向こうの県の職員の関係もありますので難しいかどうか分かりませんが、それも一つの考えかなと思いました。

町長の先ほどの答弁の中で、いろいろとこれからやっていきたいこと、いろいろな考えが分かりましたし、昨日の澤議員の答弁の中で、期待していてくださいとおっしゃっていました。町長は２期目をリーダーシップを発揮して、今言われたような具体的な、誰が見ても分かるような町政運営を行っていっていただきたいと思います。期待いたしますので、よろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（笹川広美議員）　ここで11時まで休憩をいたします。

午前10時48分　休憩

午前11時00分　再開

○議長（笹川広美議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、１番　木下智治議員

〔１番（木下智治議員）登壇〕

○１番（木下智治議員）　通告に従って質問します。

一般質問をする前に、先日行われました町議会議員補欠選挙を経て、今回この立場に立つことになりました。行政に関わったことのない新人で分からないことだらけではありますが、町民、執行部、議会の皆様とともに協力し、よりよい町にしていきたいと思います。

私は、先月まで二十数年余り会社員でした。直近の４年間は営業職として奥能登地域を担当していました。

昨年１月１日の奥能登地震が発生し、１年余り。その被害の甚大さを目の当たりにし、最初の１か月間は取引先の方々への支援物資を届けることに奔走しました。発災直後から自衛隊、消防、警察の方々の救援活動や、道路、電気、水道などの生活インフラ等が日々復旧していく過程も見ており、組織に携わる人々の底力をかいま見ました。

一方、被害に遭われ、廃業や転居された取引先の方もいました。自分一人の力ではどうすることもできず、無力感にさいなまれたことも事実です。

私自身、何かできることがないかを考え、一般質問をします。

まず１つ目、道の駅織姫の里・防災道の駅についてです。

昨日の三浦議員の一般質問とは重複してしまいますが、２月13日、報道機関でもありましたように、織姫の里なかのとを災害時の広域救援拠点・防災道の駅の候補地として、県を通じ国土交通省に推薦したとありました。選定されれば、のと里山空港（輪島市）に続き県内２か所目となり、町は総合計画で道の駅を防災拠点の一つに位置づけており、支援機能の強化につなげたい考えとのことです。

この取組は、能登地域において大規模災害が発生した場合に、早急に人命救助や復旧活動に当たり、非常に有意義であり、中能登町

はもちろん近隣の市町にとって今後の防災、減災の一助になると確信しております。担当された職員の方々には敬意を表します。

しかしながら、選定された後の運用方法についても疑問があります。そもそも織姫の里なかのとは町の広域防災拠点であり、震災が発災した場合は避難所としての機能も備えているはずです。自衛隊や消防局の中継拠点と両立を図るための計画を作成しているのか、町の方針をお伺いします。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長　広域防災拠点・防災道の駅として、今後の運営内容についてのご質問にお答えをします。

先日の三浦議員からの質問でおおよその内容につきましては答弁させていただきましたが、まず防災拠点について申し上げますと、中能登町復旧・復興プラン（案）では、「道の駅」織姫の里なかのと付近の区域を町の防災拠点として位置づけております。

しかしながら、道の駅のみを防災拠点として運用するのではなく、この周辺には主要な町指定避難施設、避難場所が縦の動線上に連続していることが大きな特徴であります。個々の施設の特徴を生かした防災機能を分配して整理していくことを考えております。

加えて、道の駅につきましては、災害時の広域支援活動拠点として位置づけるとともに、道路利用者などの緊急避難場所としての機能も備える想定を考えております。

また、議員の質問にありました自衛隊や消防局の中継地点に係る両立した計画の策定につきましては、現在ありません。これにつきましては、今回のような大規模な災害を想定するものであり、国、県、町、関係団体などが策定している諸計画の見直し、改定がなされた上で今後の方針が決まっていくものと考えておりますので、町といたしましても注視をしつつも連携を深めてまいりたいと考えております。

○議長（笹川広美議員）　木下議員

○１番（木下智治議員）　ご答弁ありがとうございます。

また、今後、入念な防災計画を作成しているとは思いますが、災害はいつ起きるのか分からない。今日にでもあしたにでも大規模な災害がまた発災する可能性もなきにしもあらずだと思いますので、そういう計画をできるだけ早急に作成し、町民の皆様への周知、そしてその計画の運用についてお願いしたいところであります。

続きまして、２点目の質問に参ります。

感震ブレーカーの設置についてです。

令和６年能登半島地震を起因として、輪島市では約240棟、４万9,000平方メートルに及ぶ大規模火災が発生しました。奥能登広域圏事務組合消防本部や輪島市消防団は、自らが被災する中、懸命に消火活動に当たりましたが、断水の影響で消火栓の使用ができず、一部の消火水槽でも建物倒壊により使用できない状態でした。

大津波警報が出され海水が使えず、河川水位も低下し自然水利も活用できない状況で、消防力は圧倒的な劣勢になり、火災の覚知から半日たってようやく鎮圧できました。最終的な沈下は５日後の１月６日でした。

大規模災害において災害対応の最前線に立つ消防機関には、様々な活動要請が急増する中で、消火設備も損傷などにより使用できなくなるなど、消火活動が極端に困難になってしまうことが改めて示されました。

私自身、輪島市消防団長と面識がありまして、発災当初からの現場における消火活動に困難を極めたことを直接お伺いしました。地元の消防団員の方々は、自らも被災者でありながら郷土のために懸命に消火活動に取り組んだ方々には敬意を表します。

この火災に関しまして、総務省消防庁は火災原因調査報告書をまとめていますが、この

中では、出火原因について具体的な特定に至らないものの火災に起因した可能性が考えられるとしています。

大規模な地震では、熱源となり得る家電製品が転倒したり、転倒した家具などが電源ケーブルを損傷したりと、電気系統が原因となる火災が発生する危険性があります。また、地震により停電している間には出火しなくても、電気が復旧した際に火災が発生する可能性があり、住民が避難して不在になっている家屋でも起こり得ることであります。

このような火災を予防するための措置として、感震ブレーカーがあります。感震ブレーカーは、大規模な地震を感知した際に、分電盤の主幹ブレーカーを強制遮断して電源をストップすることができるものであります。仮に輪島市の出火原因が電気系統であったとすれば、感震ブレーカーの設置があれば防げた可能性があると考えられます。

建物火災から我が家を守ることは、第一義としては所有者個々の責務であり、感震ブレーカーなどの対策は自助の一環とは考えられますが、大規模災害の際に消防機関への負担が増加し、消火設備が使用できなかったことを踏まえると、そもそも出火原因となり得る可能性を減らし、火災の未然措置に取り組むことは、災害のさらなる大規模化を食い止めることにつながる観点から、その普及を行うことは有効であると考えます。

総務省消防庁が行っている調査によりますと、全国都道府県では２割、市区町村では１割程度の自治体で感震ブレーカーの設置、購入に対し支援を行っており、その多くは費用の半額以上を補助しています。能登半島地震を機に、補助に具体的に取り組み始めたところもあります。

我が町としても、今回の震災を機に災害に強いまちづくりを取り組んでいく必要があると考えますが、その一環として感震ブレーカーの設置に対して補助を行う考えがないか、町長の見解を伺います。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　感震ブレーカーの設置と補助についてのご質問にお答えします。

町はこれまで大規模な地震に見舞われた経験がなかったことから、感震ブレーカーに対する認知が低かったものと思われます。

国では、今回の能登半島地震に伴う輪島朝市の大規模火災を受け、感震ブレーカーの普及を推進する動きもあることから、町といたしましても、まずは町民の皆さんに広く周知を図ってまいりたいと思っております。

また、感震ブレーカーの設置費用の補助についてですが、各家庭における災害への備えは、自分の身は自分で守るという自助の観点から、各家庭の実情に合わせて各自必要なものを備えていただきたいものだと考えております。

今後、国などの動向を見据えながら、補助の必要性につきましては検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（笹川広美議員）　木下議員

○１番（木下智治議員）　各家庭の事情も考慮しつつ、町民の方々への防災意識を高めるような施策を行ってほしいと思います。広報とかにもそういうふうに、こういうものがあるよということを周知するのも一つの手かなと思いますので、またその辺を踏まえてご検討のほうよろしくお願いします。

最後に、３番目の質問です。中能登町消防団団員確保についてです。

令和６年１月１日に発生した能登半島地震において、中能登町でも過去類を見ないほどの甚大な被害が発生しました。発災当初から町職員の方々の尽力な復旧活動には敬意を表します。

また、私自身が所属している中能登町消防団も発災直後から町内の巡回や断水による給水活動支援を行いました。非常時におけるマ

ンパワーの重要性を痛感したところであります。

中能登町消防団の団員数は、令和３年４月１日時点で条例定数96名に対し91名となっております。これは充足率に対して94.8％です。他地域の深刻な定員割れの状況に比べればまだよいほうではあると考えますが、消防団の要員動員力は地域の安全確保のため不可欠であることから、地域の消防・防災力を向上させることができる団員数を確保する方向で対応する必要があります。

住民の安全・安心を守るためには、消防団の特性である要員動員力を維持することは重要であり、そのためには消防団員数の減少に歯止めをかける必要があります。それぞれ消防団で団員を募集していますが、思うように集まらないのが実情です。

以前の団員構成は、自営業者など地域に根差している方でありましたが、近年は会社勤めの団員が増加しており、平日日中など、いざというときに出動できない等の事情もあるように思います。また、仕事と家庭とのバランスを崩しかねない訓練活動も足かせになっているのも実情であるかと考えます。

今後、団員数維持確保に向けて町と消防団が協力していき、やりがいだけでなく、消防団に在籍するメリットを増やす必要があると考えていますが、町としての見解を伺います。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　消防団の人材確保についてのご質問にお答えします。

令和６年能登半島地震では、中能登町消防国の皆様には、発災当初から町内の各所の見回りや給水所での誘導などの活動に当たっていただきましたことに、この場をお借りしまして厚くお礼を申し上げたいと思います。

このような自然災害や火災の発生時に、昼夜を問わずいち早く現場に駆けつけて活動に当たっていただく消防団員の確保は、当町の消防力を維持、向上する上でとても重要なことであります。

令和６年４月時点での中能登町の消防団の人員ですが、定員96名に対し87名が所属し、充足率はおよそ90％となっております。

全国的にも少子・高齢化による若年層の減少、自営業者の減少といった就業構造の変化と地域社会への帰属意識の希薄化などといった社会環境の変化から、消防団員が減少している状況となっております。当町におきましても若年層の新規入団者が少なく、高齢化が進んでいる状況であります。

消防団員は非常勤特別職の公務員であり、当町では、近隣の市町と比べても遜色のない報酬、出動手当などを定め、団員の確保に努めております。

また、全国的な取組に消防団応援の店があり、これは、消防団員である身分証を提示することにより全国の登録店で様々な特典や割引を受けることができるものです。現在、当町でも給油所や飲食店など８店舗が登録されていますが、登録店舗数のさらなる増加を図り、消防団員になることへのメリットの拡充を図りたいと思います。

今後も消防団の魅力を広く発信するとともに、町内の消防団や七尾鹿島消防本部などと問題解決に向けた協議を行い、団員の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（笹川広美議員）　木下議員

○１番（木下智治議員）　全国消防団応援の店というのは僕も活用しておりまして、このメリットというのはかなり大きいものがあると思いますので、中能登町のそういったところにもっと拡充していただけるようにお願いします。

人口減少の影響で、どの分野でも人材不足が深刻な社会問題となっております。安心できる地域を維持するためにも継続的な募集活動を行いたいと思いますので、よろしくお願

いいたします。

最後に、今回は自助、共助、公助を念頭に一般質問をしました。全町民が防災、減災に対して意識的に取り組めるよう一丸となって行動していきたいと思います。中能登町のやっていることが好事例ということを他の地域、特に能登の方々にも広く伝わって、能登をもっとよくしていきたいなと思っております。また皆さんで一緒にやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

これをもちまして一般質問を終わります。

○議長（笹川広美議員）　続いて、４番　角　久子議員

〔４番（角　久子議員）登壇〕

○４番（角　久子議員）　本日最後の答弁ということで。

それでは、通告に従い一般質問を行いたいと思います。

高齢者への避難方法はということで、１、避難情報の伝達方法の現状と課題について、２、高齢者等への避難情報を伝達できる受信設備はきちんとされているのかの２点についてお伺いいたします。

まず、音声告知端末ですが、あまりにもうるさいという状況からスイッチを消してしまっている方が私の知る限り何人もおいでました。これは地震発生後に聞いたことで、じゃあのときはどうしたのか聞いてみると、布団かぶってじっとしとったわと答えている方や、ある人は怖くて外に出て近所の方としばらくおしゃべりしていたという方や、避難先を探していたという方もおいでました。こうした方はまだよいのですが、音声告知端末の電源を消してしまっているのには、ただただ驚きました。

固定電話の減少などにより、緊急時の連絡先を入手するのが難しい時代となっています。頼りになるのは音声告知端末機です。いつ何どき入るか分からないその大切な連絡を断ち切ることは、非常に残念でなりません。

そこで伝達方法ですが、これまでにつなげてきた告知端末は生かされているのか。また、思うように動けない方には何らかの方法があるとは聞いているのですが、どんな方法があるのか、伝達方法などあるのならお聞かせ願います。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長　高齢者等への避難方法のご質問にお答えします。

まず、１点目の避難情報の伝達方法の現状と課題についてでありますが、町では、緊急時の情報発信として、屋外拡声器や音声告知端末を使用した音による情報発信のほか、ケーブルテレビやホームページ、安全・安心メールや町公式ＬＩＮＥを使用した文字による情報発信を行っております。

しかしながら、スマートフォンやタブレットを持たない高齢者の方へ文字による情報が伝わらないことや、音声告知端末の電源が切られている世帯があることが課題として挙げられます。

次に、２点目の高齢者等への避難情報を伝達できる受信設備についてですが、スマートフォンやタブレットを持たない高齢者世帯に対し、文字情報が確認できる防災用タブレットの貸与も検討していますが、デジタル機器への苦手意識が高い高齢者も多いことも認識をしております。

このことから、高齢者等の避難につきましては、共助の観点から、近所の方を中心とした地区の協力が大変重要であると考えております。

ぜひとも地区の防災訓練時に安全・安心メールや町公式ＬＩＮＥを登録したり、自宅の音声告知端末の電源が切られていないことを確認したりするなど、地域ぐるみで情報伝達における課題解決に取り組み、地域の防災力向上にご協力をいただきますようお願いをいたします。

○議長（笹川広美議員）　角議員

○４番（角　久子議員）　音声告知端末ですが、かなり年月もたっているので、正常に作動しているのかどうかということは役場のほうで分かるのでしょうか。分かればよいのですが、分からない場合はどうされているのか。自己申告をされるのならよいのですが、されない場合、そのままの状況なのでしょうか。

それと、自助、共助の間に「近助」という言葉で、お互いに避難をするというようなあれです。私、当日いなかったものですから何とも言えないんですけれども、この近助というのは本当に大切で、結構避難されていた方が外に出て、かなりの方が集まって、どうすればいい、こうすればいいというような話もあったものですから、お話しさせてもらったんですが、音声告知端末はどんなふうな扱いというのか、そういうことを教えてください。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　この件に関しては担当課長より答弁させますので、よろしくお願いします。

○議長（笹川広美議員）　暫時休憩をいたします。

午前11時27分　休憩

午前11時27分　再開

○議長（笹川広美議員）　再開いたします。

辻口企画情報課担当課長

〔辻口　要企画情報課担当課長登壇〕

○辻口　要企画情報課担当課長　それでは、角議員の再質問にお答えいたします。

役場では、告知端末が正常に動いているかどうかというのは確認ができていないのが現状です。ただし、通信がうまくいっていない、エラーの状態があるというのは確認ができますので、そのあたりは確認ができますけれども、電源がどれくらい入っているのかというのはある程度の数でしか分からないです。

電源が入っていないのは、自ら切られているのか、それとも家自体の電源が入っていなくて空き家状態なのか。正直言うと、発災の後、実際には住んでいないんだけれども音声告知端末だけが置いてあるというそういう状況も見受けられましたので、この後はそういった状況も確認をすることが一旦必要かなというふうに考えております。

○議長（笹川広美議員）　角議員

○４番（角　久子議員）　これというのは大変あれなんですけれども、区なりどこかに仕事は与えてしまうんですけれども、一度見回ってもらったほうがいいかなと私は思いました。そういうことで、よろしくお願いいたします。

次に、独り暮らし高齢者の終活支援はということで、１、65歳以上で高齢者世帯で単身世帯の割合と過去５年間の推移を教えていただきたい。２、エンディングノートはあるのかないのか。３、入院や老人ホーム入所の際の身元保証人についての現状と課題、町の対応支援策はあるのか。４番、身寄りのない単身世帯の方が亡くなった場合についての町の対応について、４点についてお伺いいたします。

日本の人口の年齢別比率の変化により超高齢化となり、雇用、医療、福祉などの様々な分野に影響を与えることが予想される2025年問題については、昨年お話をさせていただきましたが、さらにその先、2030年、2050年、平均寿命を超えた多くの高齢者が亡くなっていくという多死社会を迎えていきます。私もそのうちの一人となるでしょう。

それはさておいて、二世代、三世代同居の時代から核家族化が進む中、総務省の調査によると、単身高齢者はこの20年で倍増しているということです。さらに、結婚しない方や離婚者の増加などを考えると、2040年には約

900万人に達する見込みとされています。

そのような時代背景の中、単身の方が自宅で倒れ、病院に運ばれたり不幸にも亡くなられた場合、これまでＮＴＴの１０４により警察や病院が親族などの連絡先を調査できていたものが、固定電話が減ったことなどの理由により困難なケースが増加し、その結果、引取り手のいない無縁遺骨となるようです。

こうしたことが起こらないよう、厚生労働省は2018年、人生の最終段階における医療やケアについてガイドラインを公表。最後まで本人の生き方が尊重される医療ということで「人生会議」という愛称をつけ、元気なときに自分の意思をその都度書いておくという、そんなエンディングノートというものがあるようです。毎年11月30日を、いいみとり、みとられの意味を込め、「人生会議の日」と定めているようです。

そんなエンディングノートがうちの町にあるのかないのか。

次に、入院や老人ホーム入所の際の身元引受人について。

私が昔、入院したときに連絡先を記入する欄があり、旦那さん以外を書いてくださいと言われました。

もしかして今でもそのようなことがあるようでしたらと思って確認しますが、身元保証人についての現状と課題について町の対応支援は何かあるのか。また、身寄りのない単身世帯の方が亡くなった場合についても町の対応はあるのか、お聞かせ願います。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　独り暮らしの高齢者の終活支援についてのご質問にお答えします。

まず、１点目の65歳以上の高齢者世帯で単身世帯の割合と過去５年ほどの推移についてですが、国勢調査によりますと、当町の高齢者の単身世帯数は年々増加し、平成12年では395世帯でした。令和２年には856世帯と20年で倍増になり、高齢者人口のおよそ15％が単身世帯という状況であります。

過去５年間の推移につきましても同様に増加傾向にあり、今後も増加するものと思われます。

次に、２点目のエンディングノートについてであります。

エンディングノートとは、自分の老後や亡くなったときに備え、お葬式やお墓、遺言、相続、介護の希望や自分の思いなどをまとめたノートとなります。

町では独自のエンディングノートは作成しておりませんが、高齢者自らがこれからの人生をどこでどのように過ごしたいか、事前に希望や考えを周囲に伝えておくＡＣＰ（アドバンス・ケア・プランニング）、いわゆる人生会議の取組を推進しております。

人生会議とは、自分が大切にしていること、自分はどう生きたいかなどの思いや終末期の医療や介護のことなどを本人、家族、医療従事者などと話し合うプロセスのことをいいます。

当町では、中能登町在宅医療介護連携を考える会、あじさい会で人生会議のハンドブックを作成し、町ホームページへの掲載や出前講座などで普及啓発を行っております。

なお、エンディングノートにつきましては、今後、町と包括連携協定をした保険会社のご協力をいただき、必要に応じて提供できる体制を整えていきたいと考えております。

３点目、４点目につきましては、この後、担当課長より説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（笹川広美議員）　田畠長寿福祉課長

〔田畠洋子長寿福祉課長登壇〕

○田畠洋子長寿福祉課長　それでは次に、３点目の入院や老人ホーム入所の際の身元保証人についての現状と課題、町の支援策につきましては、高齢化や単身世帯の増加が進む中、入院や入所の際の身元保証人については深刻な問題となってきております。

医療や介護の現場では、身元保証人や身元引受人などの保証人が求められていますが、その内容は施設や病院ごとに異なっており、明確ではないのが現状かと思われます。

実際には、本人の判断能力や生活背景を考慮しながら病院のソーシャルワーカーや施設の相談員などが個別に対応しており、必要に応じて町が親族と連絡を取れるよう協力したり、成年後見制度の活用などを勧めております。

次に、４点目の身寄りのない単身世帯の方が亡くなった場合の町の対応につきましては、身寄りがなく葬儀を執り行う人がいない場合は、市町は戸籍から親族を探してご遺体の引取りや火葬を依頼します。

まれに故人の近隣住人や入居施設が葬儀を引き受けてくれる場合もありますが、親族が一切居ない場合やご遺体の引取りを拒否されてしまった場合には、市町がご遺体を引き取り、法律に基づいて火葬や埋葬を行うこととなっております。

当町では、これまで、町が火葬し、その後、親族が遺骨を引き取ったケースや、裁判所の審査待ちで半年以上遺品等を預かったケースはありますが、遺骨等の引取り者が不明な案件はありませんでした。

町といたしましては、今後起こり得る一連の対応について体制を整える必要があると考えております。

また、個人の備えとして、元気なうちから自分自身の葬儀やお墓、遺産や遺品の整理などについてできる限りの準備をしておくことが大切かと思います。例えば、身元保証サポートを行う法律事務所などに相談するなど、死後の各種手続や遺産の整理を司法書士や行政書士に代行してもらう死後事務委任契約を結んでおくことも安心かと思います。

町といたしましては、引き続き終活や成年後見制度についての普及啓発を図ってまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（笹川広美議員）　角議員

○４番（角　久子議員）　つい何かむなしくなっちゃって。すみません。

死後の行政委託の委任とかそういったことを聞いてちょっと安心したんですけれども、なかなかそこまで気が回らないというか、独り暮らしの方って物すごく日々格闘しているんですよね。自分なりに。そういった方があまりに身近においでるので、ごめんなさい、ちょっと。

あじさい会で人生会議のハンドブックというものがありましたが、あのハンドブックはとても分かりやすく、ご自身が望む生活が選択できるというものであって、そういうものがあるということがうれしかったのと、そういったものをもう少しＰＲしていただければ安心かなと思いました。

ちょっと言葉が詰まってしまいました。すみません。

次へ行きます。

次に、防犯カメラの設置対策について。

地域住民や子供たちの安心・安全な環境づくりの一つとして、防犯カメラの必要性についてお聞きします。

各小学校、中学校は入っているようですが、あとはどこに入っているのでしょうか。

田舎でも物騒なことが発生しております。以前、車荒らしがあったり、鍵をかけていなかったのも悪いのですが泥棒に入られたりしてさんざんな目に遭ったことがありました。また、被災した家々にも入られたり、本当に物騒な話です。

不審者情報もよく耳にします。不審者、犯罪者は防犯体制の弱い地域を狙うとあるテレビで言っていましたが、本当にそう思います。

そこで、防犯カメラの普及率も年々高まっているようですが、中能登町の設置状況と、今後の課題として何か考えていることはある

のでしょうか。また、支部などで設置したいというお話がありますが、そうした地域などに補助などは考えられないのでしょうか。通学路にも１つや２つはあってもよいのではと思うわけですが、そうしたことを考える余地はないのでしょうか。お聞かせ願います。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　防犯カメラ設置対策についてのご質問にお答えします。

まず、１点目の防犯カメラの設置状況につきましては、町内小中学校及び保育園、行政サービス庁舎、図書館、道の駅など公共施設に設置されています。

防犯カメラ設置に係る課題としては、個人情報やプライバシー保護に十分注意しなければならないことや、画像データの適切な取扱いなどが挙げられます。また、防犯カメラ自体に犯罪の抑止効果はあるものの、直接の犯罪行為を防ぐものではないこともご承知いただきたいと思います。

次に、２点目の防犯カメラの設置に対する助成につきましては、設置に関する条件やルールを定めた上で、地区と協議し検討したいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（笹川広美議員）　角議員

○４番（角　久子議員）　よく分かりました。

かなり公共施設に入っているので安心はしたんですけれども、何かあってからでは遅いので、安全・安心のために地域あるいは通学路、先ほど言いましたように１つや２つはあってもいいのかなということで再度お願いして、私の一般質問を終わります。

◎散　　会

○議長（笹川広美議員）　以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

午前11時44分　散会

令和７年２月28日（金曜日）

○出席議員（11名）

１番	木下智治 議員	７番	尾田良一 議員
２番	三浦克欣 議員	８番	土本 稔 議員
３番	合田 宏 議員	９番	笹川広美 議員
４番	角 久子 議員	10番	南 昭榮 議員
５番	澤 良一 議員	11番	甲部昭夫 議員
６番	古玉いづみ 議員		

○欠席議員（１名）

12番　坂井幸雄 議員

○説明のため出席した者

町長	宮下為幸	長寿福祉課長	田畠洋子
教育長	林 大智	健康保険課長	山辺浩久
参事兼総務課長	横井正之	土木建設課長	笹谷 学
参事兼生活環境課長	田中 智	農林課長	藤岡桂一
企画情報課長	岩田 正	学校教育課長	清酒秀樹
会計管理者兼住民窓口課長	宮川清美	生涯学習課長	木幡嘉広
税務課長	土屋金蔵		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山　本　　貴	書　　記	北　野　勝　之
議会事務局長補佐	神　保　悦　子		

○議事日程（第４号）

令和６年２月28日　　午後３時00分開議

日程第１　報告第12号　専決処分の報告について（令和６年度中能登町一般会計補正予算）

日程第２　議案の訂正について

日程第３　議案の撤回について

日程第４　議案第53号　中能登町立学校教育振興基金条例の制定について

議案第54号　刑法等一部改正法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

議案第55号　中能登町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第56号　中能登町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第57号　中能登町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第58号　中能登町立保育園条例の一部を改正する条例について

議案第60号　中能登町老人福祉センター条例の一部を改正する条例について

議案第61号　中能登町営住宅条例の一部を改正する条例について

議案第62号　中能登町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第63号　中能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に要する費用徴収条例の一部を改正する条例について

議案第64号　中能登町学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について

議案第65号　令和６年度中能登町一般会計補正予算

議案第66号　令和６年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第67号　令和６年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第68号　令和６年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第69号　令和６年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算

議案第70号　令和６年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第71号　令和６年度中能登町水道事業会計補正予算

議案第72号　令和６年度中能登町下水道事業会計補正予算

議案第73号　令和７年度中能登町一般会計予算

議案第74号　令和７年度中能登町後期高齢者医療特別会計予算

議案第75号　令和７年度中能登町介護保険特別会計予算

議案第76号　令和７年度中能登町国民健康保険特別会計予算

議案第77号　令和７年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算

議案第78号　令和７年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算

議案第79号　令和７年度中能登町水道事業会計予算

議案第80号　令和７年度中能登町下水道事業会計予算

（委員長報告・質疑・討論・採決）

（追加日程第１）

議案第81号　中能登町課制条例及び中能登町議会委員会条例の一部を改正する条例について

議案第82号　工事請負契約の締結について
（６災5370号中能登町公共下水道（鹿島中部処理区）管渠１工区災害復旧工事）

議案第83号　和解及び損害賠償の額を定めることについて

同意第４号　教育長の任命について

同意第５号　監査委員の選任について

（提案理由説明・質疑・討論・採決）

午後３時00分　開議

◎開　　議

○議長（笹川広美議員）　ご苦労さまです。

12番　坂井幸雄議員から入院のため欠席届が提出されていますので、報告します。

ただいまの出席議員数は11名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案の上程

○議長（笹川広美議員）　日程第１　報告第12号　専決処分の報告についてを議題とします。

◎提案理由説明

○議長（笹川広美議員）　町長から専決処分の説明を求めます。

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長　本日、追加提案いたしました専決処分の報告につきまして、その概要をご説明いたします。

報告第12号　令和６年度中能登町一般会計補正予算の専決処分につきましては、令和７年２月17日からの大雪に伴い、町内一斉除雪を実施したことにより、今後の除雪に係る経費が不足することから、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ192億4,220万7,000円とし、令和７年２月21日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第２項の規定により議会に報告するものであります。

以上、本日追加提案いたしました専決処分の報告につきまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（笹川広美議員）　町長の専決処分の説明が終わりました。

この報告は、地方自治法第180条の規定による報告事項であり、承認、議決を要するものでないことを申し添えておきます。

◎質　　疑

○議長（笹川広美議員）　これより、報告第12号について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ないようであります。

以上で報告を終結します。

◎議案の上程

○議長（笹川広美議員）　日程第２　議案の訂正についてを議題とします。

◎訂正理由説明

○議長（笹川広美議員）　町長から訂正理由の説明を求めます。

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長　本定例会議に提案いたしました議案第65号　令和６年度中能登町一般会計補正予算の訂正についてご説明いたします。

さきの除雪に係る経費の専決処分を行ったことにより、議案第65号　令和６年度中能登町一般会計補正予算の訂正をするものであり、補正前の額及び補正後の額ともに専決補正額分が増額となることから、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ192億4,552万4,000円とするものであります。

また、これに伴い、第１表歳入歳出予算補正につきましては、歳入では、第18款繰入金が、歳出では第８款土木費が専決補正の科目であるため、補正前の額及び補正後の額について4,500万円の増額となっております。

以上、訂正いたします議案についてご説明申し上げましたが、議員各位におかれまして

は、慎重なる審議の上、本議案の訂正につきましてご許可を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（笹川広美議員）　町長の説明が終わりました。

◎質　　疑

○議長（笹川広美議員）　これより、議案第65号の訂正について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ないようであります。

これで質疑を終結します。

◎採　　決

○議長（笹川広美議員）　これより採決を行います。

ただいま議題となっております議案第65号

令和６年度中能登町一般会計補正予算の訂正について、許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第65号の訂正については、許可することに決定しました。

◎議案の上程

○議長（笹川広美議員）　日程第３　議案の撤回についてを議題とします。

◎撤回理由説明

○議長（笹川広美議員）　町長から撤回理由の説明を求めます。

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長　議案第59号　中能登町体育施設条例の一部を改正する条例につきましては、撤回につきましてご説明をいたします。

本議案を撤回する理由につきましては、施設の名称変更について、内容を精査し、再考するためであります。

本議案につきましては、今定例会議において変更する施設名称の妥当性や関係団体との事前協議が不足していたなどのご意見やご指摘があったことから、深い思慮が足りなかったことに気づくに至りました。

こうしたことから、スポーツ協会等と改めて協議をした上で再考すべきと考えるに至ったところであります。

このような事態に至りましたことをおわび申し上げますとともに、本議案の撤回につきましてご許可を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹川広美議員）　町長の説明が終わりました。

◎質　　疑

○議長（笹川広美議員）　これより、議案第59号の撤回について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

５番　澤　良一議員

○５番（澤　良一議員）　今ほど第59号、撤回された説明がございました。以下、４点についてお伺いします。

第１番目ですが、今回のこの名称変更のことについて、まずお尋ねします。これは議案として上程をされたわけなんですが、この議案を上程するまでに至るプロセスと、それからそのプロセスの中でどこで教育長と町長が関わられたか。まずそれを教えてください。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　一般質問の前にそういう話が出まして、これはちょっと対処せんなんねということで話をしました。お話ししました。

そういう中で、私、生涯学習課の前の課長からも昨年そういう話を聞いておりまして、事前に話がついているのでというようなこと

を聞いておりましたし、今回、南さんの鍵の問題でそういうことが事前に分かりまして、それはまずいやろうというような話をしていました。

そういう中で、今回、体育協会のほうからもいろんな話が出てきまして、体育協会をないがしろにしているんじゃないかというようなことで、それなら再度もう一回取り下げて、議会にもう一度お話をしないと駄目じゃないかなということで、取下げのことを決意をしたわけであります。

○議長（笹川広美議員）　澤議員、この質疑は３回までという制限がありますので。

○５番（澤　良一議員）　そういうルールがあるんですか。

○議長（笹川広美議員）　はい。それですので、先ほど……。

○５番（澤　良一議員）　それでは、これは質問じゃなくて、私の聞いている、プロセスをまず聞いています。プロセスを教えてください。

○議長（笹川広美議員）　これは２回目の質疑。

○５番（澤　良一議員）　違います。私の１回目の質問が、もう一回言いますよ。議案にここで上程するまでの、最初からここへ上げるまでのプロセスを教えてくださいと町長に言ったんです。まずプロセスを教えてください。

そのプロセスと、さっき行った町長と教育長が関わったのはどこのプロセスか。

これが１番目です。

○議長（笹川広美議員）　すみません。もう一度確認をさせていただきますが、最初、澤議員、５つほどお聞きをしたいというふうに発言をされておりました。この質疑、３回という制限がありますので、それを踏まえた上で質問を行ってください。

○５番（澤　良一議員）　１番目の質問に答えておらんから。

○議長（笹川広美議員）　じゃ、１回目の質問の答弁ということで、宮下町長、お願いいたします。

宮下町長

○宮下為幸町長　昨年からそういう話が出ていまして、前に亡くなられた林議員がいたときから、そういう武道館という名前がなくなるということで懸念をしていたわけですが、体操しか使えない施設になると解釈されることから、いろんな面で、金丸小学校が傷んで体操競技ができない。そして体操競技の場合は、ある程度固定するところが必要ですので、それを鳥屋武道館にということで、話を議会のほうでも多分先にさせていただいていると思います。

そういう中で、事前にそこを使っていた競技の人、空手にしろ居合道にしろ、そういう協会の方に事前にまだたくさん使うところがありますよということで話をしていたわけですが、いや、ここのほうがいいということで、練習を畳の上で多分していただいたと思います。その畳の上では、ある程度床のほうがいいということで聞いておりましたので、床の上でやっていきたいということも聞いていました。

実際、体操クラブが練習している中で、隅で練習をしていたということを聞いておりますので、そういう中で今回、事前に承諾されているものということで、そこで体操と居合道の方が多分練習をしていたと思います。

それも床でないと都合が悪いということで言われていたということを聞いておりましたので、そういう中で、南議員と居合道の方が武道館へ行かれて、その中でいろんなことがあったということも聞いておりますし、そういう一応過程的には、プロセスとしてはそういうふうに、町としては、そこでそのまま体操競技も居合道もしていただくということに決めていたわけですが、鍵の問題でいろんなことで迷惑をかけたということもありますの

で、これからはもう一度、スポーツ協会と体育協会と話をしながらやっていく必要性があるんじゃないかなということで、そういうことになってきて現在に至ります。

○議長（笹川広美議員）　澤議員

○５番（澤　良一議員）　町長、何度も恐縮ですけれども、町長がお話しされたのは、不具合の最終段階の話なんです。それは知っている。分かっている。

ですからもう一回言いますよ。これは再質問じゃないですよ。この議案第59号を出されたわけです。議会へ、町長。最終的にはこの場面で討議するわけですけれども、そこに至るプロセスなんです。それを聞いているんです。

もし町長があれだったら、誰か分かる課長でも分かりやすく説明してもらえませんか。２番目へ行けない。

今困っている状況、それは分かります。その前の仕組みのことを聞いている。

○議長（笹川広美議員）　木幡生涯学習課長

○木幡嘉広生涯学習課長　澤議員のご質問にお答えいたします。

今回、議案第59号を上程するに当たってのプロセスということで、原稿がちょっとあれなんですが、ざっくりとした日でなるんですが、昨年末に今議案を上程するための決裁、起案を起こしております。起案の決裁が完了したのが年明け、１月初旬になります。

申し訳ございません。起案日が６年12月27日で、決裁の完了日が令和７年１月７日となっております。

その後、今回、町長選挙があるということで、通常の３月定例会という日程が早まっております。ということで、まずは１月の中旬に開催された教育民生常任委員会、こちらのほうにまずはこういう議案を上げたいというお話を出しまして、議論をさせていただいております。

そこからは、これまで今回の議会に至る経緯なので説明のほうは省略させていただきますが、プロセス的にはそういう流れとなっております。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　澤議員

○５番（澤　良一議員）　これはまだ１回目ですけれども。そのプロセスと、町長と副町長が関わったプロセスを、どこのプロセスかさっきから聞いている。

○議長（笹川広美議員）　澤議員、これ再質問となりますので。２回目です。

○５番（澤　良一議員）　カウントが好きやね。

誠に失礼ですけど、私がお聞きしているのは、一般質問でもお話ししましたけれども、仕組みがあるのかないのか。あってもその運用がどうかということで、ずっと私、一般質問でお聞きしている、町長に。それは防災の関係で聞いたけれども、これも一緒なんですよ。仕組みがどうなっているかということなんです。プロセス。それに対してどうしたかということを聞きたいもので、お話を分かりやすく聞いているんです。

３回目とかそんなことばっかり議長は言うんだけどね。分かりました。次へ行きます。

そういうことで、決裁が１月７日に終えているんですね。町長。決裁をされた根拠は何ですか、町長。オーケーした根拠。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　事前にその打合せが、要するに体操競技じゃなくてほかの居合道の人との事前の協議が済んでいるということを聞いていましたので、決裁をしたということです。

○議長（笹川広美議員）　最後ですね。澤議員。

○５番（澤　良一議員）　そうすると、３回目、これ以上聞きません。いっぱいあるんですけど。なぜかといったら、もう少ししっかり仕組みをつくって、仕組みを守って、駄目

なら変える。そういうことをやっていかなければ駄目ですよ。町長の今の答弁で、何でかといったら、３回目で次聞けないんですよ。こういうことも変えていかなきゃいかんと思う。活性化委員長、頼むね。

町長がさっきおっしゃった取り下げた理由ですよね。その理由というのは非常にシンプルですよ。決裁をしたときに何でそのことが分からなかったんですか。町長は責任者として決裁をされたわけですよ。そして今日に至って最終日に取り下げたんですよ。

その間にいろんな教育民生もやっているし、それから皆さんの中でやっているかもしれんし、課長もいろいろ悩んでやられたんですよ。多分、撤回というか取り下げるまでに、課長も担当の皆さんもみんな苦労したんですよ。町長。今もそうですよ。ここでこんな議論をしているんですよ。

なぜかといったら、そのことが、町長、町民からしたら、そんなこと最初から分かっていることじゃないかということですよ。そんな難しい今の根拠、何でしたっけ。名前の変更について再考した。これが今日の１発目の答えですよ。そのことって、こんなみんなの時間や労力を費やして議論として議会もやった。私は教育民生じゃないけど多分議論したと思うんですよ。そして結果がこういうことだとすれば、もっと早くそういうことができなかったかなと思うんです。

町長、決裁をしたときの今の理由を、名前について再考した。要するに専用は取ったけど体操競技という名前が誤解を招くからということだと思うんですよ。

だって、そんなことは、町長、上がってきたときにそれを思われなかったんですか。思われないとすれば、今、何で簡単に撤回するんですか。ほかの人が言ったからですか。

最後の質問なので、これ以上するなというのでやめますけど、その撤回に至ることと、最初に上程したときの町長の思いと、どこがどう違ったんですか。それを教えてください。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　さっきも何回も言うように、決裁のときには事前にほかの団体との話ができているということも聞いておりましたので、そう聞けば、私も話はちゃんとできとるんやろうなという気持ちでおりましたし、その辺、議会に議案を出した以上は議決権は議会にあるので、議案が通らないと私らもいろんな面で、聞いているところによると教育民生は全会一致で可決したということを聞いております。また本会議場で、そういうことになるということも頭の中にもありましたし、もっと丁寧に話をして、皆さんで、こういう取り下げについては議会の許可を得なければならないという規定がされていないので、その辺、安易な気持ちでおったのかも分かりませんし、その辺は今後、慎重にやっていく必要があるんじゃないかなということを思います。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　澤議員。

○５番（澤　良一議員）　３回目の質問じゃありませんよ。

町長、申し訳ないが私の質問とちょっと違っています。私がお聞きしたのは、最初の決裁をしたときの根拠と、それから撤回するときの根拠の相違はどこから来たんですかと聞いている。

○議長（笹川広美議員）　もう３回は終わったんですが、町長、答弁してください。

○宮下為幸町長　決裁の根拠は、先ほどから何回も申し上げているとおり、事前にそういう話合いができているというようなことを聞かされていたので、私は決裁をしたということです。それだけです。

○議長（笹川広美議員）　澤議員。

○５番（澤　良一議員）　分かりました。もう質問できませんけど、今一つ分かりまし

た。町長へ間違った情報が行っていたということですね。そういうふうに話合いができたと思っていたと。そうなんでしょう。

だけど先ほどの話だったら、その話合いができておらんので、これからすると町長はおっしゃった。だけどそれは、町長は決裁をしたとき、その話合い、いろんなトラブルやなんか、そのことは解決済みだと思っていたので判こを押したと。今そうおっしゃっているんです。

とすれば、その中の情報を正確に町長に伝えなかったというそっちの問題ですよね。そういうふうになる、課長。

これ以上聞けんから聞くなというから聞きませんけど、結論とすれば、そういうことは町長しっかりやってください。結論とすれば本当にちゃんとやったのかと。ましてその前からも、去年の６月に林議員が質問したじゃないですか。それから半年以上たっているんですよ、このことは。

鍵のことも私は本当は言いたいんですよ。日誌のことも言いたい。だけどそんなことは許可が出んから聞けないんです。全くアウトルールですよ。全然守ってないんですよ。そのことすら多分、町長は御存じないんです。なぜか。あのときに林議員の一般質問が終われば、それで終わったと思っている。何もできてないんですよ。その結果、今回これが出たときに、町長はそのことができていると思ったから判こを押しましたと言っている。

だからその事実からすると、中の内部のコミュニケーションが取れておらんということです、町長。そうでしょう。だからそれは、このことに及ばず、ほかのいろんなことがこれから出ますけれども、やっぱり町長きっちりやってくださいよ。それをやらないと、いろんなところで、見えないところでずれてきますよ。余分な職員も、それから議会の運営も、町政についてもいろんな仕事が増える。そういうことのないように、町長しっかりリーダーシップを持ってやってください。

終わります。

○議長（笹川広美議員）　木幡生涯学習課長

○木幡嘉広生涯学習課長　今ほど澤議員のほうからいろいろとご指摘のほうございましたが、若干話の内容が誤解されている部分があるのかなというふうに感じております。

今回こういった事態に至ったことについて、重ね重ねおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

私どもといたしましては、これまで一応関係団体の方々との協議も重ねてきているのも事実ですし、活動する子供たちがいるのも事実でございます。

ただ、先ほども述べておりますが、中能登町スポーツ協会さんとの話合いが漏れていたということにつきまして大変反省しております。

でありますので、そういったことで今回上程しました議案の中身につきましても、あくまでも施設名の変更という内容での上程でございます。ということから施設名の変更についての撤回のお願いをさせていただいているところでございます。

また今回この点につきましては、またいろいろと関係団体のほうと丁寧に会話をしながら進めていきたいと思いますので、ご了承願います。

このたびは誠に申し訳ございませんでした。

○議長（笹川広美議員）　ほかに質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ないようであります。

これで質疑を終結いたします。

◎採　　決

○議長（笹川広美議員）　これより採決を行います。

ただいま議題となっております議案第59号　中能登町体育施設条例の一部を改正する条例の撤回について、許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第59号の撤回については、許可することに決定しました。

議案の撤回が許可されましたので、本日の議事日程から議案第59号を抹消いたします。

◎各常任委員会委員長報告

○議長（笹川広美議員）　日程第４

これより、本定例会議から付託をしておりました議案第53号から議案第58号まで及び議案第60号から議案第80号までを一括して議題といたします。

以上の案件に関し、各委員会における審査の過程及び結果について各常任委員会委員長の報告を求めます。

最初に、総務建設常任委員会　甲部昭夫委員長

〔総務建設常任委員会委員長（甲部昭夫議員）登壇〕

○総務建設常任委員会委員長（甲部昭夫議員）　総務建設常任委員会における審査の過程並びに結果についてご報告いたします。

今定例会議で付託されました案件は議案５件であり、執行部からの説明を求め、慎重に審査をいたしました。

議案第55号　中能登町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、委員から、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を行うため、研修の実施や相談体制の整備、勤務環境の整備に関する措置を講じることとなっていることから、その具体的な内容について質疑があり、執行部からは、内容については３月中に検討して決めていくとの説明を受けました。

質疑終了後、討論、採決の結果、当委員会に付託されました議案５件については、全会一致で可決 いたしました。

なお、今回報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で総務建設常任委員会からの審査結果の報告を終わります。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　次に、教育民生常任委員会　古玉いづみ委員長

〔教育民生常任委員会委員長（古玉いづみ議員）登壇〕

○教育民生常任委員会委員長（古玉いづみ議員）　教育民生常任委員会における審査の過程並びに結果についてご報告いたします。

今定例会議で付託されました案件は議案６件であり、説明を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の過程における質疑、意見など、主なものについて申し上げます。

議案第53号　中能登町立学校教育振興基金について、委員から基金をつくる目的について質疑があり、基金の設置、管理、運用益金の処理、繰替え、基金の処分を明文化し、一般財源と区分けし、ふるさと応援寄附金など教育で使ってほしいという寄附者の意向に沿った財源として明確にするためとの説明を受けました。

次に、議案60号　中能登町老人福祉センター条例の一部を改正する条例について、委員から、ゆうゆうの入浴事業の取りやめについて質疑があり、入浴事業は取りやめるが、温浴施設検討委員会の答申を受け、将来的に全世代が利用でき防災機能も備えた入浴施設の設置の可能性も含めて検討していくとの説明を受けました。

討論、採決の結果、当委員会に付託されました議案６件については、議案第53号、58号、62号、63号、64号の５件については全会

一致で可決、議案第60号　中能登町老人福祉センター条例の一部を改正する条例については賛成多数で可決いたしました。

なお、今回報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で教育民生常任委員会からの審査結果の報告を終わります。

○議長（笹川広美議員）　次に、予算決算常任委員会　南　昭榮委員長

〔予算決算常任委員会委員長（南　昭榮議員）登壇〕

○予算決算常任委員会委員長（南　昭榮議員）　予算決算常任委員会における審査の過程並びに結果についてご報告いたします。

まず、今定例会議で付託されました補正予算に係る案件は、議案８件であり、執行部からの説明を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の過程における質疑、意見など、主なものについて申し上げます。

まず、議案第65号　令和６年度中能登町一般会計補正予算について、歳出、第８款土木管理費の石川県復興基金事業費、被災宅地等復旧支援事業１億1,813万9,000円の減額について説明を求めたところ、被災者からは宅地よりもまずは家の修繕を優先したいとの声が多く、また、業者に依頼しても順番待ちで修繕できないといった声もあるとのことで、当初見込んでいたものよりも大幅に減額することとなった。なお、来年度予算で再度予算化し、引き続き対応していくとの説明を受けました。

次に、議案第70号　令和６年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算、歳出、第１款ケーブルテレビ事業費、施設整備費の工事請負費2,171万4,000円の減額について説明を求めたところ、風力発電事業に伴う電柱の支障移設を計画していたが、支障移設の原因者から風力発電の機材を運搬するルートを変更したため支障移設の工事は実施しないと連絡を受けたことから予算を減額することとなったとの説明を受けました。

質疑終了後、討論、採決の結果、付託されました補正予算に係る議案８件は、全会一致で可決いたしました。

続いて、令和７年度当初予算に係る審議について、２月18日、19日、21日の３日間にわたり、執行部からの説明を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の過程における質疑、意見など、主なものについて申し上げます。

まず、議案第73号　令和７年度中能登町一般会計予算、歳出、第２款総務費、地方創生推進事業で、委託料700万円の共創プロジェクト情報発信プロモーション事業等について説明を求めたところ、行政と住民、企業が三位一体となり連携する事業で、共創コミッションを主体とし官民プラットフォーム化事業の共創リアル会議を開催し、全国から学生や企業を招聘し、若い発想等も取り入れ、問題の提起や解決方法を取り入れるなど、町民の皆様のまちづくりの考え方も取り入れながら進めていきたいとの説明を受けました。

同じく総務費、財産管理費の各庁舎の今後の施設管理について説明を求めたところ、旧鹿島庁舎の工損調査を再度実施し、解体した後、旧鹿西庁舎や旧鹿西武道館の工損調査、解体を計画しているが、しばらく時間はかかる予定であるとの説明を受けました。

次に、第３款民生費、石川県復興基金事業費の被災者見守り対策強化事業業務委託113万6,000円について説明を求めたところ、能登半島地震により被災した建設型仮設住宅やみなし型仮設住宅、公営住宅に入居している高齢者の単身世帯や高齢者のみの世帯、また、家族等と同居している方でも心臓疾患等の急性疾患を持っている方が安心して生活が送れるよう、急病や災害等の緊急時に相談センターへ通報できる緊急通報装置を設置する

ものとの説明を受けました。

次に、第７款商工費、観光費の道の駅管理運営事業費、行政事務包括委託330万円について説明を求めたところ、町の観光のＰＲや観光協会の事務に携わっている事務員の人件費であるとの説明を受けました。

委員からは、観光協会の事務にも携わっているのであれば、人件費の一部を観光協会も負担すべきではないかと質疑があり、今後、観光協会と協議していきたいとのことでした。

次に、第10款教育費、学校教育事務局費の奨学生資金給付において、町在住の高校生への支援のさらなる拡充について検討してほしいとの意見がありました。

同じく、教育費、中学校管理費において、中能登中学校体育館の空調設備設置において、早急に検討してほしいとの意見がありました。

同じく、教育費、社会教育施設管理運営費のカルチャーセンター等費3,112万2,000円について説明を求めたところ、建物全体の空調設備の不具合により施設利用に制限をかけているが、施設の方向性も踏まえながら、会議室等については個別のエアコンを設置する等、修繕方法を検討し、施設を再開していきたいとの説明がありました。

次に、議案第75号　令和７年度中能登町介護保険特別会計予算、第３款地域支援事業費の一般介護予防事業費において、新規事業の介護予防ポイント事業について説明を求めたところ、介護予防ポイント事業は、参加者が固定化したり減少傾向が見られることから、高齢者への介護予防の主体的な取組を促す手段として、地域つながりサロンや百歳体操など町の介護予防活動に参加することでポイントを付与し、たまったポイントで商品券と交換できるものである。

なお、介護予防活動に参加しているお世話をする方も対象となるものである。また、ｅスポーツを活用した認知症予防事業を取り入れることで男性の参加者も増やしていきたいとの説明を受けました。

次に、議案第79号　令和７年度中能登町水道事業会計予算、収益的支出、営業費用の上下水道料金審議会委員報酬19万2,000円が計上されていることから、審議会について説明を求めたところ、令和４年度の上下水道料金改定後は、経営状況等を踏まえ、３年ごとに料金の検証や分析を行い、審議された内容は公表していくとの説明を受けました。

質疑終了後、討論、採決の結果、付託されました当初予算に係る議案８件については、全会一致で可決いたしました。

最後に、当初予算全般について申し上げます。

予算書の付表である給与費明細書において、数値の誤りがあり訂正について報告がありました。今回は予算額に影響はなかったものの、予算の積算の基礎となることから、今後は徹底した確認を行い提出することを求めます。

町の財政状況は、依然として厳しい状況が続きますが、予算の執行においては、行政経営の効率化や事業の財源確保などの諸課題に取り組み、最小の経費で最大の効果を上げられるよう、今後も持続可能なまちづくりの実現のため各事業を的確に遂行されることを望みます。

当初予算については、骨格予算を基本とし、能登半島地震からの一日も早い復旧と復興事業を目指し、安心で安全な生活が送れるよう、町民の皆様に寄り添いながらきめ細かな事業を実施するよう要望します。

なお、今回報告しました結果は、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で予算決算常任委員会からの報告を終わります。

○議長（笹川広美議員）　以上で各委員会の

委員長報告が終わりました。

◎質　　疑

○議長（笹川広美議員）　これより、各委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑のある方はご発言願います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ないようであります。

これで質疑を終結いたします。

◎討論、採決

○議長（笹川広美議員）　これより、議案第53号　中能登町立学校教育振興基金条例の制定から議案第60号　中能登町老人福祉センター条例の一部を改正する条例までについて一括して討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

２番　三浦克欣議員

○２番（三浦克欣議員）　私は、議案第60号　中能登町老人福祉センター条例の一部を改正する条例についてに反対の立場を取らせていただきます。

入浴機能を取りやめ、機能回復訓練室を整え、センターをこの４月より再開するという改正ですが、まず、利用されていた主に鳥屋地区の住民の皆様に対しきちんとコンセンサスが取れているのかという疑問が残ります。

１年前、温浴施設検討委員会が立ち上がるとき、集約イコール廃止が前提での検討会にならないようにとお願いしておりました。１年間検討され答申が出されましたが、老人福祉センターは建て替えまたは改修が必要とのことで、委員会の場で執行部は、この答申を踏まえ、今後検討しつつ方針を決定していくということでした。

しかしながら、いきなり入浴施設取りやめはいささか乱暴ではないかと思いました。公共施設の統廃合は町にとって喫緊の大きな課題であるのは十分承知しておりますが、それにより住民の皆様のサービスの低下につながっては本末転倒となります。入浴希望者については健康ハウス憩への送迎を行うということでしたが、では、憩の入浴施設が何らかの理由で休止せざるを得ない状況になった場合はどう対応するのでしょうか。よくボイラーなどが故障して長期間休止していたこともあるというふうに思います。

また、防災の観点からしても、老人福祉センターゆうゆう周辺は防災支援拠点にもなっており、私が一般質問でも提案しましたＴＫＢ、トイレ、キッチン、ベッド、そしてプラスＢというふうに私は申し上げましたが、Ｂはバス。発音がよく分かりませんが送迎用のバスではない入浴のバスです。出す、食べる、寝る、リフレッシュがこれから支援拠点の未来図だと考えます。

以上の理由で、新しい温浴施設のめどが立っていない中での入浴施設取りやめは結論が拙速過ぎるのではないかということで、反対の立場を取らせていただきます。

○議長（笹川広美議員）　次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ないようであります。

次に、議案第61号　中能登町営住宅条例の一部を改正する条例から議案第80号　令和７年度中能登町下水道事業会計予算までについて一括して討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

２番　三浦克欣議員

○２番（三浦克欣議員）　連続して申し上げます。

議案第64号　中能登町学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について、賛成の立場でお話しいたします。

１月の保育料無償化に続いて、学校給食費の無償化に踏み込んだ町長をはじめ執行部の英断に敬意を表したいと思います。

今回いわゆる経済的支援は、子育て世代のご家庭にとって大変ありがたいことだというふうに思います。

しかしながら、その一方では、では、その財源はどうするのかという大きな課題が残ります。財政計画によると、肥大化する歳出予算の抑制、つまり歳出の削減が第一となっている中での決断でありました。必要な歳出は行う。無駄なものは削減していくのが理想であります。

今後、地方の市町が生き残っていくための財政運営は、歳出削減から稼ぐ自治体への脱皮が必要だというふうに考えます。削減第一では内向きというか閉塞感があり、未来が見えにくいというふうに考えます。今回の無償化の決断を機に、来年度以降、稼ぐための具体的なアプローチを進めていっていただきたいという思いも込めて、賛成といたします。

○議長（笹川広美議員）　次に、原案に反対者の発言を許します。

５番　澤　良一議員

○５番（澤　良一議員）　私は、議案第73号令和７年度中能登町一般会計予算に反対の立場で討論をいたします。

初めに今回の反対討論についてですが、単に防災会議を経ず防災計画を作成したという反対ではございません。震災後、一度も防災会議は開かれませんでした。そして今回の見直しとなったんですが、最終的なこの前の見直しは令和５年の３月でした。その後、震災を受け受けました。令和６年度ですが、一回も開かれませんでした。そして今回の修正という場面を迎えております。

したがいまして、今回の見直し、修正というものに対しては、議会条例にははっきり言ってあるんですが、第２条の１項に中能登町議会は次に掲げる云々とあります。そこに仕事が書いてあるんです。中能登町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。中能登町防災会議の役割なんです。それが令和６年度もやってません。やれませんでした。そして今度できた。仮にやらなかった理由があるにしても、今回できたときに、まず条例からすると、防災会議がその指示を出さなければ駄目なんです。条例によると。

私は先般の予算決算常任委員会で、この件について1,089万が出たときに確認したんですけど、防災会議は開かれましたかと。開いてないと。

ですからそういう場面で、私は最終的にいわゆるこのルールを結果的には守らずしてやることのリスク、それと逸失利益等々を考えると、私は反対せざるを得ません。

以下に次、具体的に申し上げます。

１番目、不透明で説明責任を果たせない予算です。来年度当初予算には多くの不透明な計上が含まれております。特に防災計画修正業務に防災会議を開かずに1,089万円を計上したことは非常に重大な問題です。

防災計画は住民の命を守る重要なものですが、関係機関や住民の意見を聞かずに修正するのは手続として不適切です。

町長は、２月26日の私の防災システムの構築と運用についての一般質問に対して、危機意識の甘さと防災計画の周知の不徹底ということを反省されました。しかし、今回のこの事案は、システムを無視とは言わないけど守られなかった。何らかの理由で。そういうことからすると、町長の反省はどこにあるのか

なという気がします。

２番目、住民の意見が反映されない予算編成。予算は住民の意見を反映し、公平に編成されるべきですが、今回は住民や関係機関との協議が不十分なまま今回の予算計上されております。防災計画だけでなく、例えば避難ルートや防災体制の見直しも住民の意見を聞かずに進めるのは問題だと思います。

また説明不足のまま進めれば、後に追加修正が必要になり、さらなる予算が必要となる可能性もあります。これでは住民の納得が得られる予算とは言えません。防災計画の策定に住民や防災会議のメンバーとの話合いは不要なのでしょうか。

３番、予算の優先順位と財政運営の問題についてです。この防災計画の修正に先ほど言いました1,089万円が計上されております。内訳は不透明。この金額の1089の金額の根拠は何なのか。また、具体的にどのような業務を業者に委託するか分かりません。よって、1,089万円の妥当性も判断しようがありません。

町の限られた財産を有効に活用するには、本当に必要な事業に適正な予算を配分することが不可欠です。しかし今回の予算案には優先順位が不明確なまま計上されたものも多く、財政運営の観点からも疑問が残ります。

本当は幾つかお話ししたいんですけど代表的にこのことを言っています。

町の予算は住民の大切な税金です。だからこそ透明性を持って適正に編成されるべきです。住民の理解と納得を得るためにも、私はこの予算に賛成することはできません。

議員各位のご賛同をお願い申し上げ、私の反対討論といたします。

○議長（笹川広美議員）　次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ないようであります。

以上で討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第53号　中能登町立学校教育振興基金条例の制定について採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員）　起立多数であります。

よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員）　次に、議案第54号刑法等一部改正法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員）　起立全員であります。

よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員）　次に、議案第55号中能登町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定するこ

とに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員）　起立全員であります。

よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員）　次に、議案第56号中能登町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員）　起立全員であります。

よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員）　次に、議案第57号中能登町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員）　起立全員であります。

よって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員）　次に、議案第58号中能登町立保育園条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員）　起立全員であります。

よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員）　次に、議案第60号中能登町老人福祉センター条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員）　起立５名で賛成、反対が同数であります。したがって、地方自治法第116条第１項の規定により、議長が本案に対して裁決をいたします。

本案に対して、議長は、原案のとおり可決することに裁決します。

よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員）　次に、議案第61号中能登町営住宅条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員）　起立全員であります。

よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員）　次に、議案第62号
中能登町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について採決します。
お諮りします。
本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。
本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長（笹川広美議員）　起立全員であります。
よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員）　次に、議案第63号
中能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に要する費用徴収条例の一部を改正する条例について採決します。
お諮りします。
本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。
本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長（笹川広美議員）　起立全員であります。
よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員）　次に、議案第64号
中能登町学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について採決します。
お諮りします。
本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。
本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長（笹川広美議員）　起立全員であります。
よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員）　次に、議案第65号
令和６年度中能登町一般会計補正予算について採決します。
お諮りします。
本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。
本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長（笹川広美議員）　起立全員であります。
よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員）　次に、
議案第66号　令和６年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算
議案第67号　令和６年度中能登町介護保険特別会計補正予算
議案第68号　令和６年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算
議案第69号　令和６年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算
議案第70号　令和６年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算
議案第71号　令和６年度中能登町水道事業会計補正予算
議案第72号　令和６年度中能登町下水道事業会計補正予算
以上の議案７件について一括して採決します。
お諮りします。
本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。
本件は、委員長の報告のとおり決定するこ

とに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員）　起立全員であります。

よって、議案第66号から議案第72号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員）　次に、議案第73号

令和７年度中能登町一般会計予算について採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員）　起立多数であります。

よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員）　次に、

議案第74号　令和７年度中能登町後期高齢者医療特別会計予算

議案第75号　令和７年度中能登町介護保険特別会計予算

議案第76号　令和７年度中能登町国民健康保険特別会計予算

議案第77号　令和７年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算

議案第78号　令和７年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算

議案第79号　令和７年度中能登町水道事業会計予算

議案第80号　令和７年度中能登町下水道事業会計予算

以上の議案７件について一括して採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員）　起立全員であります。

よって、議案第74号から議案第80号は、原案のとおり可決されました。

◎追 加 日 程

○議長（笹川広美議員）　お諮りします。

ただいま宮下町長から、

議案第81号　中能登町課制条例及び中能登町議会委員会条例の一部を改正する条例について

議案第82号　工事請負契約の締結について

議案第83号　和解及び損害賠償の額を定めることについて

同意第４号　教育長の任命について

同意第５号　監査委員の選任について

の議案３件及び同意２件がそれぞれ提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第81号から議案第83号まで並びに同意第４号及び同意第５号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議事日程を配付しますので、暫時休憩します。

午後４時17分　休憩

午後４時17分　再開

○議長（笹川広美議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案の上程

○議長（笹川広美議員）　追加日程第１　議

案第81号から議案第83号まで並びに同意第４号及び同意第５号を一括して議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長　本日、追加提案いたしました議案につきまして、その概要をご説明いたします。

初めに、議案第81号　中能登町課制条例及び中能登町議会委員会条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、町の防災の強化を図ることから、新たに危機管理課を設置し、また、住民窓口課における窓口サービス業務の明確化及び強化を図ることから、出納部門を分離し会計課を設置するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第82号　工事請負契約の締結についてであります。

６災5370号中能登町公共下水道（鹿島中部処理区）管渠１工区災害復旧工事につきましては、１月27日に５社による指名競争入札を執行した結果、8,228万円で壁屋建設株式会社に落札を決定し、仮契約の締結をしたものであります。

次に、議案第83号　和解及び損害賠償の額を定めることについてであります。

これは、中能登町二宮地内で震災により下水道マンホールからあふれた汚水が水路から水田に流入したことで水稲の生育不良となったことから、賠償を行うものであります。

次に、同意第４号　教育長の任命についてであります。

今回、教育長の任期満了により、林大智氏を最適任者として引き続き任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和７年４月１日から令和10年３月31日までの３年間であります。

次に、同意第５号　監査委員の選任についてであります。

今回、中能登町監査委員の任期満了により、宮﨑正敏氏を最適任者として引き続き選任したいので、地方自治法第196条第１項の規定により議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和７年４月26日から令和11年４月25日までの４年間であります。

以上、本日追加提案いたしました議案につき、ご説明を申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なる審議の上、適切なる議決を賜たまわりますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（笹川広美議員）　町長の提案理由の説明が終わりました。

◎質　　疑

○議長（笹川広美議員）　初めに、議案第81号から議案第83号までの議案について一括して質疑を行います。

質疑のある方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ないようであります。

これで質疑を終結します。

お諮りします。

議案第81号から議案第83号までについては、会議規則第35条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第81号から議案第83号までについては、委員会付託を省略します。

◎討論、採決

○議長（笹川広美議員）　これより、議案第81号から議案第83号までについて一括して討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ないようであります。

以上で討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第81号　中能登町課制条例及び中能登町議会委員会条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員）　起立全員であります。

よって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員）　次に、議案第82号　工事請負契約の締結について（６災5370号中能登町公共下水道（鹿島中部処理区）管渠１工区災害復旧工事）について採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員）　起立多数であります。

よって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員）　次に、議案第83号　和解及び損害賠償の額を定めることについて採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員）　起立全員であります。

よって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員）　次に、同意第４号　教育長の任命についてを議題とします。

〔林大智教育長退場〕

○議長（笹川広美議員）　本案は人事案件でありますので、議会運営に関する申合せ事項第23項の規定により、質疑、討論、委員会付託を省略し、直ちに採決いたします。

これより、同意第４号　教育長の任命について採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　異議なしと認めます。

よって、同意第４号については、原案のとおり同意することに決定しました。

林教育長は入場してください。

〔林大智教育長入場〕

○議長（笹川広美議員）　ここで、林教育長から挨拶の申入れがありますので、これを許します。

〔林大智教育長登壇〕

○林大智教育長　議員の皆様の選任のご同意を賜り、誠にありがとうございます。責任の重さに身が引き締まる思いです。

能登半島地震元年、子供たちの防災教育に努め、文化施設の復旧に努め、町民のスポーツ振興、文化振興に努めます。

学校教育においては、現在、ＧＩＧＡスクールであったり、ＩＴ、新しい教育、働き方

改革、また、子供の中には不登校やいじめ、大きな問題があります。これらに一つずつ取り組み、子供たちがたくましく生きる町であるように、保護者の方が中能登に住んでよかった、教育するなら中能登町へ、そういった町にするように町とともに尽力してまいります。

よろしくお願いします。

○議長（笹川広美議員）　次に、同意第５号監査委員の選任についてを議題とします。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する申合せ事項第23項の規定により、質疑、討論、委員会付託を省略し、直ちに採決いたします。

これより、同意第５号　監査委員の選任について採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　異議なしと認めます。

よって、同意第５号については、原案のとおり同意することに決定しました。

◎散　　会

○議長（笹川広美議員）　以上で、本定例会議に付議をされました議案の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和６年度中能登町議会３月定例会議を散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後４時28分　散会

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

議　　長　笹 川 広 美

署名議員　合 田　　宏

署名議員　角　　久 子